

である。慣習上は法律に言ふ親屬會のやうなものはないが、重要な事項に付て親權を行使するには未成年者の親族と相談して之を行つてゐる。

二 親權と家長權

「親權者と家長とが意見を異にする場合何れに依るか(例へば婚姻、養子縁組の同意)」一般には相談してやつてゐるが、意見が異なる場合は親の方が關係が密接であるから親權者の意見に依つてゐる。

三 親權に服する期間

(1) 「子女は成年後も親權に服するか」 服す。但し之に付ては教令の處に於て述べたと同様であつて、日常の生活に關する親權者の正しい意見には必ず服従する。

(2) 「未成年者にして既に結婚した男子は尙親權に服するか」 服す。

四 親權の剝奪

(1) 「親權者はどんな場合に親權を剝奪せられるか(例へば親權を濫用し又は著しく不行跡なるとき如何)」親權を非常に濫用した場合、母が親權者なるとき不行跡な場合は何れも剝奪して差支ないが、右以外の理由では剝奪することはできない。

(2) 「親權を剝奪したとき誰がその子の利益の保護の任に當るか」 母の親權を剝奪した場合は祖父母、伯叔父母等近い親屬が保護の任に當る。

第四目 尊長權

一 尊長者

(1) 「父母の外尊長者は卑幼に對し尊長權を有するか」 有る。

(2) 「有すとせば父母の外に如何なる人が尊長權を有するか」 祖父母、伯叔父母、未だ嫁に行かぬ父の姉妹(嫁付いた場合は尊長權ない) 兄等である。

二 尊長權の内容

(1) 「祖父母が尊長權を行ふ場合その内容如何」 親權と大體同様である。

(2) 「その他の者が尊長權を行ふ場合その内容如何」 親權に比し少し權利が狭く、子女の財産の處分權がない。子女の教育、懲戒權は親權と同様である。

三 尊長權の制限及終了

(1) 「親權者と祖父母とが意見を異にする場合何れによるか(例へば婚姻、養子縁組の同意)」 親權者と家長との意見が異なる場合と同様で親權者の意見に依つてゐる。

(2) 「成年後も尙尊長權に服するか」 服す。

第七節 後見(監護)

一 後見の原因

(1) 次の場合後見人(監護人)を置いて之等の者及其の財産を保護することがあるか

(イ) 「未成年に親権を行ふ者がないとき(託孤)」有る。

(ロ) 「心神喪失の常況に在るとき」有る。

(2) 「その他どんなとき」右以外に監護すべき場合は考へられぬ。

二 未成年者の後見人の資格及順位

(1) 次の者は後見人となるか

(イ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。

(ロ) 「未成年者と同居する祖父母」 然り。

(ハ) 「伯父又は叔父」 然り。

(ニ) 「家長」 然り。

(ホ) 「未成年者と同居せざる祖父母外祖父母」 然り。

(ヘ) 「親屬會で選定した者」 然り。

(ト) 「その他どんな者」 親屬以外に慈善を好み何時でも正義を主張するやうな人があつた場合は、此の人を後見人に選定することが出来る。

(2) 「その順位如何」 (イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)の順位に依る。

三 禁治産者の後見人の資格及順位

(1) 次の者は後見人となるか

(イ) 「配偶者」 然り。

(ロ) 「父母」 然り。

(ハ) 「禁治産者と同居する祖父母、兄弟、伯叔父」 然り。

(ニ) 「家長」 然り。

(ホ) 「父又は母の遺言で指定した者」 然り。

(ヘ) 「親屬會議で選定した者」 然り。

(ト) 「その他どんな者」 親族以外に慈善を好み何時でも正義を主張するやうな人があつた場合は、此の人を後見人に選定することが出来る。

(2) 「その順位如何」 大體に於て(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)の順位に依るが、唯(イ)(ロ)の場合は、夫が禁治産者であれば妻よりも先に父母が後見人となり、妻が禁治産者なる場合は父母よりも夫が先に後見人となる。夫が禁治産者の場合妻が後見人になることは妻又は夫が勝手に金を遺ふ虞れがあるからいけぬと思ふ。

四 後見人の職務権限

(1) 「未成年者の後見人はどんな職務、権限を有するか」 未成年者に對し利益になることに付ては總て代理權がある。親が子に對する職務、権限は全部有してゐる。

(2) 「禁治産者の後見人はどんな職務、権限を有するか」 未成年者の後見人と同様な職務、権限を有する。

第八節 扶 養

一 扶養の權利義務者

次の者は互に扶養の義務を負ふか

(1) 「配偶者」負。

(2) 直系親屬間

(イ) 「子女と父母」 負。

(ロ) 「他家の嗣子となつた子と生父母」 否。

(ハ) 「他家の養子となつた子女と生父母」 否。

(ニ) 「出嫁した女と生父母」 否。人情的に互に扶養するかも知れぬが、之は義務ではない。

(ホ) 「母に従つて他家へ入り姓を改めない子女と母の後夫」 負。姓を改めると否とを問はず互に扶養の

義務を負ふ。何故なら子は幼いときから養はれてゐるのだから。

(ヘ) 「子女と繼父」 負。

(ト) 「子女と繼母」 負。

(チ) 「孫と祖父母」 負。

(3) 傍系親屬間

(イ) 兄弟姉妹

(A) 「同父同母の場合」 負。李鳳標——兄弟が分家した場合は扶養義務はない。

(B) 「同父異母の場合」 負。前同様。

(C) 「同母異父の場合」 否。

(ロ) 「父の兄弟及其の妻(伯叔父母)と姪及姪女(オイ、メイ)」 分家しない間は扶養義務があるが、分家後は唯情誼的に扶養することはある、併し之は扶養義務があるのではない。

(ハ) 「父の姉妹(姑母)と姪及姪女」 出嫁しない間は扶養義務があるが、出嫁後はない。

(ニ) 「母の兄弟及其の妻(舅父母)と甥及甥女(オイ、メイ)」 否。

(ホ) 「母の姉妹(姨)と甥及甥女」 否。

(ヘ) 「その他傍系親屬のどの範圍まで(右より夫々世數が遠い場合)」 範圍は一々云へぬが、同居共財の場合は如何に世數が遠くても互に扶養義務がある。

(4)(イ) 「家長と家族」 負。

(ロ) 「家屬相互間」 負。

(5) 岳父母と女婿

(イ) 「養老女婿と岳父母」 負。

(ロ) 「一般のその他の女婿と岳父母」 否。

二 扶養義務者數人ある場合

(1) 「扶養義務者數人ある場合その順位如何」 一樣には云へぬ。年齢、經濟能力、同家か分家か同宗か否かに依り異なるが、大體に於て順序は近親者から遠親者に及ぶ。親子、祖父母間は分家しても互に扶養義務があるが、兄弟間は分家すれば扶養義務はなくなる。王守先——同居共財及同財不同居の場合は互に扶養義務があるが、同居不同財、不共財且不同居(親子、祖父母間を除く)の場合は扶養義務はない。即ち共財であるか否かにより異なる。

(2) 同順位の扶養義務者數人あるとき

(イ) 「その義務は平等に分擔するか」 然り。

(ロ) 「最も資力ある者が負擔するか」 然り。

(ハ) 「資力の割合に應じて負擔するか」 然り。

(ニ) 「その他如何なる方法により負擔するか」 右外に負擔の方法はない。

(ホ) 「通常以上の内何れの方法によるか」 資力が餘り違はねば平等に負擔するのが多く、資力が非常に異れば最も資力ある者が負擔するのが普通である。資力の割合に應じて負擔するのは少い。

三 扶養権利者數人ある場合

(1) 「扶養を要する者が二人以上あり扶養義務者が全部を扶養する資力がないときはその順位如何」 父母、祖父母は平等の割合で扶養せねばならぬが、他は近親者より扶養せねばならぬ。

(2) 「同順位の扶養権利者數人あるときはどういふ方法で扶養するか」 前記の(ニ)の(2)に於て述べたと同様な方法で負擔する。

四 葬式費用と扶養義務者

「扶養権利者が死亡してその繼承人に葬式の資力がない場合扶養義務者は葬式の費用を支拂ふ義務がある。

五 扶養の拒絶

(1) 「扶養義務者は放蕩怠惰な者に對し扶養を拒むことができるか」 能。

(2) 「右の場合父母祖父母に對しても扶養を拒むことができるか」 否。

第九節 親 屬 會

一 親屬會議の事項

- (1) 「親屬會議を開いて重要な事項を議することがあるか」 有る。
- (2) 「ありとせば親屬會議では普通どんな事項を議するか」 分家、立嗣、監護等の事項を議する。

二 親屬會議の招集者

「何人が親屬會議を招集するか（當事者、法定代理人、家長、親屬の最尊者及才望の顯著な者、その他の利害關係人）」 普通は家長、輩分高い人、近親者が招集するが、當事者、親屬の最尊者及才望の顯著な者も招集出来る。

三 親屬會員の資格

- (1) 「親屬會員は一般に同姓の親屬を以て充てるか」 一定してゐないが、異姓の者でも親屬會員になつてよす。
- (2)(イ) 「異姓の親屬が親屬會員となることがあるか」 有る。
- (ロ) 「ありとせばどんな場合か」 異姓親屬中に徳望ある人があつた場合である。
- (3)(イ) 「親屬關係がなく、當事者と密接な關係にある緣故者（關功者）が親屬會員となることあるか」 有る。
- (ロ) 「ありとせばどんな場合か」 分家、立嗣、監護等を爲す場合、それ等の人と共同に密接な關係ある。

者を呼んで親屬會員とすることがある。

四 決議の方法

- (1) 「親屬會議は決議をするか」 爲す。
- (2) 「決議をするにせよ多数決によつて定めるか」 一般としては嚴格にやらず、會員が三、四人集つて相談して決めてゐる、多数決による等のやうなことはない。
- (3) 「然らずとせば如何なる方法によるか」 右参照。

五 親屬會議の效力

- (1) 「本人は親屬會議の結果に拘束されるか」 否。
- (2) 「親屬會議は招集者が参考の爲會員の意見を諮るに止るか」 然り。大體は意見を決めて置いて了解を得る程度のものであるが、分家の場合はさうでないこともある、分家のときは必ず親屬が集る。

継承

第一節 通則

一 宗祧繼承と遺産繼承

(1) 「一般に宗祧繼承(祖宗祭祀の不斷)が行はれてゐるか」 然り。宗祧繼承と云ふ語は一般に用ゐられてゐる。

(2) 「宗祧繼承人は必ず遺産を繼承するか」 然り。

(3) 「宗祧を繼承せずして遺産だけを繼承することがあるか」 無い。

二 繼承開始の原因

次の場合は繼承は開始するか

(1) 「被繼承人が死亡したとき」 然り。

(2) 被繼承人が出家したとき(喇嘛、和尚、道士、尼姑、女冠となつたとき)

(イ) 「宗祧繼承」 然。唯被繼承人が尼姑、女冠となつた場合宗祧繼承は開始せず、財産があれば遺産繼承

承だけ開始する。

(ロ) 「遺産繼承」 然り。

(3)(イ) 「右の外繼承の開始することがあるか」 有る。

(ロ) 「ありとせばどんな場合か」 失踪の場合である、失踪は死亡と同様であつて宗祧繼承、遺産繼承の開始原因となる。

三 胎兒の繼承

「胎兒は宗祧及遺産の繼承に付ては己に出生した者と同様に取扱はれるか」 然り。出生子が女であつた場合はいけぬ。

第二節 宗祧繼承

第一項 宗祧繼承人

一 男子

(1) 「宗祧繼承人は男子に限るか」 限。

(2) 「然りとせばその理由如何」 女は嫁に行かねばならず嫁に行けば家の者でなくなるからであつて、之は男が出家したのと同様である。

二 私生子

「私生子は認知された場合宗祧繼承人となり得るか」 得。但し他人の子を自分の子と云つて認知した場合、認知された私生子は繼承人となり得ない。

三 宗祧繼承人の人數

(1) 「宗祧繼承人は一人に限るか」 否。

(2) 「兄弟數人ある場合全部宗祧を繼承するか」 然り。大昔は宗祧繼承人は一人に限り長男に於て祖先を祭つてゐたが、現在では宗祧繼承に就ては繼承人の順位なく、長男も次男も即ち正妻の子も妾の子も皆宗祧を繼承し祖先を祭る。尤も此の場合家系圖だけは長男の處に置いてゐる。それで宗祧繼承と云つても昔と現在のそれは少し異なる。今日では大宗小宗と言はぬ。「回答者は何れも同様の意見か」 一同——然り。

第二項 宗祧繼承の効果

一 祖先の祭祀

(1) 「祖先の祭をするか」 然り。

(2) 「するとせば如何なる時期にするか」 年末、正月十五日、妻を貰ふ時、分家するとき、清明(大體三月頃で毎年變る)、七月十五日、十月一日に祭る。

(3) 「右各時期の儀式如何」 年末、正月十五日、妻を貰ふ時、分家するときには家系圖を開きその前に机を

置き食物を供へ蠟燭、線香を立て家系圖に對し跪拜を爲す。清明、七月十五日、十月一日には家系圖は開かぬが墓場へ供物を持つて行き之を供へ紙を焼く、紙を焼くのは衣物や供物を祖先に送る意味であり、此の紙の種類は冥衣、黄錢、海紙、寶（紙で作つた寶）等である。

(4) 「兄弟數人あるとき全部祖先を祭るか」 然り。

(5) 「然りとせば誰が主宰するか」 外部關係では長子の子孫が主宰することもあり、輩分高い者がすることもあり必ずしも一定してゐない。理窟から云へば外部關係でも内部關係でも長子の子孫が爲すべきであるが、實際に於ては内部關係では輩分の高い者が行ひ、祭の際に行ふ禮も輩分の高い者から行ふ。唯喪計は（喪帳とも云ひ死亡通知狀のことである）長子の子孫の名義ですが、之は長子宗祧繼承制度の遺物である。

二 宗祧繼承の内容

「宗祧繼承人は普通どんな權利義務を有するか」 祭祀の權利義務があるだけで外には何も無い。唯分家の場合長子に財産を少し多く遣ることがある。これは長子にやるのではなく、長子が祭祀を主宰するからその費用に充てるためであつて、之も亦長子宗祧繼承制度の遺物である。併しこれは一般には行はれてゐない。

三 宗祧繼承と祭具

(1)(イ) 「宗祧繼承人は祖宗の木主（位牌）、佛像、祖先堂、家譜、祭祀の器具を繼承するか」 木主は自分の所有とする意味でなく保管する。佛像は祖先と何等の關係もないから信仰する人が之を貰ひ、又平等に分けても

差支ない。祖先堂は堂が獨立の建物であるときは宗祧繼承人が管理するだけで自分の建物として繼承することはできないが、獨立の建物でない場合その建物を分けて貰つた者が建物を所有することになり、宗祧繼承人が他の者であれば其處に祭つてある箱を自分の家に持歸り保管するに過ぎない。家譜、祭祀の器具も之はやはり保管するに過ぎないのである。

(ロ) 「祭田あるときは之をも繼承するか」 然り。

(2) 宗祧繼承人數人ある場合右の物の管理は左の何人がするか

(イ) 「長男」 然り。原則として長男が管理する。

(ロ) 「兄たると弟たるとを問はず分家は依然從來の家に居住する者」 一定してはゐないが、さういふこともある。誰が從來の家に止るかは一定してゐない。分家に當り不動産は抽籤で定める場合が多いからである。

(ハ) 「宗祧繼承人間で互に推薦した者」 さういふこともある。

(ニ) 「右以外にどんな方法があるか」 次男に財産があり長男は貧乏してゐる様な場合次男に於て管理することもある。

(ホ) 「以上の内何れが普通か」 (イ)の長男に於て管理するのが普通である、

第三項 宗祧繼承制度存廢

(1) 「宗祧繼承制度は保存すべきか」 存すべきである。

(2) 「その理由を詳細に説明すること」 李鳳標——昔の宗祧繼承とは大分異つてゐるが現在一般に宗祧繼承は行はれてゐるから之を廢することはいけぬと思ふ、併し法律に宗祧繼承に關する規定を設けることは必ずしも必要ではない。王守先——滿洲では宗祧繼承の制度を非常に尊重してゐる。宗祧繼承の目的は宗祧の不斷である、各家が不斷なれば國家も不斷なる譯であり、此の様な考へ方からも廢することは不可である。李鳳標——意見としては法律上には宗祧繼承に關する規定を置かず之を禁止しないこととして、宗祧繼承を爲すと否とは各人の自由に任せるやうにするが最もよいと思ふ。年とつた人で禮教を重んずる人は昔のやうな宗祧繼承の制度を法律の上に存すべしと考へるであらうが、これは餘りに窮屈であるし、民國の民法のやうにこれを廢することは實情に合致せぬ。一同——賛成である。

第二節 遺産繼承

第一項 遺産繼承人

一 遺産繼承人の範圍

次の者は遺産繼承人となるか

(1) 配偶者及妾

(イ) 「夫(妻、妾死亡の場合)」 然り。

(ロ) 「妻(夫死亡の場合)」 然り。

(ハ) 「妾(夫死亡の場合)」 然り。但し夫に妻子、父母あるときは繼承人となることは出来ぬ。意見としては法律上妾制度を認めぬことにすれば妾には遺産繼承權がないことにした方がよい。

(2) 直系卑族(父母死亡の場合)

(イ) 「妻の子、妾の子」 然り。

(ロ) 「妻の女、妾の女」 然り。以下の者は他に自分より近い繼承人のない場合は繼承人となれる。友人で

さへ他に繼承人がなければ自分のものにするのできるものであるから。問題は繼承人となる順位の問題である

(ハ) 「嗣子」 然り。

(ニ) 「養子」 然り。

(ホ) 「養女」 然り。

(ヘ) 「私生子」 然り。

(ト) 「私生女」 然り。

(チ) 「出繼子は生父母の遺産を繼承するか」 然り。

(リ) 「養子となつた者は生父母の遺産を繼承するか」 然り。

- (3) 父母(子女死亡の場合)
 - (イ) 「父母」 然り。
 - (ロ) 「嗣父母」 然り。
 - (ハ) 「養父母」 然り。
 - (ニ) 「繼父」 然り。
 - (ホ) 「繼母」 然り。
- (4) 兄弟(兄弟死亡の場合)
 - (イ) 「同父母の兄弟」 然り。
 - (ロ) 「同父異母の兄弟」 然り。
 - (ハ) 「同母異父の兄弟」 然り。
- (5) 姉妹(姉妹死亡の場合)
 - (イ) 「同父母の姉妹」 然り。
 - (ロ) 「同父異母の姉妹」 然り。
 - (ハ) 「同母異父の姉妹」 然り。
- (6) 祖父母(孫、外孫死亡の場合)

- (イ) 「父の父母」 然り。
- (ロ) 「母の父母(外祖父母)」 然り。
- (7) 姪、姪女、甥、甥女
 - (イ) 「兄弟の子(姪)(伯叔父姑死亡の場合)」 然り。
 - (ロ) 「兄弟の女(姪女)(同上)」 然り。
 - (ハ) 「姉妹の子女(外甥、外甥女)(舅、姨死亡の場合)」 然り。
- (8) 伯叔父、姑、舅姨
 - (イ) 「父の兄弟(伯叔父)(姪、姪女死亡の場合)」 然り。
 - (ロ) 「父の姉妹(姑)(同上)」 然り。
 - (ハ) 「母の兄弟姉妹(舅姨)(甥、甥女死亡の場合)」 然り。
- (9) 「家長(家族死亡の場合)」 然り。
- (10) 「共に依倚せる家族」 然り。
- (11) 女壻
 - (イ) 「養老女壻(岳父母死亡の場合)」 然り。
 - (ロ) 「その他の女壻(同上)」 然り。

二 遺産繼承人の順位

(1) 「前問列擧の者が遺産繼承人とすればその順位大凡如何」 原則として男系は女系よりも先順位になるのであるが、大凡の順位は、夫死亡の場合は子、父母、祖父母、妻、兄弟、妻死亡の場合は夫、子、父母、祖母、兄弟の順である。男の子死亡の場合は夫死亡の場合に準じ、女の子が死亡した場合は娘には財産はないから繼承の問題は起らぬ。王守先——立法上の意見としては夫死亡の場合の繼承人の順位は一子、妻（各半分宛）、二孫、三父母、四祖父母、五妻、女（各半分宛）、七父の姉妹母の兄弟、妻死亡の場合の繼承の順位は一夫、二子、三孫、四父母、五祖父母、六女、族人（各半分宛）、七父の姉妹母の兄弟が適當である。

(2) 「直系卑屬數人あるときは常に親等の近い者を先にするか」 然り。夫も妻も死亡し娘が一人あり尙夫の兄弟が居る場合、一般では死亡した夫の爲に立嗣してゐる。これは女に全然財産をやらぬのはいけないし、全部やるのもよくないからである。

三 夫、妻、妾の遺産繼承人

(1) 妻死亡の場合次の場合には夫は遺産の繼承權があるか

(イ) 「子女のあるとき」 有る。第一位の繼承權がある。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。

(ハ) 「以上の者ないとき」 有る。

(2) 夫死亡の場合次の場合に妻は遺産の繼承權があるか

(イ) 「子女のあるとき」 無い。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 無い。

(ハ) 「以上の者ないとき」 此の様な場合一般では夫の爲に立嗣し立嗣すれば嗣子の財産となるから、嚴格に言へば妻が夫の遺産を繼承することはなく、たゞ嗣子を貰ふまで財産を管理するに過ぎない(イ)(ロ)の場合妻に財産を分けて遣うことはあるが之は非常に少い。

(3) 妾は夫死亡の場合次に遺産繼承權があるか

(イ) 「子女あるとき」 無い。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 無い。

(ハ) 「以上の者ないとき」 此の場合必ず夫の爲に立嗣して嗣子が財産を繼承する。妾は一時財産を保管するに過ぎない。

(4) 夫は妾死亡の場合次に遺産繼承權があるか

(イ) 「子女のあるとき」 有る。

(ロ) 「子女以外の繼承人あるとき」 有る。

(ハ) 「以上の者ないとき」 有る。

四 妻、妾の再嫁と繼承財産

「妻及妾が遺産を繼承した後他家へ再嫁して亡夫の家を出る時その繼承した遺産を持去ることができるか」否。

五 父母、祖父母の繼承権

「父母、祖父母は子たる繼承人ある場合にも之と同時に遺産を繼承する権利があるか」無い。父母、祖父母は自分の財産を持つてゐるから、さういふ場合にまで繼承する必要はない。但し夫は妻死亡の場合子のあるときでも同時に妻の遺産を繼承することができる。

六 遺産繼承の代位

(1) 「被繼承人の死亡前に子が死亡したときはその子の子が代つてその子の繼承分を繼承するか」然り。

(2)(イ) 「右の場合その子に子がないときはその子の妻が代つてその子の繼承分を繼承するか」否。繼承はできぬが繼承分を保管して置き死者の爲に立嗣してその嗣子に繼承させる。

(ロ) 「妾の場合も同様か」同上。

第二項 繼承分

第一目 法定繼承分

一 子の繼承分

(1) 「同地位に在る數人の子あるとき(何れも妻の子、何れも妾の子の場合)その人數に應じて均等に繼承

するか」然り。

(2) 「長男の繼承分は次男以下の子よりも多いか」否。長子に少し多くやることはあるが之は長子が次男よりも多く繼承すると云ふ意味ではなく、また長子に多くやる意味でもない。これを以て祖先の祭をさせる爲でその額も例へば一〇〇萬圓の財産を二人に分けるに當り、長子に六〇萬圓とか五五萬圓位やる程度で、その差額は僅であり、然もその例は極めて稀である。主に山東省から哈爾濱に移つて來た人の間にまゝ行はれてゐるに過ぎぬ。當地の田舎にもあるかも知れぬがよく分らぬ。

(3) 「幼子の繼承分は他の子よりも多いか」否。繼承分としてではなく教育費、結婚費として少し多く財産を贈與することがあるが之も極く稀である。

二 妾の子の繼承分

「妾の子の繼承分は正妻の子と平等か」然り。「平等の方がよいと思ふか」然り。皆自分の子であるから區別する必要はないと思ふ。

三 私生子の繼承分

認知を受けた私生子が遺産繼承権を有するとせばその繼承分は

(1) 「正妻の子と平等か」子があるのに私生子を認知した實例は知らぬ。認知したとすれば妾の子もやはり自分の子だからその繼承分は正妻の子と平等である。従つて、妾以外の女に出來た子も平等の方がよいと思

ふ。

(2) 「妾の子と平等か」 然り。妾の子があるのに私生子を認知した實例を知らぬ。

四 嗣子、養子の繼承分

(1) 「嗣子は妻の子と平等か」 然り。但し實例は知らぬ。馮春盛——直隸省でのことであるが、嗣子を貰つた後子が出来たので平等に繼承した實例を知つてゐる。併しこれでも嗣子は損である。始め全部繼承する積りで嗣子になつたのであるから。

(2) 「養子は嗣子と平等か」 馮春盛、王岑伯——實例を知らぬから判らぬ。李鳳標——幼いとき收養した子が可愛いので之に全財産を繼承させ度いが、それでは族人間に財産を繞つて紛争が起る虞れがあるから、嗣子を貰ひ養子に多く嗣子に少く財産を遣つた實例があるが、意見としては繼承分は養子が嗣子より少い方がよいと思ふ、何故なれば嗣子は同宗の者で宗祧を繼承するものであるから。養子の繼承分は嗣子の繼承分の二分の一が相當と思ふ。王守先——同意見。

五 養老女婿の繼承分

「養老女婿が遺産繼承権を有する場合その繼承分は實子と平等か」 實例を知らぬから分らぬが、意見としては平等にした方がよいと思ふ。何となれば女の婿の關係があるから。女婿は子としてその家には入つたのであるから、娘に繼承させるより女婿に繼承させる方がよい。

六 嗣子、養子の生父に対する繼承分

「他人の嗣子又は養子となつた者が生父母の遺産に對して仍ほ繼承権ありとせばその繼承分は生父母の別の子の幾割か」 繼承権はない。

七 妻、妾の遺産繼承分

「前項第三問の場合遺産繼承権ありとせばその各繼承分の割合如何」 李鳳標——妻死亡の時は子女その他の繼承人の有無に拘らず、全部夫が繼承する。習慣もさうである。夫死亡のとき妻に繼承権なく、子のないときは慣習上嗣子を貰ふまで妻は保管する権利あるに過ぎないことは前に述べた通りである。自分達の意見としては妻の遺産繼承権は認めた方がよいと思ふ。即ち子あるときは子と平等、女及び父母のみあるときは全遺産の二分の一、右の者なきときはその他の繼承人ある場合でも遺産全部の繼承権を認めるのが相當と思ふ。王岑伯、馮春盛——妻には少し財産をやるがよいと思ふ。夫死後子が妻を虐待したとき困るし、妻に子がなく、妾に子のあるとき妻を虐待する實例もあるから、李鳳標氏と同意見である。その割合も李氏の意見が相當である。男女平等の繼承権を認めた民國の法律は施行せられて十年、人民は法律に従つてゐない。慣習と民國の法律との中間が適當であると思ふ。

妾死亡のときは夫は妻死亡の場合と同様繼承権はあるが、夫死亡のとき妾は繼承権はない。法律上妾について規定することは面白くないであらう。

八 父母、祖父母の遺産繼承分

「前項第五問の場合遺産繼承権ありとせば各繼承分は子の幾割か」 前項第五問の場合は遺産繼承権はない。父母、祖父母は祖遺財産を持つてゐるから子にその子がある場合子の特有財産を繼承する必要はない。

九 贈與、遺贈額の控除

「共同繼承人中被繼承人より贈與又は遺贈を受けた者があつたときはその贈與、遺贈額を遺産中に加へて繼承分を決めるか、然りとせば受贈、遺者は遺産分割のとき右により算定したる繼承分よりその受贈、遺額を控除した残額を以てその者の取得分とするか」 死亡した者の意思により異なる。先に分家する意味で父が子に贈與した場合は子は父の死後遺産の分割を請求することは出来ぬ。父母兄弟の不和とか子が浪費するので之を改悛させる目的で極めて僅少の贈與をして子を追出した場合は父の死後其の遺産は平等に分割する。その實例もある。或る子が可愛からと云つて之にのみ贈與又は遺贈をすれば紛争の原因となる。此の場合その贈與又は遺贈が不動産ならば之を遺産中に加へて繼承分を定めると思ふが、さうでなければどれ位やつたか分からぬから遺産中に加へて繼承分を定めることはないと思ふ。普通不動産以外の金銭、物を餘り多く贈與又は遺贈することはないやうである。

第二目 指定繼承分

一 繼承分の指定

(1) 被繼承人は通常の繼承分を變更して特に左の者の爲に繼承分を増加して指定することがあるか

(イ) 「長子」 無い。長子であるからと云つて特に繼承分を増加して指定することは少いが外の理由で増加して指定することはある。

(ロ) 「幼子」 無い。前同。

(ハ) 「能力薄弱者」 有る。例へば子が不具者又は寡婦のみ残つて儲ける方法がないと云つた様な場合は増加して指定する。

(ニ) 「教育を受くべき子女(教育費として)」 有る。

(ホ) 「未だ結婚しない子女(結婚費として)」 有る。

(ヘ) 「愛する子」 有る。有るが之は私に遣るだらう。

(ト) 「その他何人の爲」 右の外の者に増加して指定することはない。

(2) 被繼承人は特に左の者の繼承分を減少して指定することがあるか

(イ) 「特有財産を多く持つて居る子」 有る。

(ロ) 「才能ある子」 有る。

(ハ) 「浪費の子」 有る。

(ニ) 「嫌悪な子」 有る。あるにはあるが實例は少い。

(ホ) 「その他何人の爲」 右の外の者に減少して指定することはない。

(3) 「(1)(2)の場合ありとせばその指定の方法如何」 口頭で爲すか書面で爲すか聞いたことも見たこともないが、友人親屬を呼び遺言したり、又は子の爲に分家單(分家證書)を書いてやるだらうと思ふ。

二 指定の效力

(1) 「繼承人は繼承分の指定が甚しく不公平な場合(特留分に反した場合)でも常に之に従はねばならぬか(絶対服従)」 理論上は従はねばならぬだらうが、非常に不公平な場合實際に於ては親が生きてゐる間は必ず服従するだらうが死ねば左様に行かぬだらう。

(2) 「その指定が甚しく不公平でない限り常に之に従はねばならぬか」 従ふ。事實上も従ふだらう。

第三目 特留分

一 特留分の存否

「被繼承人が生前處分又は遺言に依つてその財産を處分する場合(例へば贈與又は遺贈)繼承人のため或限度の財産を特留(遺留)することは要するか」 要す。非常に必要である、何故ならば繼承人が生活に困るかも知れぬから。

二 特留分の割合

特留することを要するとせねば左の者の特留分はその繼承分の幾割か(註慣習判然せざるに因り意見を徴した)。

(1) 直系卑屬

(イ) 「妻の子」 意見として二分ノ一。

(ロ) 「妾の子」 前同。

(ハ) 「私生子」 前同。

(ニ) 「嗣子」 前同。

(ホ) 「養子」 前同。併し養子は少し少なく四分の一位でもよい。

(2) 「父母」 二分の一。

(3)(イ) 「夫」 前同。

(ロ) 「妻」 前同。

(4)(イ) 「兄弟」 兄弟が金持なれば特留する必要はないが、貧乏してゐれば多く特留せねばならぬ。大體三分の一位が相當と思ふ。

(ロ) 「姉妹」 前同。

(5) 「祖父母」 前同。

(6) 「右の外の繼承人」 右外の繼承人には特留する必要はない。

三 特留分侵害の救済

「被繼承人がその財産を處分して繼承人の特留分を害した場合繼承人はその部分の取戻を請求することができるか」能。

第三項 女子の繼承權と繼承分

一 女子の繼承權

女子は左の場合遺産の繼承權があるか

(1) 他家へ出嫁したとき

(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟又はその繼承人ある場合」 無い。李風標——女子の繼承權を認めることにすれば出嫁と否により繼承權の有無を區別する必要はないと思ふ、出嫁後は繼承權ないことにすれば親が死亡するのを待つて出嫁するやうになるだらう。

(ロ) 「右の者ない場合」 全然繼承人ない場合は別だが立嗣するから繼承しない。

(2) 未だ出嫁しないとき

(イ) 「他に實兄弟、嗣子たる兄弟又はその繼承人ある場合」 無い。

(ロ) 「右の者ない場合」 實兄弟、嗣子たる兄弟その他の繼承人が全然ないとき始めて繼承出来る。父母祖父母があれば繼承できない。

二 遺産繼承後の出嫁

「他に繼承人ない場合女子は全遺産を繼承するにせよ右遺産を持つて出嫁することができるか」 できる。嗣子を立てず持つて行くことができるか」 嗣子を立て得る場合には必ず立てねばならぬ。「嗣子を立てることができぬ場合があるか」 有る。親屬がない場合である。實際の例であるが之は湖北省から哈爾濱に移住して来た家庭で夫妻、子、妾が居たが全部死亡して仕舞ひ財産が相當あるのに嗣子を立てることができずその儘になつてゐる。

三 養女の遺産繼承權

「養女に遺産繼承權があるか」 遺産繼承權は女子よりも弱く女子があれば繼承できない。

四 出嫁と財産の分與

(1) 「出嫁費用は誰が出すか」 父母生存中は父母、父母死後は兄弟が出す。兄弟が分家するときは女子出嫁費用は保留する。

(2) 女子が出嫁する場合女子に相當の財産を分けてやるか

(イ) 「實兄弟ある場合」 否。普通はやらない。

(ロ) 「兄弟なく立嗣した場合」 否。慣習上はやらないが、人情として死亡した者が子なく立嗣する様な場合は嗣子が女子に財産を分けてやることは少いだらうから、生前に分けてやることがある。

(3) 分けてやるとせば

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割位か」 標準はない、やる人の自由である。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割位か」 前同。

(4) 女子出嫁後被繼承人死亡の場合女子に相當の財産を分けてやるか

(イ) 「實兄弟ある場合」 否。例外としてやる場合があるが、一般にはやらぬ。

(5) 分けてやるとせば

(イ) 「實兄弟の取得分の幾割か」 一定してゐない。

(ロ) 「嗣子の取得分の幾割位か」 前同。

五 女子に繼承權を認めることの當否及理由

(1) 「女子に遺産繼承權を認めることの當否如何」 認めるがよい。

(2) 「その理由如何詳細に説明すること」 王岑伯——父母としては女子も自分の娘に違ひないから遺産を

やりたい氣持はあるから認めた方がよい、全然認めぬことにすれば妾や藝者になる女が多くなると思ふ。王守先——全然女子の遺産繼承權を認めぬことはよくない、併しそれかと云つて強大な繼承權を認むれば財産が異姓に流れるから僅少な程度にして認めることにしたがよい。馮春盛——夫が繼承するから女には繼承權は認めなくともよい。兩方に繼承權を認めるのは面倒だから。

(3) 「認めるとせばその繼承分は男子の幾割を相當とするか」 李鳳標——女子が實兄弟と繼承するときは實兄弟の四分の一、嗣子兄弟と繼承するときは嗣子兄弟の二分の一、養子兄弟のときは平等でよいと思ふ。王守

先、馮春盛——女子の繼承分に制限を加へないとすれば兄弟が一人で姉妹が四人居るやうな場合は姉妹が嫁に行けば、財産の殆どが他家に行くことになるから繼承權を認めるとすればその繼承分は極く僅少にした方がよい。

第四節 繼承の拋棄及限定繼承

一 繼承の拋棄

「遺産繼承を拋棄して債務の支拂を免れることができるか(被繼承人の債務が超過してゐる場合等に於て)」否。父債子還と云ふ諺があるが之は繼承の拋棄ができないことを云つてゐるのである。併し意見としては債務の超過額が多い場合の繼承人は可愛想だから吃大片肉(債權者に集つて貰ひ御馳走を爲し繼承財産に自分の全財産を加へ債權者に支拂ひ尙不足する債務を免除して貰ふこと)を認めたがよいと思ふ。

二 限定繼承

「繼承人は繼承に因つて得た財産の限度でのみ被繼承人の債務及遺贈を辨済する責に任ずることとすることができるか(被繼承人の債務超過の虞ある場合に於て)」否。債權者が承知しない。意見としては斯様な制度を認めたいと思ふ。馮春盛——郷里河北省では親の債務を支拂はぬと言へば、「支拂はなくともよいが、それは祖先の墓に行けぬ」と言ふ。

三 父債子還

「如何なる場合でも親の債務は子が返さねばならぬか(父債子還)」 父の財産と子の財産が共同である場合即ち一緒に儲けた様な場合は必ず子が返さねばならぬが、さうでなく父と子が別居し例へば父の財産は哈爾濱に在り子の財産は大連にあると云つたやうな場合は子は父の債務を返さぬ。結局此の場合には子は自己の小份子(特有財産)を以て辨濟する必要はなく、父の債務は父の財産の限度で拂ふことになる。

四 吃大片肉

- (1) 「吃大片肉の慣習があるか」 有る。
- (2) 「ありとせばどう云ふことをするか」 債権者を集つて貰ひ御馳走を爲し繼承財産に自分の全財産を加へ支拂ひが尙不足する債務を免除して貰ふ。此のとき債権者は債務者の生活の爲に必要な程度に於て債務者の財産の保留を許すのが普通である。「財産を私に隠して置いてさういふことをする者はないか」 さういふことをする例もある。
- (3) 「吃大片肉によつてその者は社會的制裁を受けるか(例へば公職に就き得ない等)」 何等の制裁ない。唯世間上の信用に影響する。

第五節 繼承人の缺格及廢除

一 缺 格

左に掲げた事由があるとき當然繼承人(宗祧、遺産)たる資格を失ふか(法律によらず慣習による、慣習なきときは意見を)

- (1) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者を殺し又は殺さうとしたとき」 實例は知らぬ。意見としては失ふことにしたがよい。
- (2) 「故意に被繼承人又は繼承人となるべき者が死刑に該る罪を犯した事を誣告したとき」 前同。
- (3) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人をして繼承に関する遺言を爲さしめ又は之を取消若は變更せしめたとき」 前同。
- (4) 「詐欺又は脅迫に因て被繼承人が繼承に関する遺言を爲すことを妨害し又はその取消若は變更を妨害したとき」 前同。
- (5) 「被繼承人の繼承に関する遺言を偽造、變造、隠匿又は湮滅したとき」 前同。
- (6) 「被繼承人に對し虐待又は重大な侮辱を加へた爲被繼承人より繼承するを得ざる旨を表示せられたとき」 前同。然し以上何れも實例を見たことがない。
- (7) 「その他如何なる事由あるとき」 右の外には資格を失ふ場合はない。

二 缺格者の代位繼承

「右の各場合繼承權を喪失した者の繼承人たるべき者は代位して繼承する權利を有するか」 有る。

三 繼承人の廢除

(1) 嗣子、養子又は直系卑族たる繼承人に左の事由あるときは被繼承は遺產繼承人たることの廢除を請求することができるか(法律によらず慣習による慣習なきときは意見を)

(イ) 「被繼承人に對して虐待を爲し又は之に重大な侮辱を加へたとき」 實例は知らぬ。意見としてはできるとしたがよい。

(ロ) 「疾病その他身體又は精神の異狀に因り家政を執るに堪へないとき」 否。過失がないからできない。

(ハ) 「家名に汚辱を及すべき罪に因て刑に處せられたとき」 できる。

(ニ) 「浪費者として準禁治產の宣告を受け改悛の見込ないとき」 できる。

(ホ) 「被繼承人を遺棄して之を扶養しなかつたとき」 できる。

(ヘ) 「右の外如何なる事由あるとき」 右の外に請求する場合はない。

(2) 「右の場合宗祧繼承人たることの廢除を求むることができるか」 否。如何なる場合に於ても宗祧繼承人の廢除を請求することはできない。「右の場合宗祧繼承人を同じ墓に埋ぬ事ができるか」 否。如何なる場合でも同じ墓に埋めなければならぬ。

第六節 繼承人の曠缺

一 遺產管理人

(1) 「繼承人あること分明でないときは親屬會は遺產管理人を選任するか」 選ぶ。

(2) 「選任するとせば其の管理人は如何なる職務を有するか」 遺產を保管する義務がある。

二 殘餘財産の歸屬

「債務辨済の上殘餘財産あるときは何人に歸屬するか(例へば國家、公共團體、寺廟等)」 祠堂、寺廟、慈善團體(育嬰堂)等に歸屬する場合が多く、國家又は公共團體に歸屬するやうなことはない。

第七節 家産の分割

第一項 通 則

一 分割の時期

(1) 「祖父母、父母生存中家産を分割することができるか」 有る。

(2) 「父母の表期中に家産を分割することができるか」 有る。あるにはあるが近來斯様な例は稀である。

(3) 「繼承の開始後普通何年位を経て家産を分割してゐるか」 早いのもあり遅いのもあり一定してゐないが直に分割するのは少く大體は二、三年経つてから分割してゐる。繼承人が老年の場合は早く分割し、幼い場合は遅く分割する傾向がある。

二 分割の禁止

「遺言を以て遺産の全部又は一部の分割を禁止することがあるか」 無い。

三 直系親屬間の分割

(1) 「直系尊屬と卑屬との間で家産を分割することがあるか」 有る。

(2) 「ありとせばどう云ふ場合か」 不和、意見の相異等に基く。

四 家産分割と分家

「家産だけ分割して分家しないことがあるか」 無い。

五 繼承権なき者に對する分與

(1) 「家産分割の際遺産繼承権のない家族に對して家産を與へるか」 與へる。親戚であれば如何なる者にも與へてよす。

(2) 「被繼承人の妻、妾、女に對しては遺産繼承権のない場合でも家産を與へるか」 與へる。

(3) 「異姓の同居親屬に對しても與へるか」 與へる。

六 留保財産

(1) 「家産分割の際祭田、祖先堂、祭器、墓地等の祭祀公業を家産より除外して留保するか」 留保する。

(2) 「被繼承人その他の尊屬の養贍財産、子女の結婚又は教育の資金を家産より除外して留保するか」 留

保する。

第二項 分割の標準

一 分割の標準

(1) 「家産の分割は各股(各支)に依るか(即ち分割前の共同始祖迄遡り其の始祖の繼承人間で各繼承分に依り分割しその各分割したものを更にその各次代の繼承人間に順次分割するか」 然り。

(2) 「各股に依らず人数に依り分割することがあるか」 無い。

(3) 「特に家族の食糧(例へば高粱)は人数に依つて分割するか」 人数に依るのも股によるのもあるが、人数に依る方が多い。

二 功勞額と長孫額

(1) 「家産の増殖に功勞あつた者にはその報酬として他の者より若干多く分與することがあるか」 有る。少くない。

(2) 「長孫(長子の長子)には特に其の身分に對して分産の際若干の財産を分與することがあるか」 無い。併し祖先の祭祀費用として分與することはあるがこの例は極く少い、その額も極めて少い。

第三項 分割の方法及手續

一 分割方法の決定

- (1) 「家産分割の方法に付て被繼承人が遺言を以て之を指定することがあるか」 有る。
- (2) 「遺言を以て分割方法の決定を第三者に委託することがあるか」 有る。
- (3) 「右(1)及(2)の定のない場合繼承人等が協議して定めるか」 然り。
- (4) 「分割に付て紛争の起つた場合親屬知友によつて分割方法を定めることがあるか」 有る。
- (5) 「その他如何にして分割方法を定めるか」 右外に分割の方法の決定はない。

二 分割方法

- (1) 左の方法によつて家産を分割することがあるか
 - (イ) 「現物分割(例へば土地と家屋と現金とある場合之を三人に分割するには各箇の家産に付各三分分するか) 有る。之が普通である。
 - (ロ) 「各人の好惡に依り適宜に分割(前例に於いて一人が土地一人が家屋一人が現金を貰ひ過不足を金銭で償ふ様にするか) 有る。之は現物分割ができない場合には行はれるのであつて斯様な例は少ない。
 - (ハ) 「家産を賣却し其の代金を分割」 有る。少ない。
 - (ニ) 「家産を數分し抽籤に依る分割」 有る。動産、不動産の區別なく全部抽籤で行ふ。
 - (ホ) 「其他如何なる方法」 右外に分割方法は無い。
- (2) 「右の内普通何れの方法に依るか」 (ニ)の抽籤の方法が一番多く行はれ次が(イ)(ロ)(ハ)の順になる。

三 耕地の分割

- (3) 「分割不能の財産はどう處置するか」 (ハ)の方法に依る。
 - (1) 耕地を現物分割する場合どういふ風に分割してゐるか
 - (イ) 「一筆の場合」 平等にする。分配の方法は畝により耕作の便の爲細長く分ける。
 - (ロ) 「數筆の場合」 原則として價値に依り分割し、不足分は金で補ふが、此の方法による分割ができない場合は一筆毎に分割することもある、併し後者の分割方法は極く少い。
 - (2) 「各土地を數次分割する結果各人所有の土地が狭少且分散して耕作に不便を來し且生計を維持するに足らなくなるやうなことがないか」 無い。各土地を數次分割しても耕作は共同で爲すこともあり又耕作に不便を來さぬ様に分割する。また一人は土地一人は金と云ふ風に分割する場合もある。
 - (3) 「小家族(例へば夫妻及幼子ある場合)で自ら耕作して生活するにはその地方で最少どの位の土地を要するか(右の土地で穀物がどの位收穫できるか) 夫婦子供併せて三人暮し位の家族なれば地味によつても異なるが、五天地あれば足る。一天地の收穫は昔の柁で高粱が五、六石とれる(昔の柁の一石は新しい柁の三石に相當する)。
 - (4) 「都會に行つてゐる者にも分割する結果不在地主を生じて不都合を來すことはないか」 無い。
 - (5) 「耕作地分割後も依然共同耕作をやり収益だけ分割する例はないか」 有る。
 - (6) 「分割後は土地と一致する様に地券を書換へて登記を行つてゐるか」 登記をするのもしないのものもある。

が田舎では一般に登記してゐない。

四 債権の分割

(1) 債権そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか

(イ) 「一債権の場合」 股に依り分ける。

(ロ) 「數債権の場合」 數債権の分割は便利な方法に依り各々異り何れの方法が多いとも云へぬが、その分割方法は分家の際相談して決めるのであつて、大體(A)辨済を受けた都度分割する、(B)債権の數額が同様な場合平等に分割する、(C)各一債権毎に平等に分割するのがある。

(2) 「債権の分割が債務者に效力ある爲には如何なる方法をとらねばならぬか」 債務者に分割の事實を通知すれば足りる。

(3) 債権分割後債務者の中に支拂能力なき者があつた爲辨済を受け得ない繼承人は他の繼承人に對して其の損失の分擔を求めることができるか

(イ) 「債務者が分割前既に無資力であつた場合」 否。分割前既に無資力なることが分つてゐるときは之を除外して分割するが、斯様な事實が分らず分割して仕舞つた場合は自分の運命だから仕方がない。

(ロ) 「債務者が分割後無資力となつた場合」 否。運命だから。

債務の分割

(1) 繼承人間の關係に於いて

債務そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか

(イ) 「一債務の場合」 平等に分割する。

(ロ) 「數債務の場合」 甲債務は誰、乙債務は誰といふ風に分けてゐる。各債務を夫々分割することは少ない。これは分割が厄介だからである。以上(イ)(ロ)の場合。

一般としては分家の際は先づ家産を以て債務を辨済した後殘餘財産を分割してゐる。債権、債務を一緒にして分割することは極く少ない。

(2)(イ) 他の繼承人に支拂能力のない者が生じた場合でも自己の負擔部分だけ辨済すればよいか

(A) 「債務の分割に付債権者の承諾を得た場合」 否。

(B) 「債権者の承諾を得ない場合」 否。

(ロ) 「連帯して責任を負ふか」 然り。

(ハ) 「連合(繼承人中支拂能力のない者が生じたとき始めて他の繼承人が更にその負擔部分を分擔して支拂ふこと)して責任を負ふか」 否。債権者は誰に對しても請求できる。

六 其の他の財産の分割

次のものはどう分割するか

(1) 「牧養地」 平等。
(2) 「宅地」 一筆しかない場合は一人は宅地一人は土地と云ふ風に分割するが、數筆あるときは平等に分ける。

(3) 「家屋」 宅地と同様な方法で分割する。

(4) 「家畜」 平等。

(5) 「家具」 平等に分割するが、平等に分けられぬときは他の物と併せ適宜に分割する。

(6) 「食糧」 平等。

(7) 「營業」 資本を分けてその資本の率に依り利益を分割する方法もあり又各々獨立して營業を爲すこともあるが、此の場合は商號は其の儘にして商號に各人の名前を附記する。尙一番能力ある者に營業を繼續させその利益を分割する方法も行はれてゐる。

(8) 「合股」 持分を分ける。父が死亡したとき、兄弟の總てが合股にはいる。此の場合他の役員がこれを拒むやうなことはない。

七 分割の手續

(1)(イ) 「家産分割の時證書を作成することを要するか」 要す。

(ロ) 「その證書をどう稱するか」 分家單、分書と云つてゐる。

(ハ) 「作成することを要するとせばどんなことを記載するか」 どんなものを誰に分けたと云ふ程度に記載する。茲に分家單の寫を添へる。

分 關 憑 據

立分關字據人陸文舉三人情因家道不睦不願同居理業以同嫡母兄弟子孫遊請老親鄰族伯叔延日議允說妥將祖遺自置房院熟地荒甸根草柴薪車輛牲畜內存外缺一概均分並無偏袒所有浮物各有憑單今有伯父陸廷爽因早年缺分經中說允分河東黃山咀子熟地拾壹畝草房六間房基壹處以作奉養又分與四嫡母黃山咀子熟地伍畝草房參間房基壹處又分太平橋路南熟地壹段原照交付以作奉養與伊小兒完婚之費陸文舉分本宅瓦正房西頭參間西廂瓦房七間陸文厚分瓦正房東頭四間東廂草房七間大門在內院牆各分各段陸文成分太平橋路南瓦正房七間房中舖塾丁壁又分三棵樹屯西頭草正房五間地基壹段東西寬拾文南北長拾五文再有三棵樹河北河南河東熟地荒甸統按三股均分所有外缺內存賬目浮物亦是按股均分各有清單爲憑再有賓州熟地五拾畝荒甸瓦房貳拾四間大門院牆柳條通未分一併典出日後如有抽回出售價資亦按三股均分此係五面情願各無返悔異說恐後無憑特立分關字據爲證存照

陸	廷	爽	一
陸	廷	彥	廿
陸	文	彬	廿

族中人

陸文萃 十
陸文學 十

劉德源 十
劉昌三 辛

張峻峯 〇
張太廣 〇

代字人 王鳳鳴 ワカウ

中華民國十三年舊曆二月初九日 立分關字據人陸文厚 陸文成 陸文厚 陸文成 十 十

(譯文)

分家證書

陸文厚^成陸文成^厚の三人は本分家證書を作る。自分等は融和を缺き同一家内に於て將來この儘同居を續け、財産を管理して行くことは互に望ましくないので、今般嫡母(叔父の妻)、兄弟、子、孫等が集り、更に近隣、親友及親族を招いて協議した結果、祖先の遺産及自分等の買入れた土地、家屋、糧穀、薪炭、家畜、車輛その他債權

債務を上手に均分することに定め、世帯道具は別に夫々證據書類を作つて置くことにした。これに關して伯父陸廷爽はまだ分家してゐないので仲介人を介して、次の河東黃山咀子の熟地十一响、草房六間、敷地一ヶ所を養老費として同人に分與することにし、又四塘(四番目の叔父の妻)には黃山咀子の熟地五响、草房三間、敷地一ヶ所及太平橋路の南側に在る熟地一ヶ所(執照とも)を、本人の養老費及その子(男)の結婚費用として分與することに定む。陸文厚は本宅の瓦正房の西側三間、西の瓦廂房七間を取得する。陸文厚は瓦正房の東側四間、東の草廂房七間と大門を取得する。院子(庭)、牆壁は以上の分割物に附隨して夫々適當に分割する。陸文成は太平橋路の南側に在る瓦正房七間(商賣道具一切附屬の儘)及三棵樹屯に在る草正房五間、敷地一ヶ處幅東西十丈、長さ南北十五丈を取得する。又三棵樹屯の河北、河南、河東の熟地、荒地は全部三股に均分する。この外債權、債務(帳簿記載額)及世帯道具は同様各股に均分するが、これについては別に夫々證據となる明細書がある。尙賓州の熟地五十响、荒甸の瓦房二十四間、大門、院子、牆壁、柳條通(柳を栽培する用地)等は分割せず、これを全部出典(入質)するが、將來回贖(請戻し)又は賣却するときはその價格は前同様三股に均分する。以上のことは關係者五名が合意の上定めたのであるから後悔することはないが、後日のため本分家證書を作り證據として置く。

陸廷爽 一
陸廷彦 廿

族中人(親屬)

陸文彬 陸文萃 陸文學

一九六

中人(仲介人) 劉德源 劉昌三 劉峻峯 劉太廣

代字人(代筆人) 王鳳鳴

中華民國十三年舊曆二月九日 分家證書作成者 陸文萃 陸文學 陸文彬

(2)(イ) 「親屬その他の證人の立會を必要とするか」 要す。

(ロ) 「要すとせば證書に署名捺印するか」 する。

第四項 繼承分の處分及その買戻

一 繼承分の處分

「遺產繼承人は分割前にその繼承分を擔保に入れ又は賣却することができるか」 否。擔保に入れても又賣却しても無効である。

第八節 僧侶、道士等の繼承

一 俗家に對する繼承

「僧侶、道士等として出家した者は俗家に對し宗祧又は遺產繼承權を有するか」 無い。

二 僧侶、道士に對する繼承

(1)(イ) 「寺院を主持する僧侶、道士等死亡したときその地位の繼承が行はれてゐるか」 然り。

(ロ) 「行はれてゐるとせば誰が繼承するか」 徒弟が繼承する。

(2) 「僧侶、道士等の遺產は誰が繼承するか」 徒弟が繼承する、その兄弟等が繼承することはない。

第九節 遺言

第一項 通則

一 遺言の有無

「遺言をすることがあるか」 有る。

第一部 哈爾濱地方漢人の慣習

二 遺言の方法

「遺言は普通書面に依るか口頭に依るか」 雙方共ある、貧乏人は大體字が書けぬから口頭によるが、よい家では書面に依る場合が多い。

三 親屬その他の證人の立會

左の場合親屬その他の證人の立會を要するか

(1) 「口頭に依る遺言」 要す。

(2) 「自筆證書以外に依る遺言」 要す。

四 遺言證書

(1) 「遺言證書は普通どういふ事項をどんな形式で記載するか」 一定の形式はない、皆自由に書く。

(2) 「遺言證書を一通だけ作成した場合普通誰に交付するか」 夫が遺言證書を作成した場合は普通妻にやる子に交付して置くこともある。

五 遺言の執行

「遺言者が遺言執行人を指定しないときは普通誰が執行するか」 繼承人が自分で執行する。

第二項 遺 贈

一 遺贈の能否

遺言を以て

(1) 「その財産の一部を他人に贈與することができるか」 できる。

(2) 「財産の全部を他人に贈與することができるか」 否。特留分の關係からできぬ。

二 未出生の子に對する遺贈

(1) 「胎兒に對して遺贈を爲すことがあるか」 有る。

(2) 「未だ懐胎しない子に對して遺贈を爲すことがあるか」 無い。此の場合は懐胎の可能な親に遺贈することはできるが、子に遺贈することはない。

第十節 葬 式

一 葬式の主宰及喪主

(1) 「葬式は何人が主宰するか」 主宰者と喪主は必ずしも一致しない。

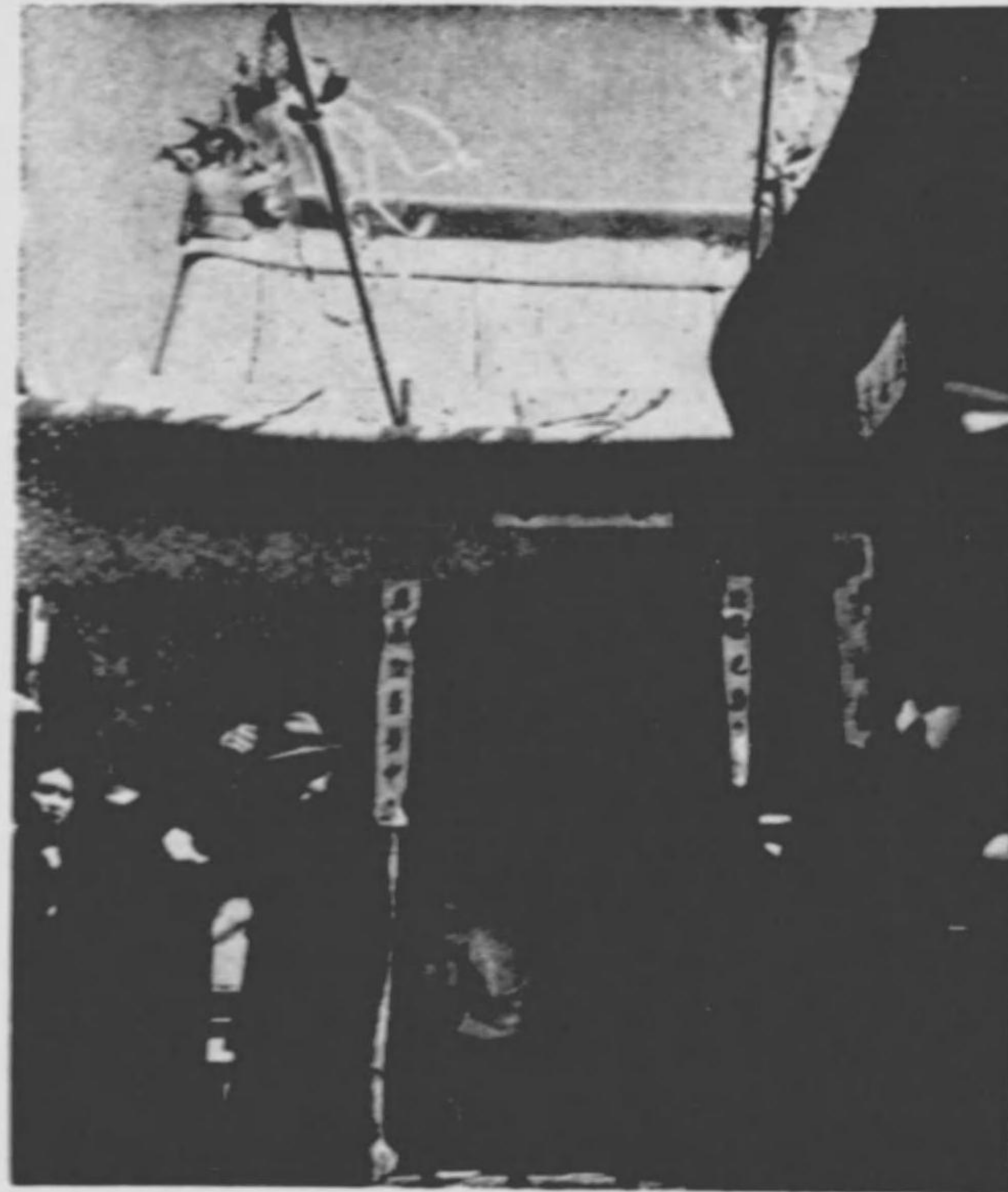
(2) 左の場合何人が喪主となるか

(イ) 「父母の葬式」 子(長子)。

(ロ) 「祖父母の葬式(祖父母の長子先に死亡し長孫及次子ある場合)」 名義は長孫であるが、實際は次子がやるかも知れぬ。

二 漢人の葬儀

イ 葬儀場の外部



ロ 哈爾濱馬忠駿家の墓



ハ 葬 列



(ハ) 「子の葬式」 父。子が幼いときは喪主はない。
 (ニ) 「夫の葬式(子のない場合)」 子があれば子がなるが、なければ父、妻がなる、母が喪主となることはない。

(ホ) 「妻の葬式」 夫。

(ヘ) 「その他の葬式」 近い親屬がなる。

二 喪 服

(1) 「着用の喪服は親屬關係の親疎に依つて區別があるか」 然り。

(2) 「どんな親屬の喪に對してどんな喪服を着るか」 服制圖に依り着るが、喪服の色は總て眞白で種類は二種類あるその一は父母等三年間の喪に服すべき場合に着るものでは縁を縫取りしないで作つたもの、他は右以外の喪に服すべき場合に着るのであるが之は一般の着物と同様縁を縫取りにして作つたものである。然し何れも兩方共形は餘り變らぬ。尙頭に白布を巻くが父母の葬式の場合は耳又は目迄の垂があるが、父母以外の場合此の垂がない。卷數に依つて親族の遠近の區別はこの地方ではない。

三 埋葬の方法

次の場合どういふ方法で埋葬するか

(1) 「幼児、未婚婦、妊婦などの死亡の場合」 家の墓場に埋葬せず、義地(公の墓場)又は他の土地に埋葬

イ 此の圖は漢人葬儀の齋場である。可成り人通りのある街角附近に設けられたもので、左右の人達は葬儀關係者、屋舎はアンペラ造りである。中の白衣の人は遺族である。(秋吉威郎氏撮影)

ロ 哈爾濱にある馬忠駿家の墓。(千種達夫氏撮影)

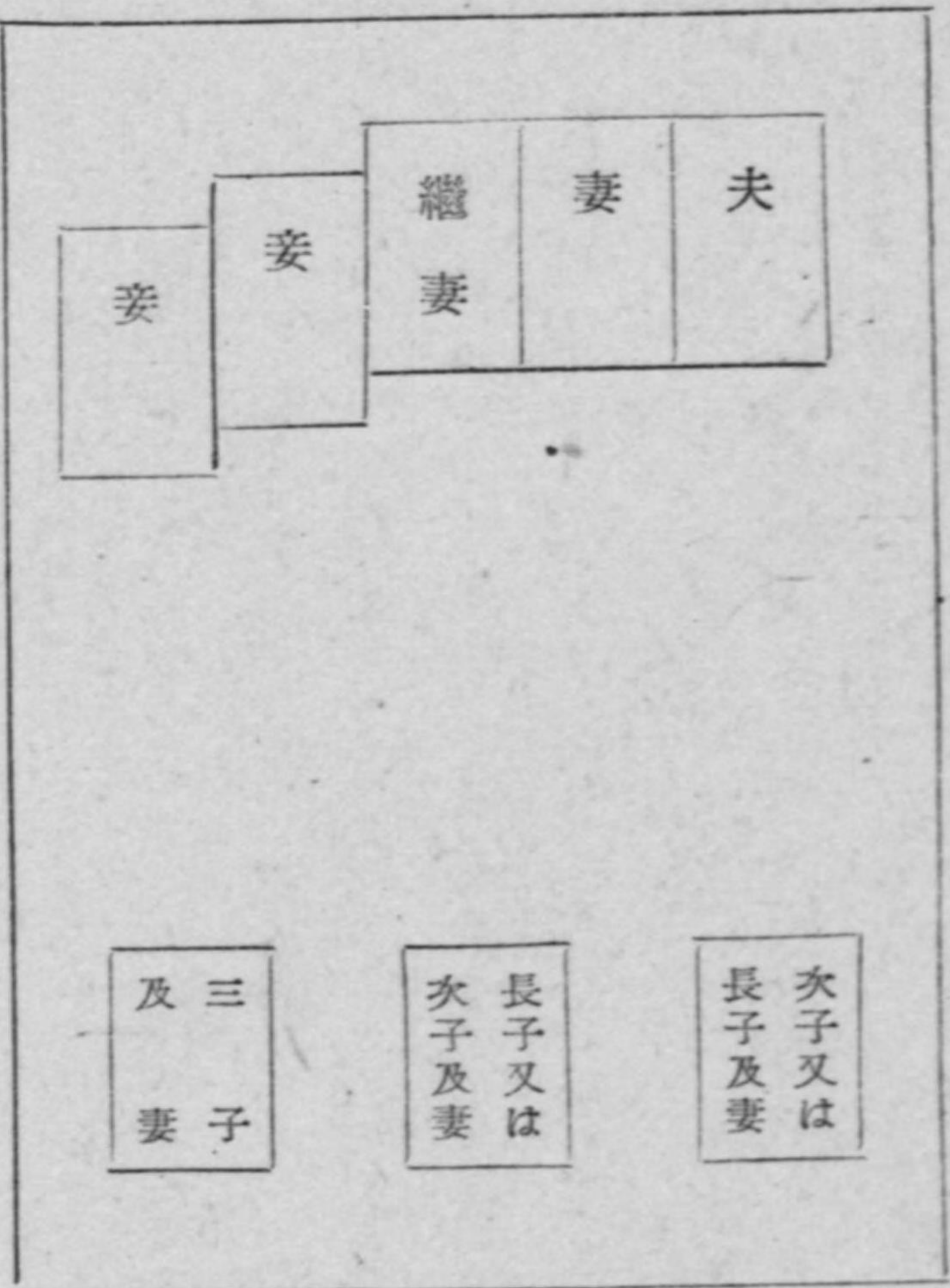
ハ 豪華な漢人葬儀の行列中の棺の圖である。

(秋吉威郎氏撮影)

する。

(2) 「喇嘛信徒、回教徒、道士等の死亡の場合」 分らぬ。

(3) 「その他一般の場合」 家の墓場に埋葬する。一應假の墓場(義地)に預けて後で家の墓場に埋葬することもある。尙埋葬の位置は左圖の通りである。



順次輩分に従つて埋葬し、夫と妻妾は一つ

の土を盛る。妻、繼妻、妾は夫を狭んで埋

めることなく妻の次に埋める。妻を第一順

位に置き尊重せねばならぬからである。妾

は妻より更に一段下げて埋めねばならない。

四 葬式の順序

「死亡後埋葬迄の順序」 死んだ人が着る着物を死者に着せ死體を寢臺に置いて家族が線香を供へ紙を焼いて泣く、之が終ると死體を棺に入れるが此の入棺は死亡後四、五時間經過してから爲すのもあり又一日、二日、三日目に爲すのもある、死體を棺に入れてから死體が動かぬ様に死體の兩側に綿を詰め蓋をする。次に親屬、友人に死亡の通知を爲し集つて貫ひ御馳走する之を開弔と云ふが、開弔が済んでから墓場に持つて行き埋葬する。者が金持であれば成主の儀式が行はれる、之は位牌に魂を入れる儀式であつて、位牌は自分の家に置いて祭る。葬式の儀式は他の方と別に異るところはない。

五 服喪とその期間

次の者が死亡した場合喪に服するか(喪服を着るか) 服すとせばその各期間如何

- (イ) 「父母」 然り。三年間服する。喪服は現在では埋葬後は着ない、唯喪服期間中は絹類、毛皮類、赤色の着物を着ず、白い帽子を百日位、白い靴を期間中用ゐる者もあるが、之は一定して居らぬ。「喪服期間の計算に際して一年を十ヶ月に數へる様なことはないか」 無し。
- (ロ) 「祖父母」 然り。一年間服する。
- (ハ) 「曾祖父母」 喪に服するかどうか、喪服期間は何年か一般に覺えて居らず、喪服圖に依つてゐるが、大體喪服期間は喪服圖より短くなつてゐる。一般に農民は喪服をよく守つてゐるが、都會の官吏、商人等は喪

に服することは不便だから之を嚴格に守らぬ傾きがある。

- (ニ) 「高祖父母」 前同。
- (ホ) 「父の兄弟及其の妻」 前同。
- (ヘ) 「外祖父母」 前同。
- (ト) 夫死亡の場合
- (A) 「妻は」 前同。
- (B) 「妾は」 前同。
- (チ) 「妻の父母」 前同。
- (リ) 「兄弟姉妹」 前同。

六 禁忌

「喪服中如何なる行爲が禁止せられてゐるか(例へば婚姻の禁止)」 娛樂。婚姻。人の結婚式又は葬式に參せず。夫婦は禮儀に依れば別居すべきである。できるだけ町に出ない。

附 立法上の意見

「親屬繼承法の立法に寸意見」 李鳳標——中華民國時代の法律の文章は非常に練つてあつてよく分つたが、

現在の滿文の法律の文章は拙くてよく分らぬ。もつと分り易いやうに願ひ度い。王守先——人民は法律の内容が分れば自然に従ふやうになるから法律の宣傳の方法を考へられたがよいと思ふ。馮春盛——國民の殆どが無學者であるからできるだけ分り易いやうに法律を制定して貰ひ度い。

第二部 哈爾濱地方ロシア人の慣習



調査年月日 康德七年 自十一月五日
至同月十八日

調査並報告書作成者

司法部參事官 千種 達夫

哈爾濱高等法院書記官 小 申 任

司法部屬官 桶田 辰雄

回 答 者

姓ホホフ、名バウエル、父稱コンスタンチノウイチ 大ロシア人 満五八歳 白系露人事務局第三課法律部長
哈爾濱市埠頭區警察街七六

一九二〇年來滿 それまではオムスク居住 オムスク辯護士會の副會長を爲したることあり。祖先はニカチニ
リンブルグ(ウラル地方)に住んだ。現職に就たのは康德七年五月一日である。

姓ズヴェーレフ、名コンスタンチン、父稱ゲオルギエウイチ 大ロシア人 満六八歳 未登録律師 哈爾濱市
埠頭區商市街五一

ウラチオで辯護士を開業してゐたが、一九三〇年ウラチオから滿洲へ逃避して來た。母はドイツ人父は大ロシ
ア人でリトアニアのウイリノ(ポーランドの附近)に住んでゐた。元哈爾濱法政大學に於て民・刑事訴訟法の
講師を爲す。

姓パウリコフスキー、名エウゲニイ、父稱ステパノウイチ 自分は大ロシア人と思つてゐる。父は三代前はポー
ランド人と言つてゐた。満六三歳 哈爾濱地方法院囑託 哈爾濱市馬家溝イリインスカヤ街九

ロシアに於て民法を研究したことあり。元ロシア判事、地方法院の諮議(法律顧問)をも奉職したことがある。
姓エルチャコフ、名ドミトリイ、父稱ワシリエウイチ 大ロシア人 満五八歳 律師 哈爾濱市埠頭區斜紋三

ニジニイのウコロド市（ウォルガ河の附近）で辯護士を開業してゐたが一九一八年來滿以來哈爾濱に居住、祖先の居住地はウラル近傍のウヤトカである。

調査地の概況及沿革

前記回答者の説明するところによれば、在滿のロシア人は全部で六萬五千人位であるが、これを種類別にすると大ロシア人（コサツクを含む）四萬人位、小ロシア人三、四千人位、ユダヤ人三千人位、ポーランド人千五百人乃至二千人位、沿バルト海人（リトワニヤ人、ラトビヤ人、エストニヤ人の總稱）數百人、チユルコ・韃靼人千五百人位、コーカサス人、アルメニヤ人、ゲルジヤ人各々數百人位で、それにドイツ人でもとロシアの國籍を取得してゐた者が二、三百人位居る、これは北鐵時代其の重要な地位に在つた智識階級で現在では殆ど商工業を營んでゐる。これらロシア人の居住状況は大體に於て哈爾濱地方が約二萬七、八千人で三萬人足らず、三河地方と海拉爾地方に分散居住してゐる農民が一萬六千人位であるが、これらは其の殆どが牧畜及び農業に當つて居り、牡丹江附近に舊信徒が數百人居る。次に奉天に千二百人位、新京、大連は各々千百人位でこの外は全滿に分散居住してゐる。

種族的に定住状況を観ると哈爾濱には各種類のロシア人が雜居してゐるが、其の中で大ロシア人が多數を占めてゐる。三河、海拉爾地方はコサツク人が主で、沿バルト海人、小ロシア人、ユダヤ人、ポーランド人、ドイツ人その他コーカサス、アルメニヤ、ゲルジヤ人などは殆ど哈爾濱に居住し、韃靼人は海拉爾、滿洲里に少し居る位である。右の中三河地方のコサツク人は集團的な生活をして居るが、その他では特に集團的な生活をしてゐる

者はない。

宗教別にするとギリシヤ正教は大ロシア、小ロシア人で五萬人位、カトリック教はポーランド人が主で、千五百人乃至二千人位、マホメット教（回教）はチュルコ・韃靼人で千五百人位、ユダヤ教はユダヤ人の全部で三千人位、舊信徒はギリシヤ正教の一分派で大ロシア人であり千五百人位、プロテスタントは沿バルト海人、ドイツ人の全部、セクタントは大ロシア、小ロシア人が主で其の他各種のロシア人が居り、合せて千五百人位である。

ロシア人が哈爾濱に移住して来たのは北鐵の建設と革命に原因してゐる。北鐵建設に際して之が警備の爲七、八千人位の警備隊がロシアから来たが、これが移住者の先驅で、其の後鐵道建設の進展に伴ひ移住して来る者又は革命により避難して来る者あり、次第に在滿ロシア人の數は殖え、最も多かつた頃は全滿で二十萬に達したことがある。革命直前は十萬人位であつた。革命の爲避難して来る者の多かつたのは一九二〇年位からであるが、一九二二年にはウラチオからも相當避難して来た。かくも多かつた在滿のロシア人が現在の様に減少した原因は、一九二四年に北鐵が露（ソ聯）支の共同管理になつたからであつて、其の後は逐年千人以上の減少を續けたが、これらのロシア人はアメリカその他の外國に移住して行つた。それでも一九三五年北鐵が移讓された當時は十四、五萬人のロシア人が全滿に居たが、移讓後赤系ロシア人でソ聯に引揚げた者が三萬人位あり、尙此の外に毎年三、四千人位が上海方面に移住した。又北鐵移讓前張作霖政權時代即ち一九二五、六年頃軍人となつて支那に行つた者が四、五千人位ある。現在赤系のロシア人は全滿に七、八千人位居る。前述の様にロシア人が減少した重なる

原因は彼等の殆どが北鐵の従業員であつたところ移讓に因つて其の職を失ひ食つて行けないと云ふ經濟的な理由によるものである。何處から移住して来たかと云ふと全ロシアからといふ外ない。

これ等ロシア人に對する帝制時代の親族、相續法は、その屬する宗教民族、地域、階級により異つた點が頗る多く、又慣習法もあるが、後に述ぶるところは主としてギリシヤ正教徒に關するものである。帝制時代の婚姻は特殊の宗教及び民族を除き教會婚主義をとつてゐた。現在の白系ロシア人は大部分從來通り何れかの教會に屬してゐるので、教會婚を行ふことを正式の婚姻をなすものと現在も思つてゐる。尙出生子の名前はキリスト教徒であれば「クリスチヤンネーム」を僧侶が付けるし、出生及死亡も帝制時代のやうに殆ど教會に届出てゐるやうである。帝制時代には教會に届出を爲すことが民籍の届出をなすことであつたからである。

在滿白系ロシア人は現在では所在地法たる滿洲國の法律に従つてゐるのであつて、従つて親族相續法も滿漢人と同じく民國の親屬繼承法を援用してゐるのである。

細目次

親族

第一節 親族の種類及範圍……………三九

第二節 家……………三二

 第一項 家族の範圍……………三二

 第二項 家長……………三三

 第三項 家産……………三三

 第四項 家族……………三四

第三節 族制……………三四

第四節 婚姻……………三四

 第一項 婚姻の豫約……………三四

 第二項 結婚……………三七

第二部 哈爾濱地方ロシア人の慣習……………三一三

第一目 結婚の禁止及制限	二一七
第一款 結婚年齢	二一七
第二款 親族結婚の禁止	二一八
第三款 その他の結婚の制度	二二〇
第二目 結婚の手續	二二三
第三目 婚姻の無効及取消	二二七
第三項 婚姻の效力	二二八
第四項 夫婦の財産	二三九
第五項 離婚及別居	二四二
第一目 協議離婚	二四三
第二目 裁判離婚	二四四
第三目 離婚の效力	二四六
第四目 別居	二四七
第六項 婿養子及入夫	二五〇
第五節 妾	二五一

第六節 親子

第一項 妻、妾の子、私生子	二五二
第二項 嗣親子	二五三
第三項 養親子	二五三
第四項 親權及家長權	二五六
第一目 親權者	二五八
第二目 親權の内容	二五九
第三目 親權の制限及終了	二六一
第四目 家長權	二六二
第七節 後見	二六二
第八節 扶養	二六七
第九節 親族會	二七〇

相續

第一節 通 則 二七三

第二節 祖先の祭祀 二七四

第三節 遺産相続 二七四

 第一項 遺産相続人 二七五

 第二項 相続分 二七九

 第一目 法定相続分 二七九

 第二目 指定相続分 二八二

 第三目 遺 留 分 二八二

 第三項 女子の相続權と相続分 二八三

第四節 相続の拋棄及限定相続 二八四

第五節 相続人の缺格及廢除 二八五

第六節 相続人の曠缺 二八七

第七節 遺産の分割 二九〇

 第一項 通 則 二九〇

 第二項 分割の方法及手續 二九一

第八節 僧侶、道士の繼承 二九五

第九節 遺 言 二九六

 第一項 通 則 二九六

 第二項 遺 贈 二九七

第十節 葬 式 二九八

附 立法上の意見 三〇〇

親族

第一節 親族の種類及範圍

一 親族の種類

「親族と云ふ觀念があるか」 血族と姻族とを含めた親族といふ觀念はない。舊民法第一九六條(舊法とは革命前に於ける法律を指し、以下舊法を示す場合は單に條文のみを記載し、革命前の民法草案を民法草案第何條として記載す)に血族(ロッド)なる語がある。血族とは一人の始祖より出た男女の全員の關聯(血縁)を云ふのであつて、血族には親等の制限はないのであるが此のことは、舊法第一一二條で明になつてゐる。尙又血族は始祖の姓を名乗らなくとも差支ない。「姻族と云ふ語を用ゐるか」 用ゐる。結婚禁止の規定である第二三條に教會法の禁する親等の血族、姻族間に於て婚姻を爲すことを得ず、とし姻族なる語(スヴォイストヴォ)を用ゐてゐる。姻族關係は婚姻に因る夫婦の關係、並に配偶者の血族との間に生ずる關係である。「弟の妻、妻の親は姻族と稱するか」 然り。親族相續法の法體系は大體に於てドイツのそれと同様である。「男系と女系とに依り血族の取扱を區別してゐるか」 否。

二 繼母と親屬關係

(1) 「繼母は子に對し生母と同様の親子關係があるか」 否。姻族關係になる。

(2) 次の者はどうか。

(イ) 「繼母の父母と自身」 姻族關係になる。

(ロ) 「繼母の兄弟姉妹と自身」 姻族關係になる。

三 前夫の子女との親族關係

(1) 母が再婚の時子女を連れて行つた場合

(イ) 「子女は後夫の姓に改めるか」 否。もとの父の姓を稱する。

(A) 「どんな場合改めるか」 養子となる場合は改める。

(B) 「どんな場合には改めないか」 養子にならぬ限り改めることはない。母は再婚によつて心す後夫の姓を名乗る。

(ロ) 「後夫の姓に改めないとき後夫(繼父)とは父子關係があるか」 無い。姻族關係が生じる。形式上はお互ひに父又は子と呼んでゐるが、法律上は斯様な關係を生じない。此の場合子女の後見人には普通母がなる、従つて子女に財産あるとき後夫は前夫の子女の後見人たる妻の承諾を得なければその財産を管理處分することはできない。

(2) 「母が再婚の時子女を連れて行かない場合があるか」 有る。此の場合親子關係は從來通りで少しも變るところがないが、後見が開始し後見人には母がなることもあり又叔父等がなることもある。離婚の場合は子女は離婚の責なき方に置くのが普通である。

四 妾との親族關係

「妾と夫とは親族關係があるか」 無い。回教徒は多妻主義である。事實上妾は居ても法律上は妾制度を認めない、唯私生子が生れた場合法律にその扶助料を出させる規定はある。

第二節 家

第一項 家族の範圍

「家と云ふ觀念があるか」 家の觀念は非常に薄く、唯昔百姓に土地を與へる時戸を單位とし、戸の年長者又は代理者で所謂家長といふ様な者に土地を與へようとしたことがあつたが、法案ができたのみで實際に行はれず、然もそれは百姓のみについてであつた。家なる觀念の必要があつたのは徴兵に就てであつて、子が數人ある場合はその家から必ず一人の子が入隊しなければならなかつた。家族と云ふ觀念も法律的にはないが、學說では家族(セミヤ)とは夫婦並に之から出た卑屬で、同居する者を云つてゐる。併しながら子が妻を貰へばたとへ親とか、兄弟は同居して居ても家族ではなくなる、此の場合子が、親を扶養せねばならぬのは子としての義務であつて家

族としての義務ではない。家族であるなしは、親族には何等の影響を來さない。「子が結婚したに拘らず親と一緒に住んで居ることがあるか」 母子二人暮して財産が少い様な場合は同居することもあるが、此の外は大概別居する。兄弟共に妻あるとき同居することも少く、父の死後財産分割前に暫く一緒に居るとか、兄弟が共同して商賣を爲す都合上同居する位のものである。

第二項 家長

「家長と云ふ觀念があるか」 民法第一〇七條に「妻は家族の長たる夫に従ふ」と云ふ規定もあり家長の觀念が全然ない譯ではないが、此の觀念も薄い。普通父が家の長になり、母と子のみの場合は母がなる。

第三項 家産

一家産

「家産と云ふ觀念があるか」 日本の華族世襲財産に類する非常に複雑な規定があるが、普通は財産は皆各個人のものであつて、個人の財産以外に家全體の財産と云ふものは考へて居らぬ。「父死亡の場合その財産はどう處理するか」 父が死せばその財産は子の所有となり、子が數人居る場合は協議に依つて分割する、分割の方法は子は父の財産に對しては平等な權利があるから原則として平等であるが、分割は必ず平等に爲さねばならぬ譯ではなく協議に依り自由に適當な分割を爲すことができる。分割できぬ様なものは適當な方法を以て之を管理する。「父の死後その財産を分割しない間は財産は兄弟姉妹の共有か」 然り。共有の一般的な規定に基いて所有

するのであるが、此の場合兄弟姉妹の各々が働いて得た財産はその者の所有となることは勿論である。父の死後父の財産の分割前に年長の子がその財産の管理を爲すやうなことはない。

二 相続に因り得た財産處分

「相続に因り得た財産とは如何なるものを云ふか」 相続に因り得た財産の意義に付ては民法第三九九條に規定してゐるが、之に依ると、一、法定相続により得た財産の總て、二、たとへ遺言による場合であつても法定相続権を有する者が得た財産、三、血族が相続により得た財産を該血族より買取りたるもの、四、相続に因り得た土地の上の建物となつてゐる。この相続に因り得た財産を血族以外の者に相続、遺贈、贈與することはできないが（民法第九六七條）、賣却することは差支ない。賣却した場合血族は買戻権を有する。

(1) 「相続に因り得た土地家屋を處分する場合同一血族の者は先に買戻權利があるか」 有る。

(2) 「若しありとせばその血族は先買の機會を與へられざりし理由を以てその處分の取消が出来るか」 血族以外の者に賣つたときは血族は賣價と同様の値段を以て買取ることが出来る。但し買戻期間は賣買のときより三年間である（民法第一三六三條）。併し此の買戻を爲した例は知らない。

三 家族の債務の辨濟

「子が負擔した債務は親が辨濟せねばならぬか」 子の債務に付ては親は辨濟の義務はない。併しながら子は親の財産を相続した場合は親の債務を辨濟する義務が生ずる。「妻が負擔した債務は夫が辨濟せねばならぬか」

夫婦別産制がはつきりして居り辨濟の義務はない。「未成年者が他人に損害を加へたことに依つて生じた損害賠償債務は親に於て負擔するか」親又は未成年者の後見人が負擔する。併し親又は後見人が監督の義務を果した場合は負擔しない(民法第六五三條、第六五四條、第六八六條)。

第四項 家族

一 家族の世數と人數 「同居家族の世數は普通幾世か」普通同居するのは親子位迄で小家族である、それは子が結婚すれば親と別居し、又、兄弟でも互に結婚すれば別居するからである。農民でも結婚すれば別居する。併し耕地は分割せず従來通り共同して耕作を續ける。

第二節 族制

「同族と云ふ觀念があるか」血族と云ふ觀念はあるが、同族なる觀念はない。「族譜に類似したものはないか」華族に付ては之を取締る處があつて其處に系圖を備付けてある、然しこれは男系に限らぬ。一般の人には族譜に類似するものはないが、唯百姓間には耕地の關係で現在の家族を書いたものがある。

第四節 婚姻

第一項 婚姻の豫約

一 「結婚前には必ず豫約(定婚)するか」否。法律上にも婚姻豫約の規定はない。昔は一般の慣習として誰かと結婚することになつたと知己を呼んで發表し、之と別な時期に婚禮の式を擧げて居たが、革命前頃は結婚することになつたと婚禮期の發表は同時になされて居た。大體結婚を爲すに至る迄の順序は(1)相手方に結婚の申込を爲すに付て兩親からその許可を得る(此の許可を得ないで結婚することもある)。(2)申込を爲し結婚の約束が整ふ。(3)兩親は許可を與へた印として、子のために祝福し子が結婚する旨を知己等に發表する。(4)寺院に於て結婚式を擧げる程度である。「結婚の約束が整つてから結婚する迄は普通どの位の期間を置くか」一定の期間を置く必要はない。結婚の約束を爲した日その擧式を行つても差支ない。結婚の約束を爲した儘永い期間結婚式を擧げずに居る様なことは少ない。

二 婚

(1) 「結婚の約束は當事者双方自ら爲すか」然り。一九二〇年頃のピーター大帝當時は親同志に於て爲して居たが、現在では當事者同志で爲して居る。

(2) 「男女自ら結婚の約束を爲し結婚する場合、父母その他の尊長者の同意を要すか」否。父母又はその他の尊長者の同意を得ると否とは勝手である。唯未成年者に付ては親又は後見人の許可がなければ結婚はできぬと云ふ規定が民法第六條にあるが(此の許可なくして未成年者が結婚した場合は刑法第一五六條に依り四ヶ月以上八ヶ月以下の懲役に處することが出来ることになつて居るが、實際に於て處罰された例は知らぬ死文である)。

未成年者以外の者に付ては結婚に付父母又はその他の尊長者の同意は法律上要求して居ない。たゞ軍人官吏などに上官の許可を要する制限があつた位のものである。結婚の有効、無効は宗教裁判所で決めるが、宗教裁判所に於ては重婚は無効にせねばならぬと云ふ規定があるが、重婚以外の場合には斯様な規定はない。

三 配偶者の選定

(1) 「配偶者はどういふ方法で定めるか」 昔は父母が定めて居たが、現在では何れの階級でも普通直接本人同志に於て定めて居る。

(2) 「配偶者の選定には如何なる點を重要視するか(年廻り、本人、家系、血統、資産等の内普通何れを重要視するか)」 各自の趣向に依り異なるが、此頃は財産を重要視し趣味の合つた人を選ぶやうである。家系を重要視する傾向はなく、年齢は夫の方が少し年上が普通である。尙配偶者の選定に付ては民法第一二條に各自の自由選擇に任せると云ふことを強調して居る。

四 結 納

「結婚の約束をするとき男子より金錢その他の財物を女子に提供することを要するか」 否。併し必要ではないが、提供することはある。夫が與へるのは指輪や着物等の類であつて一定しては居ない。

五 女方より贈與

「結婚の約束をするとき女の方からも男子の方に贈物を交付するか」 交付せねばならぬと決つて居る譯では

ないが、大體自分の作つた襦袢を交付して居るやうである。

六 婚約の順序及儀式

「婚約はどういふ順序によつてするか」 昔は知人呼んで席を設け婚約の披露をして居たが、現在では必ずしも之を爲さない。

七 婚約の解除

「婚約は當事者に於て勝手に解除できるか」 然り。民法第一二條に依つて何時でも自由に解除できる。

八 婚約解除による損害賠償

「婚約解除の場合損害賠償の請求ができるか」 第一二條の註釋で正當の理由なくして解除したときでも損害賠償の請求はできぬことになつて居り、實際に於ても今迄婚約を勝手に解除されても何等の救済をも受けて居ないが、自分達の考へとしては此の様な場合には物質的にも精神的にも共に損害賠償の請求を認めたいと思ふ。草案には物質上の損害に付ては賠償請求を認める規定があつたが、慰籍料に付てはなかつたやうである。

第二項 結 婚

第一目 結婚の禁止及制限

第一款 結婚年齢

(1) 「普通幾歳で結婚するか」 「男は」二十歳から三十歳位迄。「女は」男よりも四、五歳若くして結婚す

るが、普通二十歳前後になつて結婚する。「大體十六歳位から二十五歳位迄に結婚する（エルチャコフ）」。「二十歳前後から二十四、五歳位迄の間に結婚するのが多い。（パウリコフスキー）」。

(2) 「最も幼い者は幾歳か」 男は十五、六歳位で女は十四歳位だらう。

(3) 「法律上の結婚禁止年齢は」 民法第三條に依り十八歳以下の男子、十六歳以下の女子は結婚できぬ。併しコウカサス地方の原住民は男十五歳、女は十三歳に達すれば結婚できることになつて居り、右何れの場合でも教會の許可があれば禁止年齢よりも半歳早く結婚することができる。第四條では八十歳以上になつた男女の結婚を禁止して居る。

第二款 親族結婚の禁止

一 「近親間に於ては結婚を禁止して居るか」 然り。法律の建前としては結婚禁止の範圍は民法第二三條に依り各宗派の規定に任せてゐるが、ギリシヤ正教の結婚禁止の範圍は(1)直系血族相互間(2)傍系親、姻族共に四親等以内(3)法定親族(但し其の禁止範圍は教會法の規定に依る)(4)洗禮親となつて居る。従兄弟姉妹間の結婚はギリシヤ正教に於ては出来ぬことになつて居り實際上に於てもこのやうな結婚は行はれてゐないが、プロテスタントでは之を許してゐる。プロテスタントの分派たるルーテン教では二親等以内は結婚できぬが、三親等では叔伯母と甥との外は許可を得ればできる。何れも滿漢人のやうに男系と女系とによつて區別をしたり、輩分を異にするため結婚を禁止するやうなことはない。

二 ギリシヤ正教に於て次の者は結婚できるか。

(イ) 「兄弟の妻と本人(兄弟の死後又は離婚後)」 否。姻族の四親等以内だからできぬ。

(ロ) 「妻の姉妹と本人(妻の死後又は離婚後)」 否。同じく姻族の四親等以内だからできぬ。

ユダヤ教、ルーテル教に於てはギリシヤ正教とは反對に右(イ)(ロ)の如き結婚を奨励してゐる。親等の數、方はローマ式で姻族も血族も同様で一世即ち一代を以て一親等とし直系に於ては世數に應じて親等を定め、傍系又は姻族では一人より共同始祖に遡り又その共同始祖より他の一人に降る世數を加へて親等を定める。

三 「繼父も繼母も姻族か」 然り。繼父は三族の姻族と云つてゐる(之は血統から見ても斯く云ふのであつて夫が一族、妻が一族、繼父が一族併せて三族と云ふ意味で、繼母の場合も同様である)。ギリシヤ正教に於ては三族の姻族に付ては一親等の結婚を禁ずる規定だけしかないが、繼父母の親族はやはり姻族であるから四親等以内は結婚出来ぬ、従つて本人と繼父の兄弟姉妹の如きも結婚できぬことになる。養子の結婚に付てはルーテル教では養子と養父母・カトリック教では養子及其の卑屬と養父母の結婚を禁ずる旨各その教會法で規定し、ギリシヤ正教では養子と養父母とは自己の私生子を養子とした場合の外は、結婚が許される。しかし、草案では禁止してゐる。但し、異父母兄弟姉妹間の結婚は姻族であるため許されない。

四 「ロシア人は現在でも全部教會法の規定に従つて結婚してゐるか」 然り。ドイツ人でロシアの國籍を取得してゐる者の中には宗敎婚によらぬ者があるかも知れぬが、之を除いた外のロシア人は皆何れかの宗派に屬し必

すその教會法の定むるところに従つて結婚してゐる。

第三款 その他の結婚の制限

一 相姦者の結婚

「姦通に依て離婚した女は離婚後その相姦者と結婚できるか」 ギリシヤ正教の教會法では離婚後七年間は結婚できぬことになつてゐるが、此の期間は女のその後の行狀がよければ各教區の教會の長が二年迄短縮することができる、尙特に悔悟の情が顯著なればその程度によつて更に七ヶ月、五ヶ月といふ風に一ヶ月迄短縮することができる。右の期間内は特に相姦者だけと結婚出来ぬと云ふことにはなつては居らず、姦夫のみならずその他の者とも結婚出来ぬことになつてゐる。唯ルーテル教に於ては相姦者同志の結婚を禁じてゐるやうである。

二 寡婦の待婚期間

(1) 「夫死して幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 規定上には制限はないが、普通半年又は一年喪に服する程度であつて、此の期間内は頭から黒い布を被るが、貞淑な妻は之を一年間位被つてゐる。

(2) 「右の期間内は喪の關係で結婚せぬのか、又は血統の混亂を防ぐ爲か」 唯自分の氣持だけで自由に喪に服するのである。血統の混亂を防ぐ爲ではない。

右の(1)(2)の點に付てはギリシヤ正教もその他の宗派に於ても大體同様のやうである。

三 夫生死不明の場合の再婚

「夫家出して音信なく生死不明のとき幾何の期間を経過すれば妻は再婚できるか」 教會に夫が家出して音信なく生死不明の旨を届出で宗教裁判所に於て再婚を許す決定があれば何時でも結婚できる。併し夫の行衛不明の状態が五ヶ年繼續せねば妻は宗教裁判所に對し右の決定を求めることは出来ないが、此の期間は大きな戦争がある度毎に特別の法令が出て短縮されてゐる。即ち軍人に付ては世界大戦後は三年、日露戦争後は二年迄短縮された。

四 異種族又は異教徒間の結婚

(1) 「種族又は宗教を異にするため結婚のできない者があるか」 種族の相異により結婚できぬことはないが、宗教が異なるときは結婚が禁止されてゐる場合がある。

(2) 「如何なる宗教か」 キリスト教徒間には禁止はない。ギリシヤ正教徒とカトリック教徒はキリスト教以外の宗派の者とは結婚できぬ。ルーテル教徒(キリスト教の分派)は他のキリスト教徒と同教及ニダヤ教徒とは結婚できるが、その他の教徒とは絶対に結婚できぬ(民法第八五條、第八七條)。ギリシヤ正教、ルーテル教、カトリック教以外の宗派に於ては民法第九〇條及第一一三條の規定に依つて各その教會法の定むるところに従ふことになつてゐる。

五 特別の身分者の結婚

- (1) 「特別の身分により結婚できないものがあるか」 有る。
(2) 「ありとせばどういふ身分の者か」 (イ) 神に仕へる人を聖職者といひ、聖職者にはマナフ(修道僧

で剃髮する) (2) スウヤシチニク (司祭で剃髮せず又此の世から離れた者としな) (3) ディアコン (補祭で司祭より一段下の階級である) とがある。尙修道女もゐる。修道僧及修道女は出家して此の世を離れたことになるから、結婚することは無論できないが、出家前結婚して居た場合には離婚したことになる。司祭及補祭は出家する前妻帯してゐれば離婚しなくともよい。實際は出家する直前に結婚するのが普通になつてゐる。僧侶になつた後、その地位に在る間は絶対に結婚できぬ (民法第二條)。聖職者の外教職者といつて教會に勤めてゐる者があるが、その教職者に對しては婚姻上の制限はない。(エ) 軍職又は文官の職に在る者は民法第九條によりその所屬長官の許可がなければ結婚できぬことになつてゐるが、許可なくして結婚した場合でもその結婚は無効にはならぬ。許可なくして結婚する場合は軍職に在る者は普通寺院に於て結婚式を挙げない。若し寺院に於て結婚式を挙げれば懲罰を受けることになつてゐるが、此の點に付ては文官は左程迄嚴格ではない。尙軍人服務規律第二八條に依り兵卒は結婚できぬ。

六 その他

「その他如何なる制限があるか」 (イ) 痴人、狂人は結婚することはできぬ (第五條)。(ロ) 満八十歳以上の者は結婚できぬ (第四條)。(ハ) 二重結婚はできぬ。(ニ) 被拘禁者は結婚できぬ。(ホ) ギリシヤ正教に於ては四度以上の結婚はできぬ (第二一條) が、カトリック教及びルーテル教に於ては差支ない。(ヘ) 靈父母 (洗禮親) とその洗禮上の子は結婚できぬ。靈父母 (洗禮親) には實父母以外の者があるが、靈父母と實父母とも結婚できぬ。

婚できぬ。

第二目 結婚の手續

一 結婚の儀式

(1) 「結婚は儀式を擧げることゝ要するか」 要す。
 (2) 「どんな儀式を擧げるか」 第一に結婚の當事者が僧侶に對し結婚を爲し度い旨を届出る (民法第二五條) 教會では此の届出日に近接する三回の日曜日、又はその間に來る祭日の禮拜式後婚約の公告を爲す (第二六條)、此の婚約に異議ある者は教會に於て爲す婚約公告の最終回以前にその旨を申出よと云ふことも併せて公告する、(公告を日曜日又は祭日にした譯は日曜日又は祭日には教會に信徒が禮拜の爲多く集るからである)。次に僧侶は結婚當事者の雙方から出した各二名宛の證人に付て結婚に付障害ないかを調べ之を備付の調査簿に記載し、證人にその陳述が相違ない證として調査簿に署名捺印させる (第二條)。之が済んだ後結婚の當事者が都合のよい日を定め教會に於て結婚式を擧げる。此の儀式が済むと當事者雙方は教會に備付の教籍簿に結婚の事實を證する爲署名捺印する。以上はギリシヤ正教に於ける結婚の儀式の概略であるが、他の宗派に於ても大體之と同様の儀式を擧げてゐる。公式には儀式は各宗派に於ける教會法の規定するところに従つて公開の教會の席上で爲さねばならぬが、唯ルーテル教のみは公開の教會の席上ではなく、自分の家に於て式を擧げることもできるやうである。

「如何なる方法で式を擧げるか法律を離れて實際に詳細述べよ」 始めに結婚の指輪の交換を三回繰返して爲す。次に僧侶が結婚の當事者に對し自己の意思で他よりの強制がなく結婚するのであるか否を確め、之が済むと當事者の頭上に冠を戴せる（此の戴冠は神の意思により結合すると云ふ意味を表すもので、皇帝の即位式の際に於ける戴冠の意味と似通つてゐる）、次に僧侶は當事者と同じ碗にて葡萄酒を飲せる（之も結合を意味する）そして當事者に握手を爲させ、握手させた儘僧侶は當事者と一緒に經机の周圍を廻る（之は一生涯共に暮すと云ふことを意味する）のであるが、之を以て結婚が成立することになり僧侶が新郎新婦の前途を祝福する。指輪の交換だけでは結婚は未だ成立しないのであつて、當事者が握手した儘僧侶と一緒に經机の周圍を廻ることに因つて始めて成立する。兩親は教會に於ける結婚式には列席せぬのが原則である。新郎新婦は家に歸つて兩親の祝福を受け、それから披露宴に移る。此の宴會に於ては最後迄居残らず早目に退席する。披露宴が済むと新郎新婦は新婚旅行に出かけるが、現在では、此の旅行も金持の一部分しか爲さぬ、昔は遠く外國迄旅行してゐたこともある。

「結婚の儀式には如何なる人が立會ふか」 各當事者が出した二人宛の證人、當事者の近親、友人、その他一般人であつて一般人の立會を勤めてゐる。當事者の兩親が立會せぬ重大原因は披露の宴の準備があり又結婚式後自分の家で新郎新婦を迎へ祝福せねばならぬと云ふ慣習からであると思ふ。「媒酌人は列席しないか」 形式上媒酌人といふものはない。附添人には兄弟等の近親者がなる。「儀式は普通如何なる日に擧げるか」 次に列擧する日以外の日であつて、普通結婚の當事者が定めるが、その儀式の開始時刻は教會の勤めの時間の關係から大體

午後六時頃である。火曜日と木曜日は儀式を擧げぬ習慣がある、此の理由は教會でなければならぬが、普通一般に毎水曜日と金曜日は精進日で、その前日は式を擧げてはならぬと言つてゐる。尙又一年中に四回だけ結婚式を擧げてはならぬ期間があるが、それは（1）クリスマスの前四十日、（2）復活祭日の前七週間、（3）聖ペトロ祭前二週間半乃至三週間、（4）聖母昇天祭前二週間であつて、之等の日は何れも精進日であるから、人生の慶祝事は行はぬと云ふことになつてゐる。聖ペトロ祭はロシア曆の六月二十九日で、聖母の昇天祭はロシア舊曆では八月十五日（新曆では八月二十七日）である。

二 結婚證書

「結婚證書を作ることを要するか」 否。結婚證書は作らぬ。併し乍ら教會には教籍簿が備付てあり、之に結婚の事實を記入して置くから當事者その他の者は必要があればその謄本なり抄本なりの下附を教會に請求することができる。教籍簿は教會の上級機關イエバルヒアリヌイ、サヴェート即ちギリシヤ正教監督局より各教會に配付するのである、此の監督局は昔は各縣に一箇所宛あつた。「教籍簿の外に結婚の證據となるものはないか」 有る（1）當事者が教會に結婚の申出を爲した際僧侶が當事者双方から出した證人に付て結婚に付障害の有無を取調べ之を備付の捜査簿に記入し證人に署名捺印せしむるが、之が教籍簿の滅失等の場合補助的に結婚を證する書面となる。（2）懺悔證書が證據となる。懺悔證書とは信徒は皆少くとも年一回懺悔しなければならぬが、此の懺悔の際作る證書を云ふのであつて、懺悔證書には結婚して居るか否かを記載することになつてゐるから之が證

據となる。(3) 教會以外に於て作成する總てのものが證據となる。例へば旅行許可書の如きもの、(4) 僧侶の取調べた證人の供述及結婚の儀式を行つた僧侶、證人及儀式に立會つた之等以外の者の供述が證據となる。以上はギリシヤ正教に付て述べたのであるが、ギリシヤ正教以外の各宗派に於ても之と大體同様であり、マホメツト、ユダヤ教でも教籍簿を置いてこれに記載してゐる。現在哈爾濱に於ては右に依つて行はれて居る。ソ聯から哈爾濱に移つて來た白系露人で哈爾濱に來た後結婚した者は哈爾濱の教會の教籍簿にその事實が記載されてゐるから何等の支障はないが、移つて來る以前既に結婚してゐた白系露人はソ聯に結婚證書の謄本或は戸籍證明書等を請求すれば逮捕されると云ふやうな事情もあり、その關係から右の書類の下附を受けることは困難だから、之等の者は哈爾濱の教會に届出て教籍簿に結婚の事實を記載して貰つて居り必要がある場合にはその謄本又は抄本等を請求してゐる。滿洲の各所に在る教會の監督局はウラジオにあつたが革命後一九二〇年か一九二一年頃哈爾濱に監督局ができた、それ迄は教會に備付の教籍簿及其他の書類は皆一年毎に取纏めてウラジオの監督局に送付し、哈爾濱の各教會はその謄本を残すことになつてゐたが、其後は哈爾濱に監督局ができて、ウラジオの監督局に代つたのである。それで現在は教籍の正本は一年内なれば各教會で貰ふことができるが、夫れ以後は監督局から貰ふ。しかし哈爾濱の教會に教籍がなくまた革命のためソ聯からも教籍證明書其他必要な教籍關係の書類がとれない場合、哈爾濱の教會に於て僧侶が證人を取調べ、その證人の供述の證明書を作成してやり、之を以て教籍證明書にしてゐる。此の證明書には證人として誰々を呼出して取調べたところ、斯様なことを供述したと云ふこ

とを書いてゐる。

第三目 婚姻の無効及取消

婚姻の不成立

「どんな場合婚姻は不成立か」 婚姻の無効と取消が法文上明に區分されてゐない。婚姻が無効となる原因は民法第三七條に規定するところであつて、(1) 暴行に依り又は婚姻當事者の一方若は双方が發狂中爲した婚姻、(2) 近親者即ち教會規定に依つて禁ぜられた親等の血族又は宗教上の親族(即ち靈父母とその子の關係)及姻族間の婚姻、(3) 既に他と適法な婚姻を爲し未だ其の婚姻が消滅してゐないとき又はその所屬する宗教の教會當局に依つて適法に離婚手續が終了してゐないのに拘らず更に他の者と爲した婚姻、(4) 婚姻解消後新に婚姻を爲すことを禁ぜられたる者の婚姻(例へば婚姻中姦通したこと)に因つて離婚になつた場合、姦通行爲を爲した配偶者は爾後一定期間結婚を禁じられてゐる、(5) 婚姻に付教會の定むる婚姻適齡に達せざる者、滿八十年以上の者の爲した婚姻又は第四度目の婚姻、(6) 修道僧及祭司又は補祭の位に敘せられたる者がその位に在る間に爲した婚姻、(7) 正教徒が非キリスト教徒と爲した婚姻、となつてゐるが、慣習も此の規定と全く同様である。婚姻に付て右に列擧するやうな事實があつたとしても當然にその婚姻が無効になるのではなく教會當局が直接又は當事者の申請に依り無効の宣告を爲して始めて無効となるのである。「公開の儀式を擧げない場合婚姻は不成立か」 教會に於て公開の儀式を擧げなくとも僧侶さへ立會へば何處で式を擧げてもその婚姻は成立する。

第三項 婚姻效力

一 姓

(1) 「妻は婚姻により自己の姓名の上に男の姓を冠するか」 皇帝の勅許があれば自己の姓をも用ひダブルネームとすることができるが、自己の姓を用ひることは稀で用ひないのが普通である。

(2) 「妻は婚姻により夫の姓に改めるか」 改める。妻の姓だけを名乗ることは絶対にない。

二 夫 權

(2) 妻が左の行爲をするには夫の許可を要するか。

(イ) 「自己の金を貸す場合」 否。

(ロ) 「金を借り又は保證する場合」 否。夫婦の財産は完全に分割されて居るから、妻が財産に關係ある行爲を爲すに付ては原則として夫の許可は要しないが、唯妻が手形上の債務を負擔する場合に限つて夫の許可が要る、此の場合でも妻が獨立して營業を營んで居りその營業に關し負擔するのであれば要しない。手形上の債務を負擔する場合にのみ夫の許可を要することにしたのは手形を重要視してゐるからと思ふ。

(ハ) 「自己の土地建物又は重要な動産を賣り、質、抵當に入れる場合」 否。

(ニ) 「訴を起す場合」 否。

(ホ) 「自己の重要な財産を贈與する場合」 否。

(ヘ) 「他人より贈與を受ける場合」 否。

(ト) 「他人と身體の拘束を受ける契約を締結する場合」 要す。妻が他人に雇はれる場合には夫の許可を要する(一九一四年舊曆三月十二日附法律の第二二〇二條)。

(2) 「右の外尙如何なる行爲が夫の許可を要するか」 妻が學校に入學する場合は夫の許可を要する。「妻はその職業の選定又は營業を營むに付て夫の許可を要するか」 否。「妻は住所の選定、移轉に付て夫の許可を要するか」 妻は夫と同居の義務がある。

第四項 夫婦の財産

一 妻の私有財産

「妻は金錢、土地、建物、家畜等の財産を私有することがあるか」 有る。此の状態が普通である。夫婦間に於ける財産の共有は原則として否認してゐる。「夫婦間に於ける財産で夫婦の共有に屬するものは全くないか」 確か判例で家具類だけが夫婦の共有に屬すると認められてゐたと思ふ(併し實際の執行に際しては夫婦の一方の債務に基き之を爲す場合でも家具類は全部差押へてゐた)。實際に於ても家具類以外の物に付ては各その物に自分の名前を印して歸屬を明にしてゐる。尙不動産に付ても自分名義又は妻名義にしその所有を判然と區別して居り、之が處分も各自に於て自由にできる(民法第一一四條、第一一六條)。夫婦間に於ける財産に付ては別産制を採つてゐるが、草案の立法理由書に於ては之を夫婦財産の別産制度は從來よりの慣習であつて一般が之に慣れ

て居り、又弊害もないから草案にも此の制度を採用した旨説明してゐる。

二 夫婦財産契約

「夫婦は契約を以て夫婦財産関係を定めることがあるか」 有る。之は第一一六條の規定するところであつて、第一一六條には、夫婦は賣買、贈與又は一般法律上の理由に依り相互に其の財産を譲渡することを得、適法なる婚姻を爲し、且その如何を問はず不動産を所有する者は凡てその意思に依り財産の全部又は一部に付自己の相続人を廢除しその夫又は妻に終身用益權を與ふる旨の遺言を爲すことを得、但し相続に依り得た財産に付ては第五三三條の一乃至一三、第一〇七〇條及第一一四八條備考の規定を遵守するものとす、となつてゐる。

三 財産の管理、使用、収益、處分

(1) 「夫は妻の財産を管理するか、妻は夫の財産を管理するか」 管理することはあるが、一方よりの委任状を貰はぬ限りその管理權はない(第一一五條)。

(2)(イ) 「夫は妻の財産を使用し収益することができるか」 否。

(ロ) 「妻は夫の財産を使用し収益することができるか」 否。

(3)(イ) 「夫は妻の財産を妻に無斷で處分することができるか」 否。

(ロ) 「妻は夫の財産を夫に無斷で處分することができるか」 否。

四 債務の辨濟

1) 妻は自己の財産を以て夫の左の債務を辨濟する義務があるか。

(イ) 夫に支拂能力ある場合

(A) 「家族の家庭生活費用」 無い。夫に於て全部負擔する(第一〇六條)。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 無い。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例遊興費)」 無い。

(ロ) 夫に支拂能力なき場合

(A) 「家族の生活費用」 無い。法律に夫の支拂義務に付てのみ規定し妻の支拂義務に付ては何等の規定もなく従つて妻は支拂義務ないことに解釋される。判例に依れば夫に支拂能力がない場合妻に財産があれば妻は夫を扶養する義務があることになつてゐる。併し實際に於ては近來は妻が働いて夫を養つて居る者もある位だから、夫に支拂能力がないやうな場合は妻に於て之を支拂ふだらう。法律に夫の支拂義務を規定しながら妻の支拂義務を規定してゐないのは、斯様なことは夫婦の間が好く行けば適當に處理され争なく解決するだらうと云ふ立法者の推測からではないかと思ふ。

(B) 「その他夫が家の爲に負擔した債務」 無い。

(C) 「夫が家の爲でない理由で負擔した債務(例遊興費)」 無い。

(2) 夫は自己の財産を以て妻の左の債務を辨濟する義務があるか。

(イ) 妻に支拂能力ある場合

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 無し。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務(例身分不相當の奢侈品の代金)」 無し。

(ロ) 妻に支拂能力なき場合

(A) 「妻が家の爲に負擔した債務」 無し。

(B) 「妻が家の爲でない理由で負擔した債務(例身分不相當の奢侈品の代金)」 無し。

右(イ)(ロ)の場合は何れも法律上は支拂義務ないが、道徳上は支拂義務があることにならう。

「夫婦の一方が債務の支拂を免れる爲その財産を他の一方の名義にする様なことはないか」 非常に多い。現在哈爾濱に於ても元北鐵時代の従業員であつた者で財産を全部妻の名義にした上自分で相當の債務を負擔して居るのがあるが、どうも手の付けようがなく困つてゐる。それで斯様な行爲を防止する爲に、破産の場合支拂不能になる前十年内に爲された贈與物は贈與が債務を免れる爲に爲されたものでないと云ふ立證のない限り、破産財團に入るになつて居り、その他唯名義書換の爲にのみなされた夫婦間に於ける不動産の賣買等に付ては債權者は賣買行爲の成立を争ふことができるが、此の場合その賣買の行はれた當時買主たる配偶者の一方が該不動産を買取るに足る金を持つてゐた事實がなければ賣買行爲の成立を認めてゐなかつた。

第五項 離婚及別居

第一目 協議離婚

「協議離婚が出来るか」 否。如何なる場合に於ても夫婦相互の合意に因り離婚することはできぬ(民法第四六條)。「協議離婚を爲した例はないか」 形式上に於ては無いが、實質上に於ては協議離婚が行はれてゐる、即ち法律上の理由を勝手に付けて協議離婚を爲してゐる。一九一四年舊曆三月十二日附の法律に於ては協議離婚のできぬ不便を補ふ爲協議離婚はできぬが、別居は差支ないと云ふ事項を追加して事實上協議離婚を認めてゐる。「法律上如何なる理由を付けて協議離婚を爲してゐるか」 法律上夫婦の一方の姦通は離婚請求原因になつて居り姦通の事實があつた場合は夫婦の他の一方の請求に依つて宗教裁判所に於ては婚姻を解消することができる(第四五條)、主として此の姦通と云ふことにしてゐる。姦通を爲した事實を立證する方法として豫め夫と證人が圖つて置いて夫が女(醜業婦)を利用する場合が多い)と一緒に旅館に宿泊する、恰度其處に證人が夫を訪ねて行く、そして夫と女との間に姦通關係があつたと云ふことを宗教裁判所に於て證言すると云ふのが屢々行はれる方法である。すると離婚が許される。昔は證人は夫と女とが關係してゐる現場を見た旨證言しなければ宗教裁判所に於ては姦通の事實を認めてゐなかつたが、現今では證人が旅館に夫を訪ねて行つた時の前後の様相から推して夫と女とが關係したことに間違ひない確信がある旨證言すれば認めるやうになつた。昔は斯様にして夫婦で話合の上離婚の原因を作る者が多く、一時は證人の役割を演ずる商賣人迄できたことがある。右のやうにして協議離婚を爲す場合、妻が姦通を爲したことにすれば再婚の場合及その他の場合に於て色々支障を來すことがあるから、

責は夫に於て引受けて夫が姦通したことにするのが普通である。宗教裁判所の職員で此の種の離婚事件を寛大に取扱つて當事者から相當の賄賂を貰つた者は多い。「協議離婚の制度は認めたがよいと思ふか」 宗教では結婚は永久の繋りで一時的の取引ではないと云ふ觀念があるから、之は簡單に處理されぬ仲々六ヶ敷い問題である。宗教婚一本で行くことにすればその本質からして協議離婚を認むることはできぬと思ふ、併し滿洲國に居住するロシア人は滿洲國の法律に依つて宗教婚によらなくとも婚姻を認めて貰へるから宗教婚によらざる者に付ては協議離婚を認めても差支ないと思ふ。併し教會で婚姻して婚姻の効力の發生したものは協議離婚はできぬと思ふ。

第二目 裁判離婚

「配偶者の一方は如何なる原因ある場合裁判上の離婚の請求ができるか」 宗教裁判所の裁判離婚以外には協議離婚も裁判上の離婚もないのであるが、宗教裁判所に於ける離婚の請求原因は、(1)夫婦の一方が姦通を爲した事實又は夫婦生活を営む能力のない立證があつたとき、(2)夫婦の一方が全權能剝奪を伴ふ刑に處せられたとき、(流刑も全權能剝奪を伴ふ全權能を剝奪されるれば無論財産を所有することはできない)、(3)夫婦の一方が行方不明のとき、(民法第四五條)となつてゐる。一九一八年舊曆四月七日行はれたロシアギリシャ正教大會に於て右の請求原因を(イ)ギリシャ教徒でなくなつたとき、(ロ)夫婦の一方が姦通又は不自然な性交(男同志或は女同志の性交を云ふ)を爲したとき、(ハ)性交の不能、(ニ)癩病又は梅毒に罹つたとき、(ホ)夫婦の一方の失踪、(ヘ)夫踪の一方が全權能を喪失したとき、(ト)夫婦の一方又は子供の生命に危害を加へたと

き、(チ)夫が子供の妻と姦通した場合及夫が妻に美人局を爲させたとき並夫婦の一方が他の一方に賣淫行爲を爲さしめた場合、(リ)重婚したとき、と追加訂正し、更に又之に同年舊曆八月二十日開催されたロシアギリシャ正教大會に於て、(イ)同棲の繼續を不可能とする不治の重い精神病に罹り其の事實が證明されたとき、(ロ)夫婦の一方が惡意を以て他の一方を遺棄したことに付宗教裁判所がその見解により之を同棲繼續不可能と認めた場合の二項を追加した。「妻と夫の離婚請求原因は互に平等で何等の變りもないか」 然り。以上の離婚請求原因はギリシャ教に於けるものであるが、在滿のロシア人は全部これに依つて居り、此の原因中では遺棄が最も多い。ローマカトリック教に於ては離婚を全然認めて居ない、唯婚姻の無効と云ふのがあつて、實際は離婚する場合でも此の無効に事よせてやつてゐる。「在滿のロシア人は離婚の請求は宗教裁判所に對して爲してゐるか、法院に對して爲してゐるか」 警察側では身分證明を爲す時等離婚の證明書類として判決を要求して居り、又宗教裁判所に於ける離婚の許可は強制力がない關係から法院に對して爲してゐる、併し色々の關係から一應は宗教裁判所の離婚の許可を受け、此の許可書を證據として法院に提出してゐる。「哈爾濱には宗教裁判所があるか」 有る。ギリシャ正教監督區宗務局がそれである。「警察に於て身分證明の場合、離婚判決を要求するからその證明が必要な時に限り法院に離婚の訴を起してゐるのか」 左様な事情もあるが離婚判決を得て置かねば再婚が出来ず又債權關係に於ても不都合を生ずることがあるから法院に對し訴を起し判決を請求してゐる。併し在滿ロシア人の信徒の中には教會で結婚せず即ち宗教婚を爲さず、事實婚を爲してゐる者もあるが、滿洲國に於ては協議離婚が認

められてゐるから之等の者の中には協議離婚を爲してゐる者もある。「宗教裁判所から離婚の許可を受けただけで、法院に離婚の訴を起さぬ者があるか」離婚の判決がなければ警察に於て身分證明して呉れぬし、又妻との債權關係もあるから、普通は大體宗教裁判所の離婚の許可を受けた上で法院に離婚の訴を提起し判決を請求してゐる。「離婚した場合は關係官署(警察或は役場等)に届出るか」元は宗教裁判所が離婚の裁判を爲したときは關係官署に通知してゐたが、今法院に對し宗教裁判所は此の通知を爲さぬから、當事者から關係官署に届出てゐる。

第三目 離婚の效力

一 離婚と子女

「離婚の場合未成年の子女は普通夫が養育するか」否。協議によつて決める。協議によらない場合は宗教裁判所に於て子女の養育に付て子女の爲都合がよい方に養育するやうに定めるが、此の場合普通は離婚に付て罪(責)ある方には養育をさせぬ。協議がない場合は當然父に於て養育せねばならぬと決つてゐない。婚姻が無効と認められた場合は宗教裁判所ではなく所轄後見所に於て未成年の子女を父母何れが引取り養育するかを決定するが、婚姻の際惡意のなかつた夫婦の一方にその子女の引渡請求權がある(民法第一三一條ノ二)。「離婚後母が子女を養育する場合子女は母の姓を名乗るか」否。父の姓を名乗る。「妻は離婚によつて實家の姓を名乗るか」哈爾濱に於ては實家の姓を名乗つてゐるが、ロシアに於ては實家の姓に變へるには勅許が要り、此の勅許がない限り妻は離婚により實家に歸つてもやはり夫の姓を名乗つてゐなければならぬ。

二 損害賠償

「夫妻の一方が他方の責により離婚し損害を受けたとき賠償又は慰籍料を請求することができるか」否。請求できる規定もなく又實際上に於ても要求してゐない。唯離婚後母が子女を養育する場合にはその養育費を夫に請求してゐる。

第四目 別居

一 別居の有無

「夫婦不和の爲居を異にしてゐることがあるか」有る。

二 別居の原因

「ありとせば如何なる不和の原因に基くか」夫婦の一方又はその子女を他の一方が虐待し、重い侮辱を加へ、他の一方が婚姻に基く一般の義務に違反し、婚姻に因り同人の有する權利を著しく悪用し、不名譽若くは背徳的な行狀があり又は夫婦の一方が重い精神病、傳染病若くは嫌惡すべき病にかゝり、他の一方若くは子孫の生命、健康を侵す危険ある場合等であつて、之は一九一四年舊曆三月十二日附を以て從來の民法に第一〇六條の一と共に追加した法律であつて、第一〇三條の一に規定されてゐる。此の規定が追加される迄は之に類する判例があつた。

三 別居中の妻の生活費

「別居の期間中妻の生活費は夫より支給するか」同居が夫の責又は病氣に因り、或は妻の病氣の結果、堪へ難きものとなり別居するに至つたときに於て、妻を扶養する必要がある場合は夫は妻を扶養する義務がある（第一〇六條、第一〇六條の一）。然し妻の責により夫にとり同居が堪へ難きものとなり別居するに至つた場合は夫は妻を扶養する義務はない（第一〇六條の一）。同居復活に關する請求は同居が他の一方にとり堪へ難きときは拒否することができるが、右の別居の原因はその拒否の事由として認めることができる（第一〇三條の一）。「別居は多く行はれてゐるか」多い。別居に付て何等の協議もない場合は大體以上のやうな趣旨に於て扶養義務が生じる。

四 別居の手續

「別居には證書を作成するか」作る。協議に因る別居の際は別居契約證を作る。協議で別居ができない場合は、訴を起して別居の請求を爲すより外に方法はないが、斯様な訴は殆ど爲さないやうで、その例は知らぬ。唯別居を爲した後扶養關係に付て裁判を受けることはあるが、之は別居の是非に關する裁判ではない。別居の事由が止れば又元通り同居するが、實際上は離婚の前提として別居するのが多い。「別居契約證には普通一般にどんなことを記載するか」主として子女及妻の生活費關係であるが、別居期間中に子女と何回逢える等と云ふやうなことも書く。

五 別居制度に對する立法上の意見

「別居制度を採用して居る國と採用してゐない國とがあるが、立法上の意見として此の制度はよいと思ふか」別居制度は認めて貰はねばいけぬと思ふ。此の制度を認むる利益はあると思ふ。即ち離婚するのが仲々困難であるからその打開策としてよく又此の制度は子女ある夫婦が不和の場合その事由の止む迄離婚せずして之と同様の效果を得られ、その上親子の關係を斷たれるやうなことがなく非常によいと思ふ。ロシアに於ては昔は別居を許さない方針であつたが、現今では之を認めて居る。宗教上協議離婚の制度を認めることができれば別居制度を認める必要はなかつたかも知れぬ。「別居制度を認めて居る結果別居中姦通が多く行はれてゐるやうなことはないか」多く行はれてゐる。然し姦通が行はれてゐても、一般の觀念が別居は事實上の離婚と同様に思つて居るかからお互ひ同志が無關心である。カトリック教では別居と云ふ語を使はず、離れてゐると云ふ語を使つてゐる、之を具體的に云へば夫の食堂並寢臺から離れてゐると云ふ意味である。「協議離婚を認めて別居制度を認めぬのと、宗教婚制を採り別居制度を認めるのは何れがよいと思ふか」信徒である以上協議離婚は絶対にできぬのであつて此の制度の採否を考へる餘地は全くない。宗教婚を爲す様になつてから今日迄二百年以上も経過して居り之は一般に根強く侵透してゐる。「ロシア人に於ては教會の關係から全然離れて即ち宗教の關係から全く離れて結婚及離婚を考へると云ふことは困難か」差支ない様な氣もする、然し飽く迄信する宗教の教會法に従つて結婚し度い者はそれに依らせるやうにするがよい。ロシア民族の或る註釋書に協議離婚制度と別居制度を兩立させ何れに依るか各人の自由選擇に任せたがよいと云ふ意見を述べてゐるが此の意見は非常によいと思ふ。「教會法に

於ては協議離婚を認めず、法律上は之を認めることにしては不都合を生ずるか」 教會法に於ては協議離婚を認むることに付ては飽く迄反對するだらう。一般の本當の氣持からすれば協議離婚は認めてもよいのではないかと推察される。ロシアに於てもすつと昔は協議離婚を認めてゐたが、その當時の考へ方は雙方の希望で結婚したのだから、雙方の希望で離婚しても差支ないと云ふのであつた。その後宗教婚になつてからは神の結びで夫婦になつた者が恣意により勝手に離れることはできないと云ふ考へ方になり現在に至つてゐるが、今のところでは宗教婚より外に結婚の方法なく、本當は信徒でなくとも教會より外では結婚式を擧げる場所がない有様である。それで法律婚の制度を採り協議離婚を認むることになれば、之を喜んで迎へる者も然らざる者もあると思ふ。

第六項 婿養子及入夫

一 婿養子

「婿養子の制度があるか」 無い。併し百姓で人手が足らぬ場合他の家の子を自分の家で働かせ自分の娘と結婚させることは多く行はれてゐたが、此の場合夫がその姓を娘の姓に改めるやうなことはない。

二 入 夫

「父母死後家に女のみしか居ない場合男が之と結婚してその姓に改めること(入夫)があるか」 無い。唯華族に於ては妻の世襲財産を受継ぐ關係から妻の姓を自分の姓に加へて稱へることが稀にあるが(此の場合二重の姓を稱へる點に於て勅許を要する)、此の場合自分の姓は失ふことはなく姓が二重になる、斯様な事情で既に

二重の姓を持つて居る人はあるが、革命後二重の姓を稱へるやうになつた人はないだらう。

第五節 妾

「妾と云ふ語があるか」 適當に當嵌る言葉はないが、ナローゼニツア(寢臺用の女又は寢臺に乗る女)又はリユボーウニツア女たる情人又は愛人と云ふ意味で男たる情人はリユボーウニクとなる)と云ふ風な言葉がある、「如何なる場合に妾を責ふか」 妾は貰ふのではなく、秘密に持つのである。妾は自分の子孫のない場合之を得る爲に持つのではなく、自分の享樂の爲に持つてゐる、夫と妾の血族との間には姻族關係は生ぜず、又實際に於ても姻族と云ふが如き觀念もない。妻と妾が同居するやうなこともないが、斯様なことは妻が承諾しないだらう。

第六節 親 子

第一項 妻、妾の子、私生子

一 妾の子の地位

「妾の子は本妻の子と一般社會に於て差別待遇をしてゐるか」 子には罪はないのであるから社會的には左程非道な差別待遇は爲してゐない。

二 私生子の地位

「私生子は普通母が養育してゐるか」 然り。「母が養育しない時普通どう處置してゐるか」 殺す場合もある。

三 私生子認知

「私生子又はその母は父に認知を求めることができるか」 否。それで認知に代るものとして養子縁組が行はれてゐる。私生子の母が父と結婚した場合私生子は嫡出子となる。草案を作成するときに私生子の制度を認むるか否かに付て議論があつたが、結局認められてゐない、之は宗教的な關係から正當の結婚以外の結合に反對する氣持があつたからではないかと思ふ。「私生子は父に對し何物を要求する權利はないか」 私生子は普通母に於て養育するが、その養育費に付ては父は自分の資力に應じ且私生子の母の社會的地位に應じて私生子が成年に達する迄その養育費を負擔する義務があり、私生子の母も亦その資力に應じて養育費を負擔せねばならぬ（第一三二條の四）。私生子又はその母は父に對し認知を請求することはできないが、右の養育費の負擔者を定める爲訴を起して父を決めて貰ふことができる。「父は私生子を認知することができるか」 否。父は親として私生子にその權利を主張することはできないが、唯父が私生子に對し養育費を出してゐる場合はその養育に付てのみ監督權があり、又私生子の母の次に優先的に後見人となることができる。

四 私生子認知の制度を認むるの可否に付ての意見

「私生子認知制度は認めたがよいと思ふか」 認めても差支ないと思ふ。私生子の利益を保護する爲認知する

ことによつて嫡出子たる身分を取得する様にしたがよいと思ふ——イエルヂヤコフ。私生子を認知して之に嫡出子と同等の地位を取得せしむることはロシア人の觀念と合はぬ。家庭の品位を保つ爲にも私生子認知の制度は認めぬ方がよいと思ふ。尙此の制度を認めなくとも私生子は他に子がある場合でも之を養子とすることができ、又私生子の母と父が結婚すれば私生子は嫡出子たる身分を取得することになつてゐるから何等支障は來さないと思ふ。認知と私生子を養子とすること及私生子が父母の結婚に因つて嫡出子たる身分を取得するのは其の趣が大いに異なる。即ち認知は父の一方的な意思に因りできるが、養子は夫婦の一方の同意を得た上普通の裁判所に於て非訟事件手續法に依り許可を得て爲さねばならぬ——ズヴェーレフ、パウリコフスキー、ボポフ。

第二項 嗣 親 子

「立嗣が行はれてゐるか」 家と云ふ觀念がないから立嗣は行はれてゐない、従つて宗祧の繼承は行はれてゐない。併し財産の繼承は行はれてゐる。

第三項 養 親 子

一 子女の養子縁組とその目的

(1) 「他人の子女を養子女となす場合その子女を何と稱するか」 ウスイノウレンヌイ（養子）と云ふ。（養子縁組は夫婦雙方の養子としてこれを爲すこともでき、又夫婦の一方だけの養子としてこれを爲すこともできる。）

(2) 「どういふ目的の爲に養子縁組をするか」 養子縁組は實子がなきときでなければできないが(但し實子ある場合でも父が私生子を養子とすることはできる)、養子縁組の目的は、(イ)子のない淋しさを補ふ爲、(ロ)慈善的な意味から戦争或は革命等の爲父母を亡くした子を養つてやる爲、(ハ)財産の繼承をさせる爲、であつて、草案に於ては養子縁組は父母として氣持を満たすと云ふ程度に於て認めてゐる。「養子縁組は多く行はれてゐるか」 否。それは養子は生活上の負擔を重くする關係からである。

二 養親の資格

(1) 「實子ある者が更に養子縁組をすることができるか」 否。法律上には規定のないことであるが、生活に困つてゐる他人の子を慈善的な意味から養つてやることはある。此の場合その子は養子と呼ばず、ウアスピータクミク又はブリーヨームイシ(養はれる者) と稱へてゐる。

(2) 「同時又は異時に二人以上の者を養子と爲すことができるか」 能。法律には之を禁止する旨の規定はない。

(3) 「養子縁組をする者は既結婚者に限るか」 否。未婚の女でも、獨身の男でもできる。

(4) 「何歳になれば養子縁組を爲すことができるか」 満三十歳以上になればできる(民法第一四六條)。

(5) 「養親の年齢は養子女より年長者たることを要するか」 満十八歳以上年長者でなければならぬ(民法第一四六條)。

(6) 「養親は右の外如何なる資格を要するか」 非キリスト教徒はキリスト教徒を養子とすることはできず、又キリスト教徒は非キリスト教徒を養子とすることはできない(一四八條)。

三 養子女の資格

(1) 「養親が血族又は姻族である場合滿漢人ではその養子より一輩低い(例へば甥)ことを要することになつてゐるが、さういふ輩分の制限はないか」 否。

(2) 「既に死亡した者を養子とすることができるか」 否。併し生前に養子縁組の手續を始めて居ればできる。即ち養子縁組は届出がその効力發生效件ではなく、届出に依りそれが教籍簿に記載されて始めて効力が發生效力するのであるが、生前に届出を爲して居れば未だそれが教籍簿に記載されてゐない間に死亡した場合でも記載されることに依つて死亡者と養親關係が生じる。

(3) 「獨子が養子女となることができるか」 能。兩親の承諾を得ればできる。兩親のない場合は後見人の同意を得ればできる。

(4) 「一人が同時に夫婦關係なき二人以上の者の養子女となることができるか」 否。夫婦二人の養子となることができるが、此の場合を除いては二人以上の者の養子となることはできない。

(5) 「養子女は右の外如何なる資格を要するか」 ソ聯法では養子女は未成年者たることを要することになつてゐるが、従來はさういふことはない。

四 死亡者の爲の養子縁組

「死亡者の爲に養子女を爲すことができるか」 否。此の場合も右(三)の(2)の場合と同様死亡した者が生前養子縁組の手續即ち届出を爲して居ればできるが、他の者は死亡者の爲に養子縁組をすることはできない。

五 遺言に依る養子

「遺言を以て養子縁組をすることができるか」 否。財産を他人の子に與へ度い場合は遺言に因つて遺贈することができる。

六 養子縁組契約の當事者

(1)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子本人とするか」 養子が成年者の場合は養子本人とする。

(ロ) 「然りとせば養子本人は父母の同意を要するか」 要す。

(2)(イ) 「養子縁組契約は養親が養子の父母と爲すか」 養子が未成年者の場合は養子の父母と爲す。

(ロ) 「然りとせば本人の意見を徴するか」 養子が滿十四歳以上なれば養子縁組に付て養子本人の同意を要する。

七 養子縁組の手續

(1) 「養子縁組には證書を作成することを要するか」 否。互に證書は作成しない。養子縁組は非訟事件手續法の規定による裁判所の養子縁組許可の決定がなければ之を爲すことはできない。それで養子縁組を爲すには

裁判所に對し養子縁組許可決定申請を爲さねばならぬ(第一五五、六條)此の申請事件は裁判所に於ても相當嚴重に取調べ、事件審理には檢事も立會する。「養子縁組に付ては教會の許可は要らぬか」 要らぬ。併し現在では採用民法によつてゐるから、事實上子として養つて居れば養子である。

(2) 「養子縁組には儀式を擧げるか」 否。「養子縁組を一般に知らせる方法があるか」 無い。パスポート(居住證)に縁組の事實を書入れる、之が身分證明書である。

八 養子縁組の效力

「生父母と養子の關係は生父母と實子の關係とどういふ點が違ふか」 同等である。養子は養親に對し嫡出子(實子)と同様の權利義務を負ふ(第一五六條の一)。

九 離縁

(1)(イ) 「養親と養子は協議して養親子關係を解消することができるか」 昔の法律には養子離縁に関する規定はなかつたが、親子が親子の關係か絶つことができないと同様に如何なる事情があつても養子の離縁はできなかつた。草案では養子が成年に達した後養父母と相談の上裁判所の手續を経て離縁できることになつてゐた。然し在滿の一般のロシア人は養子の離縁は滿洲國の採用民法の規定に依つて行つてゐる。

(ロ) 「右の場合書面を作成することを要するか」 滿洲國の採用民法の規定に依つて作成してゐる。

(2) 「養子に如何なる事情がある場合に養親が養親子關係の解消を求めることができ、又如何なる事實があ

る場合に養子が養親子関係の解消を求め得るか」 従來の法律では養子に如何なる事情ある場合に於ても養親は養親子関係の解消を求めるとは出來ず、又養子も如何なる事情があつた場合でも、養親子関係の解消を求めるとはできないが、自分達の意見としては養親は、(イ) 養子が養父母又は祖父母を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき、(ロ) 故なく養父母を遺棄したとき、(ハ) 養子が徒刑に處せられたとき、(ニ) 養子が家名を汚し又は財産を浪費するとき、(ホ) 養子の生死が長年不明のとき、養子は、(イ) 養親が養子を虐待し又は重大な侮辱を加へたとき、(ロ) 養親が故なく養子を遺棄したとき、(ハ) 養親が徒刑に處せられたとき、等の如き事情ある場合に於ては何れも養親子関係解消の請求が出来るやうにしたがよいと思ふ。

一〇 離縁の效力

(1) 「養子の子と養親との關係は養親子関係の解消により消滅するか」 従來始めから養子離縁そのものできなかった。

(2) 「養子は養親より贈與を受け又は相続した財産を離縁の場合實家に持歸ることができるか」 養子離縁といふことがあれば自分の物は持歸ることができることにならう。

第四項 親權及家長權

第一目 親 權 者

一 生 父 母

(1) 「親權は父が單獨で行ふか」 否。

(2) 「父の無いとき又は父が行ふこと能はざるときは母が行ふか」 然り。

(3) 「父母共に在るときは父母共同で行ふか」 然り。此の場合親權の行使に付て意見が異るときは父が決定權を有する、之は法文にはないが、判例に其の趣旨のものがある。

(4) 「他家に在る父又は母は親權を行ふことができるか」 否。

二 繼父母、嫡母

「繼父、繼母、嫡母は親權を行ふことができるか」 繼父及繼母の親權に関する規定はないが、實際上は親權を行ふことになるだらうと思ふ。

第二目 親權の内容

(1) 親權者は未成年の子女に對し次の權利義務を有するか。

(イ) 「子女の監護教育」 有る。

(ロ) 「どういふ種類の懲戒が出来るか」 懲戒の權限はある。兩親は兩親の意見に従はぬ頑固な子を矯正する爲、家庭内に於て適當な矯正處分を爲すことができるがその効果がない場合は、(イ) 矯正の爲十年以上七年未満の未成年者を未成年者養育矯正所に入所せしむることができ、(ロ) 官職に就てゐない子が頑強に親權に服さないか、身持が修まらないとき又は他の缺陷を有することが明かとなつたときは刑法第一五九二條に

定むる規定に依つて之を監獄に拘禁することができ、(ハ)子に對し裁判所に訴を起すことができる(民法第一六五條)。普通一般には家庭内で矯正處分を爲して居り、未成年者養育矯正所に入所せしめたり又監獄に入れたりすることは餘り行はれてゐない。草案に於ては家庭内に於ける矯正處分権以外には懲戒の方法はないやうである。

(ハ) 「子の財産の管理、使用、収益」 有る。父母共でない場合の未成年者の後見人も父母と同様の権利義務があるが、子の財産の管理は後見人に於て之を爲す、父母は優先的に子の後見人となる。財産の管理に付ては後見人はその管理の状況を後見所に報告することを要し、然して後見所の監督を受ける。子の財産の使用、収益も後見人が爲すが、使用、収益は自己の利益の爲に爲すことはできず、使用、収益を爲すに付ても亦後見所の嚴重な監督を受ける。後見所は後見人の前記管理、使用、収益權を相當の理由あるときは剝奪することができる。

(ニ) 「子の財産の處分」 無き。

(ホ) 「子の職業の選擇又は居所の指定」 有る。職業の選擇權は子が相當の年齢に達する迄(之は成年に達する迄を意味するものではない)ある(第一七四條)。居所の指定に付ては法律にはその規定はないが、判例に依つて兩親の住所に居住することになつてゐる。

(ヘ) 「子の行爲の代理」 財産的な行爲に限つて、後見所の任命を受けた者は代理行爲を爲すことができ

る。任命がなくとも應急の措置として代理行爲を爲すこともできるが、此の場合は監護所の事後承認を得なければならぬ。

(ロ) 「その他如何なる權利義務を有するか」 子を扶養する義務があり、尙子が相當の年齢に達した場合、男子は之を官職又は他の職業に就かしめ、女子は婚嫁せしむる等その地位に應じて相當の保護を與へるやう心を致さねばならぬ。

第三目 親權の制限及終了

一 生父に非ざる父母の親權行使の制限

「親權を行ふ者が母、繼父母、嫡母である場合親權を行ふに付生父の場合と異り親族會の同意を得る等何等かの制限があるか」 法律上は何等の規定も又、實際上生父が行ふ場合と異るところはないやうである。「その權利義務に付何等かの區別を付ける必要はないと思ふか」 あると思ふ、即ち繼父母は生父母に比し子女を虐待する場合が多いからその懲戒權に付ては幾分かの制限を加へたがよいと思ふ。ロシアの法律に於ては親權の行使(特に子女の財産の管理)に付てはその後見所があるから或る程度の監督はできる。

二 親權に服する期間

(1) 「子女は成年後も親權に服するか」 身分に關する親權は親の死亡及親が全權能剝奪を伴ふ刑に處せられたとき子女が親に従ひ流刑地に赴かない場合の外永久に消滅することはない。右の場合に於ては親權は消滅す

る(一七八條)。財産に關する親權は子女が成年に達すれば消滅する(二一二條)。

三 親權の剝奪

(1) 「親權者はどんな場合に親權を剝奪せられるか」 親權は剝奪されることはない。親權者が親權を濫用し又は著しく不行跡なときと雖も親權を剝奪されることはない。親權者が全權能剝奪を伴ふ流刑に處せられ、親權者のみ流刑地に赴くことがあるが、此の場合は親權が剝奪されるのではなく、親權の消滅と考へてゐる。

(2) 「子女の利益の爲親權を親權者に代つて行ふ者があるか」 有る。(イ) 子女が學校に入學したときは教育の點に付ては校長が代行する。(ロ) 子女が就職した場合その居所の指定權は主人に於て代行する。(ハ) 結婚した場合妻は夫權に服するから、夫權と親權とが衝突する範圍に於ては夫が代行する(一七九條)。

第四目 家長權

家長權者

「家長權者なる者が居るか」 居ない。

第七節 後見

一 後見の開始

(1) 次の場合後見人を置いて被後見人及其の財産を保護することがあるか。

(イ) 「未成年者に親權を行ふ者がないとき」 有る。

(ロ) 「心神喪失の常況に在るとき」 有る。

(2) 「その他どんなとき」 (イ) 聾啞者なるとき、(ロ) 浪費者なるとき、(ハ) 失踪したとき、であつて尙相續人のない財産あることが判明した場合は後見が開始し、後見所は後見人を任命し又は訴訟の當事者が死亡した場合も後見人を任命し後見人がその訴訟を行ふことになつてゐる。

二 未成年者の後見人の資格及順位

(1) 「誰が未成年者の後見人となるか」 未成年者の所有となつた財産に對する後見は父に於て之を爲す(民法第二二六條)。兩親は未成年者の財産に對する後見人を遺言を以て指定することができる(民法第二二七條)。右の規定に依る後見人がない場合は後見所(指定後見人のない場合後見人の選定監督等に當るもので、貴族後見所に貴族以外の者は農民の後見所があつた)は左記以外の者で血族、姻族又は血族姻族以外の者の中から後見人を任命する。(イ) 自己及相續に因り得た財産を浪費した者、(ロ) 明かな缺陷を持つてゐる者、裁判により全權能を剝奪された者、身分上又は財産上の權利及特權を剝奪せられた者、(ハ) 強暴なること明かな者、(ニ) 未成年者の兩親と争つた者、(ホ) 破産者(民法第二五六條)。詰り以上列舉した(イ)乃至(ホ)に相當する者は後見人となる資格がない。

(2) 「後見人となる順位如何」 兩親は優先的に後見人となる、次は遺言に依り指定せられた者であるが、

これ以外は順位はなく唯後見所の選定するところによる。

三 心神喪失者（禁治産者といふ用語はロシア法にはない）の後見人の資格及順位

「誰が心神喪失者の後見人となるか」 心神喪失の宣告については縣廳醫務課がグベルンスコエプリストスト
ヴィエ（此の役所は各縣に於て知事、副知事、地方裁判長、檢事正等より組織される合議機關で、後見所とは違
ふ）立會の下に診斷をなし、その調査書を大審院に送り大審院で審査するのであるが、その後の後見人の選定及
之に伴ふ事務は後見所に於て之を爲す。後見人に誰がなるかに付ては民法第三七六條に心神喪失者（先天的の者
をいふが如し）又は狂人（後天的の者をいふが如し）と認められた者の財産はその相続人の管理に移す、但し所
有者の生存中は賣却及質入れを禁じ、法定費用を除いた残りの収益は完全に保管する義務を負ふ旨規定されて居
り、此の相続人が即ち後見人となるのであるが、相続人の順位は唯近親者と云ふことになつてゐる、従つて後見
人は後見所が近親者の中から任命することになる。

四 聾啞者の後見人の資格及順位

「誰が聾啞者の後見人となるか」 聾啞者に付ても心神喪失者と同様な手續で聾啞者たることを宣告するので
あるが、後見人の選定及順位に付ても心神喪失者の夫れと同様である（三七四條）。唯聾啞者が十七歳以上二十
歳未滿なるときは後見と言はずに保佐と云つてゐるが、之は完全な無能力者でなく、制限無能力者だから斯様に
云ふのであつて唯用語上の差別あるのみで實質上に於ては後見と異るところはない。

五 浪費者の後見人の資格及順位

「誰が浪費者の後見人となるか」 後見人の資格及順位に付ては心神喪失者の後見人の夫れと同様である。

六 失踪者の後見人の資格及順位

「誰が失踪者の後見人となるか」 失踪の宣告は利害關係人及檢事の請求に因つて裁判所に於て之を爲すので
あるが、後見人の資格、選定及順位は心神喪失者の夫れと同様である。

七 後見人の職務權限

(1) 「未成年者の後見人はどんな職務權限を有するか」 (イ) 身分上の監護、(ロ) 財産上の監護の權利
義務がある（民法第二六三條、第二六五條）。身分上の監護とは訴訟事件、その他各種の申請事件に付未成年者
に代り之を爲し、又未成年者の結婚に付承諾を與へ、未成年者が人格的な侮辱を加へられたとき法律上の満足を得
る爲の要求を未成年者に代り爲す等で、大體に於て親權者の權利義務と同様である。財産上の監護とは未成年
者の財産の管理、使用、収益を爲すことである（民法第二六六條）。未成年者の財産の賣却に付ては制限がある
（民法第二七七條）。腐敗し易い物又は損傷し易い物は特別の許可なくして賣却することができる。

(2) 心神喪失者の後見人の職務權限

「心神喪失者の後見人はどんな職務權限を有するか」 民法第三六五條以下に規定するところであつて、大體
に於て未成年者に對する後見人の職務權限と同様である。

(3) 浪費者の後見人の職務権限

「浪費者の後見人はどんな職務権限を有するか」 未成年者に對する後見人の職務権限と大體同様であつて、犯罪豫防法に浪費者に付ては一定の場合に後見を開始する旨の規定があるだけで民法には別段に浪費者の後見に關する規定はないが、犯罪豫防法の規定に依つて一旦後見が開始されると爾後は民法の後見に關する規定に従ふ。此の一定の場合とは浪費者の無軌道な奢侈、冗費の費消、不行跡等を云ふのである。

(4) 失踪者の後見人の職務権限

「失踪者の後見人はどんな職務権限を有するか」 未成年者に對する後見人の職務権限と大體同様であつて後見開始に至る迄の手續は民事訴訟法第一四五一條乃至第一四六〇條に規定されてゐる。

八 監護所辦事暫行規則

「以上(一)乃至(七)に於て述べたところは舊ロシア時代の後見に關する規定であつたが、現在滿洲國內に於ける監護は如何にして行はれてゐるか」 滿洲建國前より現在においても東省特別區域地方法院監護所辦事暫行規則(民國二十年十一月司法部第一九〇四八號指令修正十一月二十日施行)に依つて行はれて居り、相続人のない財産については、これと援用民法第一一七七條乃至第一一八五條に依つて行はれてゐる。「現在行はれてゐる右の監護に關する規定と舊ロシア時代の監護に關する法律とは異つてゐる點があるか」 舊ロシアの規定は統一性を缺き各所に散在してゐるが、之に反し現在の監護所に關する規定は全體的に統一されて居り、又監督に付て

も嚴重な規則があり實情に則してゐると思ふ。「現在に於ける監護所に關する規則で改正して貰ひ度いところがあるか」 相続人のない財産に關する規定が詳細ない爲實際上非常に困る、即ち、(イ) 相続人のない財産を發見した者は財産目録を作ると云ふやうな規定がない。(ロ) 誰が相続人の財産監護人選人申請を爲すと云ふ規定もない。(ハ) 誰が相続人の財産を監護するか全然規定がない爲誰でも勝手に管理することができる。早く相続財産を見つけた者が勝といふことになる。(ニ) 後見人を監督する方法として報告書をとることになつてゐるが、此の報告書と實際が符合しない場合取調べる方法がない。(ホ) その他後見人の權限に付て具體的な規定がない、例へば死亡した者が商人でその相続人がない場合後見人が商人の營業を繼續して行くか否かに付規定がない、大體以上の諸點に付然るべく規定を設けて貰ひ度い。

第八節 扶 養

「扶養に關しては規定があるか」 有る。即ち夫が妻を扶養する規定(民法第一〇六條)、親が子を扶養する規定(民法第一七二條)、子が親を扶養する規定(民法第一九四條)があるが、此の外に扶養に關する規定はない。

一 扶養の權利義務者

次の者は互に扶養の義務を負ふか。

(1) 「配偶者」 負ふ。

(2) 直系血族間

(イ) 「子女と父母」 負ふ。

(ロ) 「他家の養子となつた子と生父母」 互に扶養義務があるかどうか判然せず之は疑問であると思ふが、養子は生父母の財産を相続するから互に扶養の義務を負ふと思ふ。

(ハ) 「出嫁した女と生父母」 生父母は出嫁した女を扶養する義務はないが、出嫁した女は生父母が困つてゐる場合は生父母を扶養する義務がある(民法第一九四條)。

(ニ) 「子女と繼父母」 否。子女と繼父母は親子關係は生せず姻族關係になるから法律上は扶養義務はないと思ふ(姻族間に於ては互に扶養義務はない)が、法律を離れて實際には扶養せねばいけぬと思ふ。草案に於ては傍系にも扶養義務を認めてゐるやうである。

(ホ) 「孫と祖父母」 否。法律に於ても又判例に於ても扶養義務を認めてゐないが、之は不道德であると思ふ。

(3) 傍系血族間

(イ) 兄弟姉妹

(A) 「同父同母の場合」 否。

(B) 「同父異母の場合」 否。

(C) 「同母異父の場合」 否。(A)(B)(C)何れの場合に於ても法律上は互に扶養の義務はない。實際上は必ず扶養すると云ふ譯ではなく各自の氣持によつてゐるが、互に扶養してゐるやうである。

(ロ) 「父の兄弟及其妻(伯叔父母)と甥及姪」 否。

(ハ) 「父の姉妹(姑母)と甥及姪」 否。

(ニ) 「母の兄弟及其妻(舅父母)と甥父母と甥及姪」 否。

(ホ) 「母の姉妹と甥及姪」 否。(ロ)乃至(ホ)の場合も亦法律的には扶養の義務はないが、慈善的な意味に於て互に扶養する義務があるかも知れぬ。

二 扶養義務者數人ある場合

(1) 「扶養義務者數人ある場合その順位如何」 法律には何等規定がない。「配偶者と子とあるとき何れが先順位か」 はつきりしない(回答者で議論が岐る)。經濟能力ある者が先に扶養するであらうと思ふ。

(2) 同順位の扶養義務者數人あるとき、

(イ) 「其の義務は平等に分擔するか」 然り。

(ロ) 「最も資力ある者が負擔するか」 然り。

(ハ) 「資力の割合に応じて負擔するか」 然り。

(ニ) 「通常以上の内何れの方法によるか」 舊法によれば平等であらうが、(ハ)の方法が最も多い。

三 扶養権利者數人ある場合

(1) 「扶養を要する者が二人以上あり扶養義務者が全部を扶養する資力がないときはその順位如何」 法律に何等規定されてゐない。

(2) 「同順位の扶養権利者數人あるときはどういふ方法で扶養するか」 法律に何等規定されてゐない。

四 葬式費用と扶養義務者

「扶養権利者が死亡してその相続人に葬式の資力がない場合扶養義務者は葬式の費用を支拂ふ義務があるか」 法律には何等規定されてゐないが、扶養義務者の順位の場合と同様資力ある者同志が支拂ふだらうと思ふ。

五 扶養の拒絶

(1) 「扶養義務者は放蕩怠惰な者に對し扶養を拒むことができるか」 法律には何等規定がない。實際問題としては必要費だけは普通出すだらうが、その放蕩怠惰の程度が甚しい場合は扶養を拒むことができる。

(2) 「右の場合父母祖父母に對しても扶養を拒むことができるか」 他の場合と區別はないであらう。

第九節 親 族 會

「親族會なるものがあるか」 無い。一般には親族會とはどういふことか全然分らぬ。親族が集つて重要なことに付て協議すると云ふ様な慣習もない。ロシア人間には第一親族が何處に居るか分らぬから親族を集めることは不可能である。草案では親族會に似た制度を取入れてゐるやうだが、之は後見に關する規定で、後見人が被後見人の爲に大きな重大な計畫を爲す場合、被後見人の親族を集めて協議すると云ふのであつて、ベルギー、フランスに於ける同様な規定を採用したものである。昔の南京政府に於ても哈爾濱の白系露人よりの質疑に對して實際上ロシア人間では親族會を開くことは不可能であるから、ロシア人に付ては監護所が親族會に代る旨の回答を爲してゐる。それで現在に於ても、哈爾濱の監護所に於てはロシア人の親族會に關係ある事務を取扱つてゐる。ロシア人間に親族會を開くことの困難な理由は在滿のロシア人は其の殆んどが革命の際、バラ／＼になつて逃避して來たのであるから、親子でさへも一緒に暮してゐるのが少い有様で、親族の所在が明かでない従つて親族會の要求する親族の數を集めることは不可能だからである。親族會の制度が設けられてゐてもロシア人間には實際上親族會は開かれない。右のやうな事情から在滿のロシア人に付ては毎年數十戸の相続人のない財産ができてゐる。

相 續

第一節 通 則

一 祭祀相續と遺産相續

- (1) 「祭祀相續が行はれてゐるか」 否。
(2) 「遺産相續が行はれてゐるか」 然り。

二 遺産相續の開始原因

次の場合遺産相續は開始するか。

- (1) 「被相續人が死亡したとき」 然り。
(2) 「被相續人が出家したとき」 出家して修道僧になつた場合は開始するが、出家しても修道僧以外の僧となつた場合は開始しない。

(3) 「右の外遺産相續が開始することがあるか」 (イ) 権能の剝奪、(ロ) 失踪の場合開始する。権能の剝奪とは民事死即ち權利無能力者となることであつて、之は流刑及懲役の判決を受けた場合この権能剝奪を伴ふの

三 祭 祀

クリスマス・イヴの新騎祭



である。「すると懲役に懲せられると財産がなくなる譯か」然り。重罪でなければ懲役に處せられることはなく禁錮である。例へば強姦罪、殺人罪等は重罪になる。懲役に處せられた者はその刑期を終へた後一定の期間一定の土地に住まねばならぬのみか、刑期は終へても元の財産は戻つて來ない。

第二節 祖先の祭祀

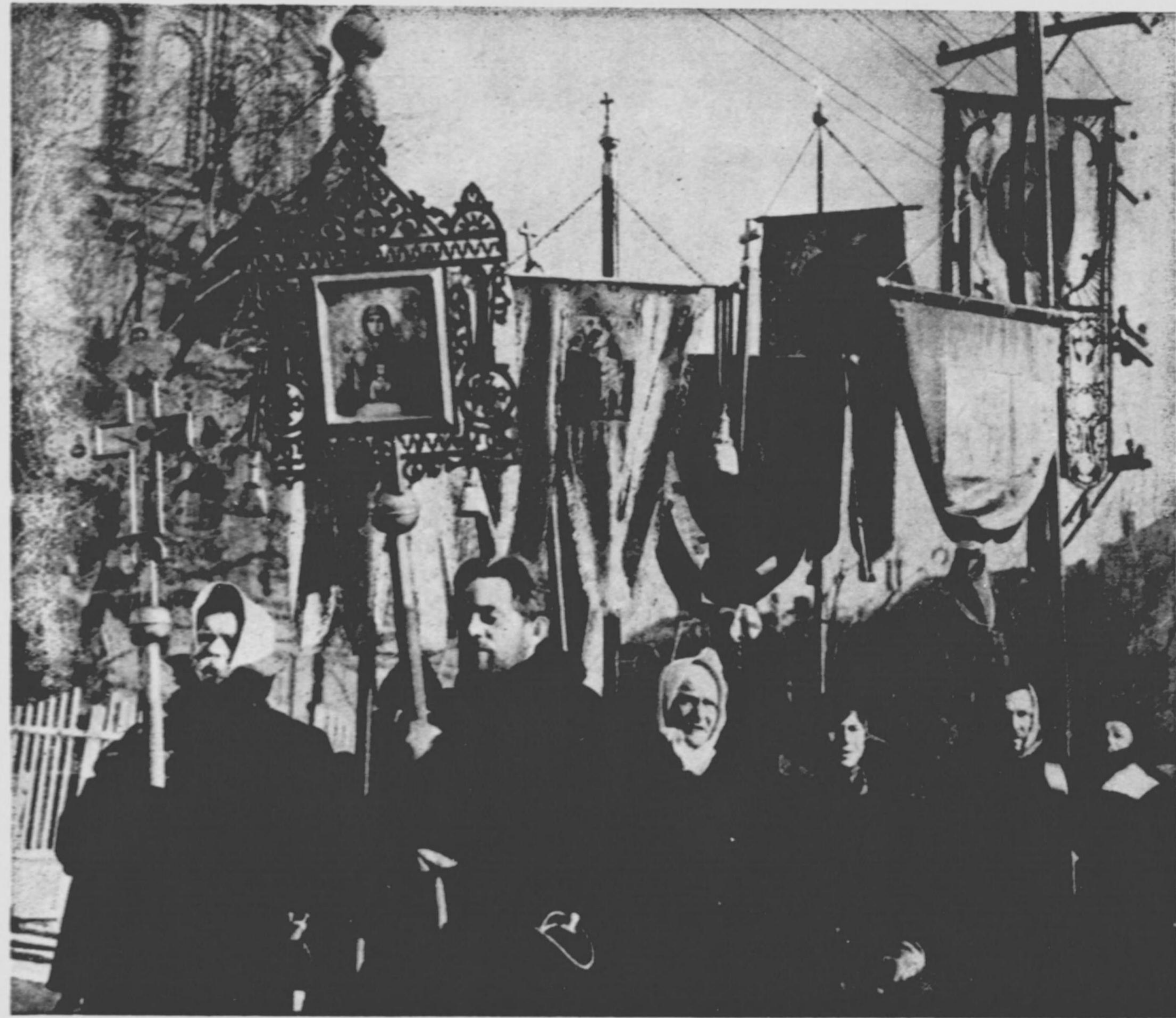
「祖先の祭をするか」祖先の祭は爲さないが、祖先の墓に參ることは行はれてゐる。墓參は年に數回行ふが、その範圍は父母とか叔父叔母の如き近親者で自の記憶にある程度の者である。又年に一度一般的に死んだ人全體に對し祈るため墓に參り、その冥福を祈る日がある、この日をラードニツアと云ふが、之はこの世を去つた四海兄弟の心の平安を祈る意味である、心の平安と云ふことはその者の犯した罪を許して貰ひ度いと云ふ意味であつて、祖先だけに限つた譯ではなく、只墓に詣るといふのではなく、その冥福を祈るのである。

「嗣子を立てることは行はれてゐないと云ふことであつたが、さうすれば親が死亡した時その子が居ない場合墓を守る人がなくなる心配はないか」寺院や傍系の人を守つて呉れるからそんな心配はない、又斯様な場合特に立派な墓を作らうと思へばそのことを遺言して金を残して置くから、嗣子を立てる必要はないことになる。

第二節 遺産相続

四 氷 上 祭

祭場松花江へ参集する行列



クリスマス・イヴに於ける哈爾濱中央寺院の祈禱祭である。

(秋吉威郎氏撮影)

氷上祭の日に祭場へ出かける行列である。哈爾濱市内全ギリシヤ
正教の寺院からかうした大小の行列が松花江へと市内を練り歩いて
集つて行くのである。
(秋吉威郎氏撮影)

第一項 遺産相続人

一 遺産相続人の範囲

次の者は遺産相続人となるか。

(1) 配偶者及妾

(イ) 「夫(妻死亡の場合)」 然り。

(ロ) 「妻(夫死亡の場合)」 然り。

(ハ) 「妾(夫死亡の場合)」 否。

(2) 直系卑屬(父死亡の場合)

(イ) 「妻の子」 然り。

(ロ) 「妻の女」 然り。

(ハ) 「養子」 然り。

(ニ) 「養女」 然り。

(ホ) 「私生子及私生子女」 母の遺産相続権はあるが、父の遺産相続権はない、併し父が私生子を養子にした場合は一般の規定に従つて相続権がある。

(ヘ) 「養子となつた者は生父母の遺産を相続するか」 然り。

「養子は生父母の遺産相続権がないことにしても差支ないか」 生父母、養父母両方から遺産相続権があるとすれば、その相続権が餘り大き過ぎる、何れか一方のみの相続権を認めるに止めた方がよいと思ふ。草案では生父母及養父母の遺産を相続する爲に養子となることを禁じ、養子に付ては生父母の遺産相続権だけしか認めない。併し養父母は生父母より金持ちであるから、養父母の財産を相続する方が子の利益であつてよいと思ふ。

(3) 父母(子死亡の場合)

「子死亡の場合父母はその遺産相続権があるか」 遺産相続権はないが、子の死後その子に子がいないときはその遺産を父母共同で終身用益することができる、但し賣却、質入れ、その他の處分を爲すことはできぬ。父母が死亡すれば子の傍系即ち兄弟姉妹が父母が用益してゐた子の遺産を相続することになつてゐるが(第一一四一條)、實際問題としては父母に於て終身子の遺産に付て使用、収益を爲すから父母の死後子の兄弟姉妹がその遺産を相続するやうなことは餘り起らぬ。養父母も生父母と同様右の子女の遺産用益権がある(第一五六條の五)。子死亡の場合子が生前父母より贈與されたものがあれば、父母はその贈與物を取戻すことができる(取戻権に關する規定は第一一四二條、第一一四四條、第一一四五條にある)姻族は全然遺産に對する法定相続権が認められてゐない(第一二〇條)から従つて繼父母は子の遺産相続権なく、尙又遺産の用益権もない。

(4) 兄弟(兄弟死亡の場合)

(イ) 「同父母の兄弟」 然り。

(ロ) 「同父異母の兄弟」 然り。

(ハ) 「同母異父の兄弟」 然り。

(5) 姉妹(姉妹死亡の場合)

(イ) 「同父母の姉妹」 然り。

(ロ) 「同父異母の姉妹」 然り。

(ハ) 「同母異父の姉妹」 然り。兄弟の場合と同じである。

(6) 祖父母(孫、曾孫死亡の場合)

(イ) 「父の父母」 否。

(ロ) 「母の父母」 否。(イ)(ロ)の場合父母がないときは祖父母を父母と同様に見てよいではないかと云ふ意見もあるが、實際は祖父母は孫、曾孫死亡の場合はその遺産の用益も相続もなしてゐない。

(7) その他の遺産相続人

「その他如何なる者に遺産相続権があるか」 父母、祖父母を除いた血族は遺産相続権がある、即ち血族であれば直系、傍系たるを問はず尊屬でない限り遺産相続権がある。「尊屬には何故遺産相続権がないか」 之は法律の缺陷である。草案に於ては獨逸式にして尊屬に付ても遺産相続権を認めてゐる。

「遺産相続人たる資格に付て男系、女系には差別はないか」 相続人となり得る點に於ては差別はないが、相

續財産の種類と相続分の割合には差別がある。「遺産相続権は男女平等に認められた方がよいと思ふか」 然り。

二 遺産相続人の順位

(1) 「遺産相続人の順位如何」 夫及妻には常に一定の遺留分があり順位から除外される。遺産相続人の順位は第一が直系血族の卑屬、第二が傍系血族であつて此の間に於ては親等の近い者が先順位となるのであるが、傍系血族間に於てはその順位は、(1) 兄弟姉妹、(2) 兄弟姉妹の卑屬、(3) 叔父及叔母である。

(2) 「直系卑屬數人あるときは常に親等の近い者を先にするか」 然り。

三 妻の再嫁と相続財産

「妻が遺産を相続した後他家へ再嫁して亡夫の家を出るときその相続した遺産を持去ることが出来るか」 能。

四 父母、祖父母の相続権

「父母、祖父母は子たる相続人ある場合にも之と同時に遺産を相続する権利があるか」 無い。

五 遺産相続の代位

(1) 「被相続人の死亡前に子が死亡したときはその子が代つてその子の相続分を相続するか」 然り。

(2) 「右の場合その子に子がないときはその子の妻が代つて其の子の相続分を相続するか」 否。此の場合でも妻は實家の父母の遺産を相続し、夫の相続し得べき財産の内夫から相続すべき一定の分割分を相続するだけである(第一一四九條)。

第二項 相続分

第一目 法定相続

一 子の相続分

(1) 「同地位に在る數人の子あるときその人數に應じて均等に相続するか」 男の子又は女の子のみなる場合は均等に相続するが、男の子と女の子とある場合はその相続分は均等ではない。

二 私生子の相続分

「認知を受けた私生子が遺産相続権を有するとせばその相続分は如何」 父から自分の子として認められただけでは私生子は父の遺産相続権はない。父が私生子を養子とした場合は私生子は一般の養子と同様な規定に依つて遺産相続権がある。

三 養子の相続分

「養子の相続分は如何」 養子は嫡出子と同様の権利義務を有し、従つて嫡出子と同様に相続する。但し實男子なく女子のみを有する養親の遺産は女子と養子との間に平等に分割する(第一五六條の一)。慣習としても同様である。併し養子は養父母の遺産を相続する権利があるだけであつて、養父母の他の血族の遺産を相続する権利はない。

四 養子の生父母に對する相続分

「他人の養子となつた者が生父母の遺産に對して仍ほ相続権ありとせばその相続分は生父母の別の子の幾割か」
 相続権は有る、その相続分は生父母の別の子と平等である。養子は生父母及其の血族に對して法律の規定に依る
 相続権を保有する（第一五六條の七）、保有とは養子となつても依然相続権があると云ふことを意味する。養子
 は養父母の血族の相続権はないが、實家の關係に於ては一般の相続に關する規定に従つて相続権がある。

五 夫及妻の遺産相続分

「夫及妻の遺産相続分の割合如何」 夫又は妻死亡の場合に於けるその一方の遺産相続分は遺言を以て定める
 ことができる。遺言を以て相続分を定めなかつた場合は他の相続人の有無を問はず一定の遺留分を有するが、そ
 の遺留分は動産は四分の一、不動産は七分の一である（第一一四八條、第一一五三條）。死亡した夫に特有財産た
 る不動産がなく動産のみであるときは、その寡婦は夫の父が生存して居れば、その不動産中夫が受くべかりし部
 分の妻の繼承分を夫の父の生前受け、これと夫所有の動産の四分の一を繼承する。但し夫の父の動産に對しては、
 夫の父生存中は権利がない（一一五一條）。夫の父の不動産を夫の父生前に受けるのは、相続でもなく代位でも
 ない。夫の父が死亡せばその動産については夫の繼承分中、妻の繼承分を繼承することになる。夫の父の生存中
 に財産を貰へることは子よりも條件がよい。滿洲ではロシア人は滿洲法によつてゐるので、動産不動産により相
 續分を異にすることは一般には行はれてゐなかつたが、一九三一年迄は右の規定に従つて相続してゐたが、其の
 後は滿洲國の法律（援用民法）ができたので滿洲國の法律に依つて相続してゐる。草案でも従前のやうな面倒な

規定を廢止して滿洲國の相続に關する規定と同様なものにしてゐる。「滿洲國の遺産相続に關する規定は現行援
 用民法の第一一四四條にあるが此の規定は適當と思ふか」 適當と思ふ。草案に於ても此の規定と大體同様なも
 のを置いてゐるが、唯その相続分が異なる、即ち草案に於ける規定は、（一）第一次に被相続人の子女及其の子女の
 卑屬（孫以下）（二）第二次に被相続人の父母又は父母から出た卑屬（即ち被相続人の兄弟以下）（三）第三次
 に祖父母又は祖父母より出た卑屬（即ち被相続人の伯叔父母以下）（四）第四次に曾祖父母及其の卑屬（即ち被相続人
 の大伯叔父母以下）（五）第五次に高祖父母及其の卑屬（被相続人の曾祖父母の兄弟姉妹以下）（六）第六次に五世
 の祖及其の卑屬（被相続人の高祖父母の兄弟姉妹以下）、（七）第七次に六世の祖及其の卑屬、配偶者は第一次の
 相続人ある場合は全遺産の四分の一、第二次又は第三次の相続人ある場合には全遺産の半分、その餘の場合には
 全遺産と云ふことになつてゐるが、此の草案の規定よりも援用民法の規定がよいと思ふ、併し滿洲國に於ては叔
 父、叔母及其の子等が遺産相続人となることはできないが（援用民法第一一三八條）、之は缺點ではないかと思ふ。
 「現在滿洲國內に於ては如何なる方法で遺産相続が行はれてゐるか」 滿洲國の現行援用民法の規定に依つて
 行はれてゐる。ただ被相続人が銀行預金としてゐた場合は相続の確認證明書がなければ銀行に於ては相続人に預
 金の支拂をして呉れない、それで相続人は此の様な場合滿洲國の法院に對し舊ロシアの民事訴訟法第一四〇八條
 に規定する遺産確認（遺産相続人たることの身分の確認も含む）の請求を爲しその決定を貰ひ之を相続の確認證
 明書としてゐる。舊ロシアの民事訴訟法第一四〇八條は遺産確認證書の必要な場合は之を法院に對し請求するこ

とができる旨を規定してゐる。

第二目 指定相続分

相続分の指定

「被相続人は通常の相続分を変更して増減して指定することができるか」 能。之に對する制限はない。草案に於ては制限してゐる。現在では相続分の指定に付ては滿洲國の採用民法に依り之を行つてゐる。

第三目 遺留分

遺留分

「被相続人が生前處分又は遺言に依つてその財産を處分する場合（例へば贈與又は遺贈）相続人の爲或限度の遺留分を残すことを要するか」 否。舊ロシアの法律では遺留分を残すことは要せない。草案に於ては各相続分の半分を遺留分とせねばならぬことになつてゐる。現在は遺留分に付ては滿洲國の採用民法の規定に従つてゐる。これの方がよい。

第三項 女子の相続権と相続分

一 女子の相続権

女子は左の場合相続権があるか

(1) 他家へ出嫁したとき

(イ) 「他に實兄弟又はその相続人ある場合」 有る。

(ロ) 「右の者のない場合」 有る。

(2) 未だ出嫁しないとき

(イ) 「他に實兄弟又はその相続人ある場合」 有る。

(ロ) 「右の者のない場合」 有る。

二 女子の相続分

「女子に相続権ありとせばその相続分は兄弟の相続分の幾割か」 女の相続分は市外地に付ては七分の一であつて、若し女が數人あつて七分の一宛相続することに依つて男の相続分が女の相続分より少くなる場合には夫婦の一方に對する遺留分を控除した後の残額を男と女平等に分割相続する（第一二二八條第二項）。哈爾濱では市外地を所有することはできないから市外地の相続は實際上行はれなかつた。市内の土地又は動産は夫婦の一方に對する遺留分を控除した残額を男女平等に分割相続するが（第一二二八條第一項）、此の方法は現在哈爾濱に於て行はれてゐる。農民は土地に付ては長期は九九ヶ年、短期は一ヶ年の小作權を有してゐるが、此の土地賃借權は男女間に如何なる割合で相続してゐるか知らぬ。併し動産や市内の土地の相続分が平等である點から考へてやはり平等に相続してゐるのではないかと思ふ。

三 遺産相続後の出嫁

「他に相続人ない場合女子は全遺産を相続するとせば右遺産を持つて出嫁することができるか」 能。

四 養女の遺産相続権

(1) 「養女に遺産相続権があるか」 有る。

(2) ありとせば以上(一)乃至(四)と如何なる點が異なるか」 養女は實女と同様の権利義務を有し(第一五六條の一、同條の七)、遺産相続に付ても實女と何等異るところがない。

五 出嫁と財産の分與

(1) 「婚姻費用は誰が出すか」 出せる人が出す。

(2) 「女子が婚姻する場合女子に相當の財産を分けてやるか」 舊ロシア時代は農民は持參金(着類等も含む)を持たせてやつてゐた。そして此の持參金を相當重要視してゐた。現在哈爾濱では一般では持たせぬ方が多い。

第四節 相続権の拋棄及限定相続

一 相続権の拋棄

「相続権を拋棄して債務の支拂を免れることができるか(被相続人の債務が超過してゐる場合に於て)」 否。反對に被相続人の債權が超過してゐる場合は拋棄できる。滿洲國の採用民法では相続権の拋棄があつた場合はその子は代位相続権がないことになつてゐるが、舊ロシアに於ては之と反對に代位相続権を認めてゐた、然るにこ

の後判例に依り代位相続権を認めないことになつたが、拋棄した者の子には罪はないのだからやはり子の代位相続権は認めてやつた方がよいと思ふ——ボボフ、パウリコフスキー、エルヂャコフ。代位相続は認めなくともよ

二 限定相続

「相続人は相続に因つて得た財産の限度でのみ被相続人の債務及遺贈を辨濟する責に任ずることができるか」 否。斯様な規定はないから全遺産の拋棄か相続の外方法がない草案に於ては限定相続を認めてゐる。此の制度はよいかと思ふ。

「相続権の拋棄及限定相続が行はれてゐるか」 滿洲國の法律の規定に依り行はれてゐる、實例もあるが、此の制度は實情に則してゐる。

三 「破産の制度はあるか」 有る。債務超過の場合は此の手續に依り救濟されて居る。

第五節 相続人の缺格及廢除

一 缺 格

左に掲げた事由があるとき當然遺産相続人たる資格を失ふか(法律によらず慣習による、慣習なきとは意見を)

(1) 「故意に被相続人又は相続人となるべき者を殺し又は殺さうとしたとき」 失ふ(意見)。草案でも缺

格事由としてゐる。

- (2) 「故意に被相続人又は相続人となるべき者が死刑に該る罪を犯した事を誣告したとき」 失ふ(意見)。
- (3) 「詐欺又は脅迫に因て被相続人をして相続に關する遺言を爲さしめ、又は之を取消若は變更せしめたるとき」 失ふ(意見)。草案でも缺格事由としてゐる。
- (4) 「詐欺又は脅迫に因て被相続人が相続に關する遺言を爲すことを妨害し又はその取消若は變更を妨害したとき」 失ふ(意見)。
- (5) 「被相続人の相続に關する遺言を偽造、變造、隠匿又は湮滅したとき」 失ふ(意見)。
- (6) 「被相続人に對し虐待又は重大な侮辱を加へた爲被相続人より相続することを得ざる旨を表示せられたるとき」 失ふ(意見)。此の場合には虐待又は侮辱の範圍を定めることが困難である。
- (7) 「その他如何なる事由あるときか」 全權能を剝奪された者は相続權がない(第一一〇七條)。尙第一一〇六條に相続權を喪失しない者として、(1) 外國人、(2) 父の生存中に受胎した時は胎子、(3) 身體又は精神上の缺陷を有する者(聾啞者、心神喪失者)を掲げてゐるが、之は元右の者は相続權がないことになつてゐる。滿洲國の採用民法に相続人の缺格事由を具體的に定めてゐないのは缺點である。

二 缺格者の代位

「右の各場合相続權を喪失した者の相続人たるべき者は代位相続權を有するか」 否。(代位相続に付ては相続の拋棄の項参照)。

三 相続人の廢除

養子又は直系卑屬たる相続人に左の事由あるときは被相続人は遺産相続人たることの廢除を請求することが出来るか(法律によらず慣習による慣習なきときは意見を)。

- (イ) 「被相続人に對して虐待を爲し又は之に重大な侮辱を加へたとき」 能(意見)。
- (ロ) 「疾病その他身體又は精神の異狀に因り家政を執るに堪へないとき」 否(意見)。
- (ハ) 「家名に汚辱を及すべき罪に因て刑に處せられたとき」 重罪(例へば強姦及殺人罪)を犯せば權能を剝奪され相続權はなくなるが、本問は程度に因つて能否を決定すべきものと思ふ。
- (ニ) 「浪費者として準禁治產の宣告を受け改悛の見込ないとき」 否。準禁治產の宣告があれば後見が開始するから請求できぬことにしたがよいと思ふ。
- (ホ) 「被相続人を遺棄して之を扶養しなかつたとき」 親に財産があれば子が親を扶養することはないし、又親に財産がなければ遺産相続の問題は起らぬだらう。

第六節 相続人の曠缺

一 遺産管理人

二八八

「遺産の管理は如何にして爲してゐるか」 (イ) 相続人のあることが分明でない場合、(ロ) 相続人中不在の者があつた場合、(ハ) 相続人が未成年者である場合は、裁判所の任命により執達吏が其の財産目録を作り、被相続人の氏名、相続人の有無を記載した報告書と共に相続を開始した事實を裁判所に通知する。裁判所は之に依つて管理人(ロシア語では財産後見人となる)を任命する。財産目録の作成方法は普通差押の場合作る目録と同様である。執達吏は財産目録に記載された價格の何割かを報酬として受領するが此額は相當大きい。遺産管理に關する規定は民法第一二二四條乃至第一二二七條及第一二三四條、財産目録の作成に關しては民法第一二二六條乃至第一二三四條、民訴第九八〇條乃至第九九九條、第一〇九四條、第一一〇三條乃至第一一四條、第一四〇三條及第一四〇四條の規定に依ることになつてゐる。尙民法第一二三五條に管理人に關する規定があり、第一二三九條以下に相続人捜査に關する規定がある。「親族が集つて遺産管理人を選任することはないか」 無い。

「現在哈爾濱に於ては遺産の管理は如何なる方法で行はれてゐるか」 遺産の管理に關する規定は全くない。區法院が出来る迄は警察官が財産目録を作つて裁判所に報告してゐた程度で管理の方法としては不完全なものであつた。然し現在では相続開始の事實があり相続人が不明、不在又は未成年者であつた場合は近い血族又は姻族が此の事實を監護所に申出る。監護所に於ては此の申出に因り管理人を任命してゐるが、之等に付ては法的な根據は全然ない。それで監護所に右の申出がある迄には相當の日時が経過して居り監護所が管理人を任命する頃に

は遺産は既に減少して居り、貴重品等は紛失してゐると云ふ有様で、申出がなければその儘になつてしまふ。右の様な財産減少の事實は非常に多く、後日に至つて減少の事實を立證することは仲々困難である。最近では白系事務局が遺産の保管に努力してゐるが之にも法律上の取扱規定はない。遺産が相當大きい場合等は白系事務局を始め監護所、特務機關、各國の領事館等がその管理に關係して來て事件が複雑になつて來る。例へば相続人のない遺産に付て、ソ聯側からソ聯の法律に依つて自分の方に相続人が居るからと云つて遺産の引渡方を請求して來るやうなことがあるが、此の場合ソ聯に果して相続人が居るか否か調査する方法がないので請求を受ける儘に渡して仕舞ふことがある。哈爾濱では相続人の不明な財産が頗る多い。採用民法によれば親族會が遺産管理人を選定することになつてゐるが、親族會を構成すべき者がないので、監護所が管理人を任命して管理させてゐる。「血族又は姻族に非ざる者に親族會員となる資格を認める(他に血族又は姻族が居ない場合等)ことにしてはどうか」左様なことをしては親族會が愚用される處があるからいけないと思ふ。

「相続人曠缺の場合の遺産の管理に付ては如何なる方法を採用せよ」と思ふか」 遺産管理の主體を決めることが先づ必要で次に管理を爲す者の職務權限を明瞭にしなければいけないと思ふ。パウリコフスキ。遺産の管理は白系事務局に遣らして欲しい。ロシア人はその殆どが白系事務局會員になつてゐるから白系事務局を現在の監護所に代るものとして貰へばよいと思ふ。白系事務局代表ポポフ。――

二 殘餘財産の歸屬

「債務辨済後の残餘財産あるときは何人に歸屬するか」 現在では國庫に歸屬してゐる。舊ロシア時代に於ては町民が死せば町に、教授が死せば學校に、僧侶が死ねば教會にといふ風に、各場合につき相続人のない場合の残餘財産の歸屬につき詳細に定められてゐた(民法第一一六七條以下)、そして多くの場合慈善、文化的目的の爲に使はれてゐた。「白系事務局としては相続人曠缺の場合の遺産の歸屬は白系事務局にして欲しい。(白系事務局代表ポポフ)」「以前律師の會議の際には宗教團體に歸屬するやうにして欲しい話があつた。之は宗教團體に歸屬することにすれば残餘財産が最も理想的に使はれるであらうと云ふ理由からである。(他の回答者)」「當時白系事務局がなくなるであらうとのことで自分も賛成したが、白系事務局はなくならないから、依然白系事務局にして欲しい。(ポポフ)」「自分の意見としては原則として國庫に歸屬することにして、國から之を各慈善團體に適當に與へるやうにしたがよい。國庫の收入としては大したものではないから、さうして貰へば各民族が喜ぶであらうと思ふ(パウリコフスキー)」

第七節 遺産の分割

第一項 通則

一 分割の時期

「遺産は何時分割するか」 遺産相続後直に分割するか否か相続人の自由になつてゐる。分割せずして共有の

状態であることもあるが、此の場合は利益は分けてゐる。

二 相続権なき者に對する分與

「遺産分割の際遺産相続権のない者に對して遺産を與へることがあるか」 法文上には遺産を與へる規定はないが、事實上は多少分けて遺することもあるだらう。

三 留保財産

「遺産分割の際親の養老費等を遺産より除外して留保することがあるか」 親の養老費として遺産を留保すると云ふやうな慣習はない。親又は祖父母は遺産相続権はないが、親又は祖父母が生活に困つてゐる場合は遺産を幾分か分與することがあるかも知れぬが、此の外に遺産を分與せずして生活を補助して遺る方法が行はれてゐる。

第二項 分割の方法及手續

一 分割方法の決定

- (1) 「遺産分割の方法に付て被相続人が遺言を以て之を指定することがあるか」 有る。
- (2) 「遺言を以て分割方法の決定を第三者に委託することがあるか」 有る。
- (3) 「右(1)及(2)の定めない場合相続人等が協議して分割方法を定めるか」 然り。
- (4) 「分割に付て紛争の起つた場合親族知友が分割方法を定めることがあるか」 無い。分割に付て争が起つた場合は民法第一三一五條以下の規定に依つて裁判所に訴を起す、すると裁判所は二年内に分割を爲すやうに

命じ分割が終る迄全遺産の年六分に當る金を遺産所在地の社會救恤機關の爲徴收する、若し此の期間に分割か行はれない場合は裁判所に於て分割方法を決定する。現在では滿洲國の法律に依つて遺産分割の訴を起して居る。

二 分割の方法

(1) 左の方法によつて遺産を分割することがあるか。

(イ) 「現物分割(例へば土地と家屋と現金とある場合之を三人に分割するには各箇の遺産に付各三等分するか)」 有る。

(ロ) 「各人の好みに依り適宜に分割(前例に於て一人が土地一人が家屋一人が現金を貰ひ過不足を金錢で償ふ様にするか)」 有る。

(ハ) 「財産を賣却しその代金を分割」 有る。

(ニ) 「財産を數分し抽籤に依る分割」 有る。此の分割方法は法文にもある(民法第一三二二條)。

(ホ) 「その他如何なる方法」 相談するから、如何なる方法でもできる。

(2) 「分割不能の財産はどう處置するか」 分割不能の財産は多いときには協議して適宜に之を取り、相續分以上を取つた者は他の共同相續人にその相續分に當る金を與へる。分割不能財産が一個なる場合は年長相續人が之を相續した後(年長相續人とは長子の長子を意味するのではなく、年長の相續人を意味する)、共同相續人に相續分に相當する金を與へる。これが年長相續人に對する例外である(民法第一三二四條)。

三 債權の分割

(1) 債權そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか。

(イ) 「一債權の場合」 特に分割の方法はない、各相續人の自由に任せてゐる。法律にも別段の規定はない。

(ロ) 「數債權の場合」 前同。

(2) 「債權の分割が債務者に效力ある爲には如何なる方法をとらねばならぬか」 特に明文なく、一般の原則に従つてゐる。

(3) 債權分割後債務者の中に支拂能力なき者があつた爲辨濟を受け得ない相續人は他の相續人に對して其の損失の分擔を求めることができるか。

(イ) 「債務者が分割前既に無資力であつた場合」 能。

(ロ) 「債務者が分割後無資力となつた場合」 否。然し分割に不服ある者は分割の行はれた時より一年内に再分割を請求することができる。

四 債務の分割

(1) 相續人間の關係に於て

債務そのものを分割する場合どういふ風に分割してゐるか。

(イ) 「一債務の場合」 相續分に應じて分割する。

(ロ) 「數債務の場合」 前同。

(2) 債権者と相続人間の關係に於て

(イ) 「他の相続人に支拂能力のない者が生じた場合でも自己の負擔部分だけ辨濟すればよいか」 自己の負擔部分に付相続財産を以て辨濟し尙不足する場合は自己の財産を以て辨濟せねばならぬ(民法第一二五九條)。相続人は債権者に債務分割の事實を通知する義務はない、それで債権者としては相続人間に於ける債務の分割が明瞭でない場合は相続分確認の訴を提起し之を以て分割の事實を知るより外に方法がない。

(ロ) 「連帶して責任を負ふか」 否。(民法第一二五九條)

(ハ) 「相続人中支拂能力のない者が生じたとき始めて他の相続人が更にその負擔部分を分擔して支拂ふやうなこともなつか」 無さ。

五 その他の財産の分割

「放牧地、宅地、家屋、家畜、家具、食糧、營業等はどう分割するか」 分割に關しての制限はなく、又慣習もない。適宜に分割してゐる。

六 分割の手續

(1)(イ) 「遺産分割の時證書を作成することを要するか」 作成せねばならぬ規定はないが、遺産が多い場合とか不動産の場合には大體作成してゐる。不動産は證書を作らぬと登記ができないであらう。然し作成しな

い場合もあり一定してはゐない。

(ロ) 「證書にはどんなことを作成するか」 遺産表示、分割の割合等を記載する外必要な事項を記載してゐる。

(2) (イ) 「親族その他證人の立會を必要とするか」 分割證書は公證規定に基いて作成することになつて居り、二名以上の證人の立會を必要とする(民法第一三三七條)。

(ロ) 「要すとせば證書に署名捺印するか」 然り(民法第一三三七條)。

第八節 僧侶・道士の相続

一 俗家に對する繼承

「僧侶、道士等として出家した者は俗家の者の遺産を相続する權を有するか」 修道僧のみは相続權はないが、外の者は有る。

二 僧侶、道士に對する繼承

(1) 「寺院を主持する僧侶、道士等死亡したときその地位の繼承が行はれてゐるか」 現在では行はれてゐない。上からの命令或は檀家の希望に因つてその地位に就てゐる。昔主持者の娘婿が繼承してゐたことがあつた。

(2) 「僧侶・道士等の遺産は誰が相続するか」 修道僧を除いた外の僧侶・道士等は一般の規定に依つて相

續出来る。修道僧の財産としては貴重品と聖像位のもので此の外に財産を有することはないが、貴重品は一般の規定に依り相続され、聖像は寺院に残る。

第九節 遺言

第一項 通則

一 遺言の有無

「遺言をすることがあるか」 有る。遺言する場合とせぬ場合は半々位である。遺言書を書くとき死ぬと云ふ迷信があつて遺言をせぬ人もある。

二 遺言の方法

「遺言は普通書面に依るか口頭に依るか」 書面に依つてゐる。遺言の方法には公證に依る場合とさうでない場合とがある。

三 親族その他の證人の立會

左の場合親族その他の證人の立會を要するか。

(1) 「口授に依る遺言」 口授に依る遺言に於ても必ず書面を残さねばならぬが、此の場合遺言者が署名印することができねば證人は三人、署名捺印すれば證人二人の立會を要し、立會つた各證人は署名捺印しなければならぬ。

ばならぬ。

(2) 「自筆證書以外に依る遺言」 自筆證書に依る場合と否とを問はず遺言者が遺言書に署名捺印せぬ場合は三人の證人、署名捺印する場合は二人の證人の立會を要し、立會つた證人は遺言書に各署名捺印しなければならぬ。相続人、遺言に依り利益を受ける者、四親等内の血族、三親等の姻族、後見人及遺言執行者等は遺言の際の證人となる資格を有しない(民法第一〇五四條)。

四 遺言證書

(1) 「遺言證書には普通どういふ事項をどんな形式で記載するか」 遺産の分割方法、遺言執行者等を記載するが此の外の事項を書いても差支ない。

(2) 「遺言證書を一通だけ作成した場合普通誰に交付するか」 一定してゐない。自分で持つてゐる場合も又監護所、公證人、近親者等に保管を依頼することもある。

五 遺言執行者

「遺言者が遺言執行者を指定しないときは普通誰が執行するか」 遺言執行者は指定する場合もしない場合もあるが、指定しない場合は相続人が執行する。

第二項 遺贈

一 遺贈の能否

遺言を以て

- (1) 「その財産の一部を他人に贈與することができるか」 能。舊ロシア法には債權的效力を生ずる遺贈の規定(民法第一〇八六條)しかないが、實際上には物權的效力を生ずる遺贈も行はれてゐる。遺贈を受けた者はその効果として大體に於て相続人の相続の場合に於ける權利義務と同様な權利を得義務を負擔する。
- (2) 「子のある場合財産の全部を他人に贈與することが出来るか」 能。子が悪い場合できる。ロシア人の慣習として差支へない。然し現在は採用民法に遺留分の規定があるからそれによつてゐる。
- 二 未出生の子に對する遺贈
「胎兒に對して遺贈を爲すことがあるか」 有る。

第十節 葬 式

一 葬式の喪主

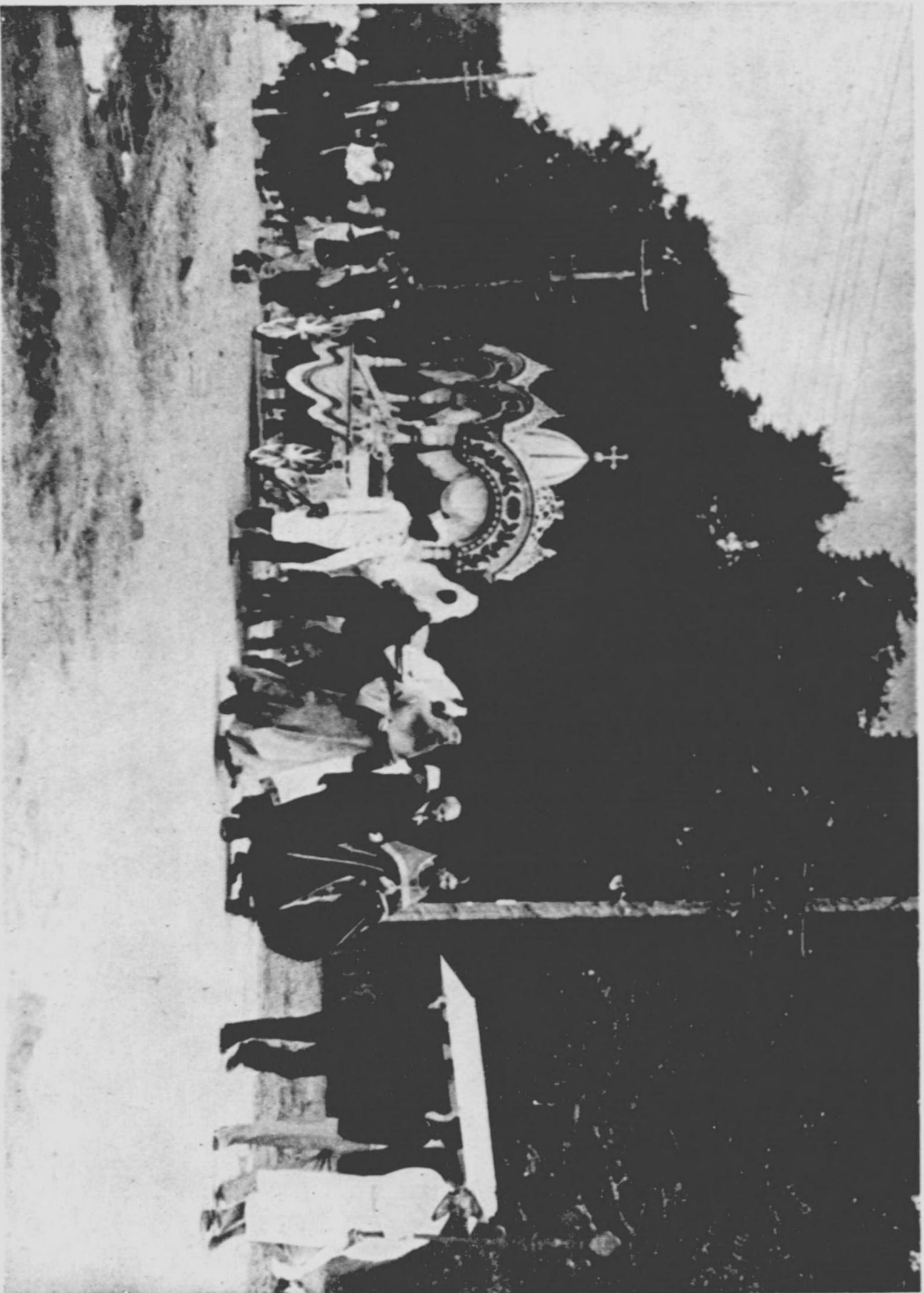
「葬式には喪主があるか」 有る。誰が喪主になるか一定してはゐないが、普通親が死ねば子、子が死ねば親と云ふ工合に近親者になつてゐる。

二 喪 服

(1) 「喪服を着るか」 着る。女は主として黒い着物とヴェール(頭から被るもの)を着け、男は黒い腕章を

五 哈爾濱白系ロシア人の葬儀

ハ 葬 列



ロ 遺骸を教會から墓地へ運び出すところ



ハ 白系ロシア人の墓



イ 哈爾濱に於ける白系ロシア人の葬列である。

(千種蓮夫氏撮影)

ロ 此の圖は哈爾濱のイ・ヴェルスキー寺院で死者の冥福を祈る儀式が終つて、これからロシア墓地へ遺骸を運び出すところである。圖の右方が遺骸の寝臺の端である。

(秋吉威郎氏撮影)

ハ 哈爾濱の白系ロシア人の墓。

(千種達夫氏撮影)

付ける。

三 埋葬の方法

「埋葬は如何なる方法を以て爲すか」 所屬教會に於て定つた方式に依つてゐる。普通死亡してから三日目に埋葬するが、始めに死者を教會に持つて行き供養を爲した後埋葬する。埋葬の位置等に付ては別段に定つた慣習はなく都合のよい場所に埋葬してゐる。

四 葬式の順序

「死亡後埋葬までの順序は如何」 死亡した場合特別の事情ない限り洗つた着物を着せ(新調の着物を着せることもある)靴を穿せ家に僧侶を呼んで二、三日供養した後死者を教會に持つて行き又供養する、そして埋葬するのであるが埋葬の直前にも特別の供養を行ふ。死者と親しかつた者は埋葬に際しては墓場迄送つて行く。

五 服喪とその期間

「喪に服することが行はれてゐるか、服するとせばその期間」 喪に服する。喪服の期間は判然定つてゐないが、極く親しい血族又は姻族が死亡した場合は最少四十日から半年位、夫死亡の場合妻は一年位、妻死亡の場合夫は半年位服するやうである。父母が死亡した場合の喪服期間も一定してゐない。

六 禁忌

「喪服中如何なる行爲が禁止せられてゐるか」 一年間位は結婚しないのが普通であるが、必ずしも之を守つ

つゝなり。

附 立法上の意見

「親族相続法の立法上の意見あれば述べよ」

- (1) 養子縁組は常に要式行爲とし未成年者を養子とする場合はその父母又は後見人の承諾書を要することに、尙養子が満十四年に達してゐる場合は養子本人の承諾書をも要することにして欲しい。
- (2) ロシア人には家と云ふ觀念が全然ないから現行採用民法第一一二二條乃至第一一二八條の規定は適用しないうやうにして貰ひ度い。
- (3) 被相続人より扶養を受けてゐる者は相続人でなくとも扶養者の死後自活し得るに至る迄一定の扶養を受け得るやうにして欲しい。
- (4) 後見人の任免に付ては現行制度の悪用を防ぐため採用民法第一〇九四條の「左に掲ぐる順位に依りてその後見人を定む」以下を廢し「區法院之を定む」とせられ度い。
- (5) 革命に因り滿洲國に逃避して來た無国籍人は家族離散し親族會の構成員を得ることが困難な許りでなく假令之を招集し得るとするもロシア人に親族會なる觀念がなく私利私慾の爲め之が悪用を見る危険があり、無国籍人に對しては現在事實上行はれつゝある通り親族會の職責は凡て區法院に於て之を代行することとせられ度い。

(6) 採用民法の相続人の範圍が狭きに過ぎるから第一一三八條の「四、祖父母」の次に「五、祖父母の直系卑屬」を加へて貰ひ度い。

(7) 相続權を有する者に對しその證明書を發給し得る方法を手續法に規定して欲しい（已にその案も造つてゐる）。

(8) 相続人の有無不明又は相続人在ること明白なるもその地に居ない場合の遺産の保全方法を構じて貰ひ度い。

(9) 遺言執行者に對する監督方法を規定して貰ひ度い。遺言執行者に對する監督方法の規定がない爲め遺言執行者が遺言通り執行したかどうか分らず、又遺言に違反して執行した場合之を摘發する方法の規定もない。

(10) 婚姻當事者の希望により爲した宗教婚は現行採用民法第九八二條の效力を有するものとして貰ひ度い。

(11) 妻の姓は婚姻後夫の姓に改めるやうにして貰ひ度い。採用民法のやうに夫の姓を冠するのではない。

(12) ロシアに於ては昔より夫婦別財産制が行はれてゐるが之は實情に適してゐるからこれを法定財産制として貰ひ度い。

*

*

康徳八年六月二十三日 哈爾濱に於て

出席者ボポフ、ギンズ、エルジャコフ、パウリコフスキー

「白系ロシア人に對しては親族相續法の取扱はどうすればよいか」 こんどできる滿洲國の親族相續法中白系ロシア人に適用出来るものは適用し、その他は現行の援用民法を大體残して、その内前に述べたやうな不適當な部分は、ロシアの改正草案の趣旨を採用して訂正して貰ひたい。

こんどできる滿洲國の親屬繼承法中白系ロシア人に適用して差支へないものは適用することは勿論結構である。併し、親屬繼承法が滿漢蒙古人などの慣習を尊重して制定せられるならば、白系ロシア人には適用できない部分が多くなる。と言つてソ聯の現行法を採用することは勿論許されないし、革命前の法律は條文の数も多く、煩雜であり、且現在としては時勢に合はなくなつてゐる。前世界大戰前二十年の歲月を要して造つた改正草案があり、議會に提出されたが、大戰のため審議が出来ず、且大戰の結果事情が變るであらうといふやうな理由で、そのままになつたのであるが、ロシアは種々の民族と宗教があり、これ等を考慮した結果、この案は餘りに細か過ぎるので適當でなく、これを翻譯することも大變である。現在の援用民法は前に掲げたところを除いては白系ロシア人にも適合するし、既に十年以上も施行せられて慣れてもゐるから、餘り變更するのはよくない。然し民國の法律を採用することは滿洲國の立場としては許されないであらうから、新しく出来る親族相續法中採用できるものは採用し、然らざる部分については大體援用民法の趣旨に従ひ、不適當な部分はロシア改正草案の趣旨を參照して別に造ることするのが適切でないかと考へる。

附錄　ロシア人に對する親族相續法規

例言

- 一 「ロシア親族相續法由來、附在滿ロシア人に對するその適用」は哈爾濱高等法院書記官小串任が擔當した。
- 二 「舊ロシア親族相續法」は哈爾濱高等法院及地方法院書記官蜂松傳一、井上喜久三郎、及川泰吉下譯を分擔し、小串任之を統一校閲した。
- 三 「ソヴェート・ロシア共和國婚姻親族後見法」及相續法の譯は小串任が擔當したが、外岡茂十郎、江家義男氏譯「ソヴェート婚姻親族後見法」に負ふところが多い。

細目次

- 一 ロシア親族相續法の由來と在滿ロシア人に對する其の適用……………三〇七
- 二 舊露西亞親族法（露西亞帝國法律大全第十輯第一部前文、及第一卷第一條乃至第三百八十二條）……………三一九
- 三 舊露西亞相續法（露西亞帝國法律大全第十輯第一部第一卷第一千十條乃至第一千三百四十五條）……………三七三
- 四 ロシア社會主義聯邦共和國 婚姻親族後見法……………四二六
- 五 ロシア社會主義聯邦共和國 相續法……………四四九
- 六 東省特別區域地方法院監護處辨事暫行規則……………四五三

一 ロシア親族相續法の由來と在滿ロシア人に對する其の適用

一 大會法典

一六四八年七月十六日、アレクセイ・ミハイロヴィチ王（一六二九生、在位一六四五—一六七六）は貴族及僧侶と諮り法典の編纂を決意し、オドイエフスキー公を長とする委員會を組織して法典の草案を作成せしめた。王はこの草案に對する民意を問ふ爲、同年九月一日、國民大會（Дворянский Собор）を召集し、その審議に當らしめた。草案の審議は翌年の一六四九年初に至つて漸く終了したが、その結果、草案に幾多の變更、増補を加へて裁可し、一六四九年五月二十日印刷を終つた。これが大會法典（Судебник）（國民大會をして審議せしめた意味でかく稱する）と稱せらるるものである。

大會法典は同時代迄に於けるロシアの最も完備した大法典で、二十五章、九百六十七條より成り、國家法、裁判所構成法、民法及其他の手續法を收めてゐる。

二 大會法典より法律大全迄

當初同法典は國家及國民生活の全領域を規定するものと考へられたのであるが、次第に基本法、中央及地方官制、親族法、普通相續法等重要部門の規定を缺いてゐることが明となると共に、幾許もなく、ピョートル大帝（一六七二生、在位一六八二—一七二五）による國政の大改革あり、時代に適合せざるものとなつた爲、ピョートル

大帝始め各帝共新法典の編纂を企て、草案の作成を見たものもあつたが、満足すべきものなく、ニコライ一世（一七九六生、在位一八二五—一八五五）により法典編纂事業の完成を見る迄、適宜新法令を發布し、或は大會法典を補追又は改正し、辛うじてその缺陷を糊塗し來つたのであつた。

三 法律大全編纂経緯

ニコライ一世は即位後日尙淺き一八二六年一月三十一日、法典編纂の爲、内府に第二局を設け、表面にはニコライ一世の傳育官たりしベルギヤンスキーを立て、編纂事業の實權はスペランスキーに與へた。
ニコライ一世は先づスペランスキーに詳細なる法典編纂計畫書を求めた。

スペランスキーの提出した法典編纂計畫はこれを三段階に分つことが出来る。

その第一階段は大會法典を起點とし其の後世に出た全法令を其の效力の有無に拘らず年代順に蒐めた法令全集をつくることで、第二階段としては右法令全集より現に效力を有するもののみを拾集類別した現行法令輯覽を纂し、最後の段階としては現行法令を検討し、時代の要求する法典を新に立案することであつた。

しかし、ニコライ一世は世にいふところの法典が徒に理想に走り、その施行は現行制度の重大變革を招來するものと危懼し（一八〇九年、スペランスキーがナポレオン法典を模倣した民法草案を作り爲政者の墮落を買つた）、法典編纂計畫の第三段階の實現は承認しなかつた。次に法典編纂計畫實現の跡を追つて見る。

法典編纂事業の第一階段はロシア帝國法律全集となつて實を結んだ。法律全集は大會法典に初まり、一八二五

年十二月十二日、即ちニコライ一世即位の日迄の全法令を蒐集したもので、一八二八年に編纂を了へ、一八三〇年印刷を完了した合計四十五輯よりなる法律の大集成である。

前述の事情により、この法律全集より法の全分野に涉り現行の法令を採録編別し、ローマ法大全に比すべき大法典を完成することが法典編纂事業の第二にして最終の段階となつたが、この過程はロシア帝國法律大全全十五輯となつて一八三〇年スペランスキーの手を離れ、關係各省にその爲設けられた八個の審査委員會の審査を経て一八三二年五月、印刷に付され參議院に廻付された。參議院は一八三三年一月十九日、法律大全の審議を了し、これを一八三五年一月一日より施行すること及同施行日迄その再審査を行ふべきことを議決した。同年一月廿七日ニコライ一世は參議院の議決を裁可し、同月三十一日勅諭と共に法律大全を公布した。かくして成つたこのロシア帝國法律大全の改廢なき部分はソヴェート政權に至る迄行はれたのであるが、他國の法典と上述の如く大いに趣を異にする。

四 法律大全の内容

法律大全は以上の経緯を経て一八三五年一月一日より施行されたが、その内容は略次の通りである。

- 第一輯 國家基本法大全、中央機關官制大全
- 第二輯 縣官制大全及地方制度
- 第三輯 行政官服務規定大全

附録 ロシア人に對する親族相続法規

- 第四輯
 - 第五輯
 - 第六輯
 - 第七輯
 - 第八輯
 - 第九輯
 - 第十輯
 - 第十一輯
 - 第十二輯
 - 第十三輯
 - 第十四輯
 - 第十五輯
- 國民義務法大全（兵役及諸税）、税關法、貨幣鑄造法、鑛業法
- 身分法大全
- 民法大全、境界法大全
- 金融法、商工法、交通法、都市及農村經濟法
- 國民糧食確保法、國民保健法、社會救恤法
- 居住證法、犯罪豫防防止法
- 刑法、民・刑訴訟法

五 法律大全以後

無統制混沌たりし法律資料を整備し、法の全部門に涉り萬人の倚るべき法律を系統的に示したのが法律大全であり、現行法令集とも稱すべきこの法律大全がその儘法律となつたところに他國の法典と異なる特色がある。

前述の通り、法律大全は新に立案されたものではなく、その中には改廢すべきものもあり、法規を欠ぐ面もあつて、其の後相次で新法令の發布を見たことは勿論であるが、爲さんとして何人も爲し得なかつた法律全集及法律大全を編み爾後の立法事業を容易ならしめたスベランスキーの功績は永く稱へられるであらう。

スベランスキーの法律全集及法律大全以後に於ても法典編纂事業は繼續された。前述の全四十五輯より成る法律全集を第一法律全集と稱し、此に次ぐ第二法律全集はスベランスキーの生前に着手され、アレクサンドル二世即位の日より一八八一年二月廿八日同帝弑虐の日に至る迄の法令を集めたもので全五十五輯よりなり、第三法律全集はアレクサンドル三世即位の日より帝制の末期一九一三年迄の法令で三十三輯に及んでゐるが未完である。法律大全も順次第二、第三と編輯された。第一法律大全が法律そのものであるに反し、第二以下の法律大全は其の後の改正に基く條文の訂正、入換、新法令の加入等を爲した現行法令輯覽に過ぎない。第二法律大全は一八四二年に、第三法律大全は一八五七年に成り、又一八八五年十一月五日、それ迄全十五輯より成つてゐた法律大全に第十六輯が追加された。

一八五七年即ち第三法律大全編輯以後は法律大全全部の改訂は行はれなかつたが、個々に出版された部分があり、例へば第十輯第一部民法大全は第三法律大全以後、一八八七年、一九〇〇年及一九一四年の三回改訂版を出してゐる。

六 舊親族相續法源

前述法律大全第十輯第一部民法大全中の前文、第一卷及同第三卷第一編第五章第十條より第千三百四十五條迄が主たるもので、この部分は前記一九一四年版より全譯した。

この外ギリシヤ正教徒に對しては一八四一年三月二十五日發布（最後の改訂は一八八三年四月九日）の正教監督局規定及其の他の教會法がある。法律大全が法令の全部を網羅せんとするものなる限り、此等の教會法も當然法律大全の一部となるべきであらうが、最後迄法律全集にも法律大全にも包含されなかつた。

ギリシヤ正教徒以外に對しては法律大全第十一輯第一部外國基督教及非基督教法大全（略して外國宗教法）及各宗教固有の教會法及其の他が法源となる。

以上の外親族相續法の關係法令は法律大全第九輯の身分法大全を初めとして各輯に散在してゐる。

七 民法草案

第一法律大全は前述の如く新に立法されたものでなく、従つて時代の變遷と共に改編さるべき運命にあつたことは當然で、其の後手形法、裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法、公證法、基本法等或は新に立法され或は改正された部分が少くなかつた。

民法の改正については一八八二年五月アレクサンドル二世の勅命により民法典編纂委員會が設置され、漸く一九〇五年に至り草案の編纂を終つた。

草案の内容は、

第一卷 總 則	
第一編 人	二 章
第二編 財 産	二 章
第三編 權利ノ得喪	七 章
第四編 權利ノ保全	二 章
第二卷 親 族 法	
第一編 婚 姻	十三 章
第二編 親子及親族	章ナシ
第三編 被後見人ノ行爲能力	章ナシ
第四編 後見及保佐	四 章
第五編 民 籍	六 章
第三卷 物 權 法	
第一編 總 則	章ナシ
第二編 所 有 權	六 章
第三編 占 有	四 章
第四編 他 物 權	六 章

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第五編 抵當及質	二 章
第六編 特種土地所有權	二 章
第七編 著作權法	四 章
第八編 發明、商標及商號權	三 章
第四卷 相續法	
第一編 總 則	章ナシ
第二編 法定相續	五 章
第三編 遺言相續	五 章
第四編 遺 留 分	章ナシ
第五編 特別相續手續	二 章
第六編 遺産ノ承繼	四 章
第七編 遺産分割及分與	二 章
第五卷 債 權 法	
第一編 債權一般	六 章
第二編 契約上ノ債權	二十五章
第三編 契約以外ノ債權	四 章

附錄 著作權

章ナシ

施行法

民法草案の内第五卷債權法は一九一〇年司法省に設けられた特別委員會の審査を経た後、一九一三年十月十四日國會に提出された。又別に第三卷の物權法も國會に提出されたが、何れも審議終了せざる内歐洲大戰となり革命となつたのである。

八 ソ聯の親族相續法

ロシア共和國政府は一九一七年の十月革命（新曆十一月七日）に依り政權獲得後間もなき同年十二月十七日、「婚姻解消に關する布告」を、同月二十日には「民事婚、子及民籍簿取扱に關する布告」を發したのであるが、翌年の一九一八年にはこの兩布告を包含した「民籍、婚姻、親族後見法」を制定した。次で一九二六年十一月十九日全露中央執行委員會に於て新「婚姻、親族後見法」を採擇、一九二七年一月一日施行した。これが現行法で、蘇聯邦司法人民委員部法律出版局の一九三八年版のものを全譯した。

九 全蘇新民法草案

ソヴェート相續法は一九二二年十月三十一日全露中央執行委員會に於て採擇、一九二三年一月一日より施行された民法の最終部をなしてゐる。この部分も蘇聯邦司法人民委員部法律出版局の一九三八年版より全譯した。

前述の「婚姻、親族及後見法」及「民法」はソヴェート社會主義ロシア共和國の法典であるが、全蘇に對する

親族相續を含めた新民法編纂の企があり、蘇聯邦法學協會は蘇聯邦司法人民委員部の委嘱に依り新民法草案編纂委員會を組織し、該委員會は一九三九年一月二十七日より同年二月三日の間に蘇聯邦新民法草案を審議決定した。然るに間もなく第二次世界大戦が勃發したので審議する餘猶がなかつたのと、戦後事情の變更を生ずるやも知れずとの理由で、終に蘇聯邦最高會議に提出するに至らず現在迄新民法は成立を見てゐない。

十 在滿露西亞人と親族相續法

在滿露西亞人に對する裁判機關は北滿鐵道（即ち東清鐵道、東支鐵道）の建設に伴ひ設置發展を見たもので、その間多少の経緯があつたが、民國九年（西曆一九二〇年）九月二十三日の大總統令に依り同年十月一日露西亞裁判所の閉鎖を見る迄は全面的に舊露西亞法が施行されてゐて（一八五九年の天津條約により露西亞は治外法權を持つてゐた）、哈爾濱に邊境地方裁判所があり、下級機關として北滿鐵道沿線に十一名の區判事がゐた、邊境地方裁判所に對する上級審はイルクーツク控訴院で、最終審は在ベテログラード元老院民刑の兩上告部であつたが、革命により解消し、後シベリヤ政府（後オムスク政府）の下に設置された元老院が民國九年初、同政府が没落する迄最終審となつてゐた。

民國九年に閉鎖された露西亞裁判所に代るものとして同年十二月一日哈爾濱に東省特別區域高等審判廳及東省特別區域地方審判廳（民國十八年一月十日東省特別區域高等法院及地方法院と改稱）、鐵道沿線の六個處（後三個處に減す）に地方審判廳分廷が設置された。しかし、當時は民國の法制未だ整備の域に至らず、私法關係に於て

は舊露西亞法をロシア人の慣習法として引續き適用してゐた。

民國十三年（西曆一九二四年）五月三十日北京政府がソヴェート政府を承認してよりロシア人中ノ聯國籍人は領事裁判權なき外國人（ソヴェート政府は民國八年（西曆一九一九年）七月治外法權を拋棄した）となつた。

又舊露西亞法の後見規定は餘りに煩雜に過ぎる爲民國十四年（西曆一九二五年）九月二十六日司法部指令を以て新に東省特別區域地方審判廳監護處辦事暫行規則を制定し露人に對し同年十月一日より施行した。

ソ聯國籍を有せざる露西亞人は民國七年（西曆一九一八年）八月五日公布、同日施行の教令第三二號法律適用條例第二條により既に無國籍人の取扱を受くるも止むを得ざる事情にあつたのであるが、民國二十年（西曆一九三一年）五月五日新民法親族繼承篇の施行に依り愈々完全にその適用を受くことになつたまゝ滿洲建國に及んだのである。

前記東省特別區域地方法院（元東省特別區域地方審判廳）監護處辦事暫行規則も新民法に適應するやう、同民國二十年十一月九日司法行政部第一九〇四九號指令を以て修正され、同月二十日より施行された。

尙又新民法による親族會については露人にその觀念なく亡命露人間に於てこれを構成すること困難なる事情もあり、民國二十年指字第五二二號北京司法部指令に依り親族會の職務を前述監護處辦事暫行規則による監護處に課すことになつた。

滿洲國の建國により東省特別區域高等法院及地方法院は北滿特別區域高等法院及地方法院となつたが、大同元年四

月一日公布、同年三月九日施行教令第三號「暫く従前の法令を援用する件」により一應舊制度が踏襲されたため、在滿露人の地位及取扱につき變更はなかつた。

しかし、康徳三年七月一日の「法院組織法」に基く改組により北滿特別區高等法院及哈爾濱地方法院が哈爾濱高等法院及哈爾濱地方法院となり又哈爾濱區法院も新設され、元地方法院監護處の事務は哈爾濱區法院に於て事實取扱はれ現在に至つて居る。

二 舊露西亞親族法 目次

露西亞帝國法律大全 第十輯 第一部

民法 大全

民法大全	
前文	
民法大全ノ適用	三二
第一卷 親族ノ權利及義務	三二
第一編 婚姻	三二
第一章 正教徒間ノ婚姻	三二
第一節 婚姻ノ成立	三二
第二節 婚姻手續	三三
第三節 婚姻ノ證據	三五
第四節 婚姻無効ノ確認、消滅及解消	三五
第一款 婚姻無効ノ確認	三五
第二款 婚姻ノ消滅	三七
第三款 婚姻ノ解消	三七
附錄 ロシア人に對する親族相續法規	
第二章 正教徒以外ノ基督教徒相互間並ニ正教徒トノ婚姻及舊派正教徒並ニ分派基督教徒ノ婚姻ニ關スル教籍簿ノ登錄	三九
第一節 正教徒以外ノ基督教徒相互間及正教徒トノ婚姻	三九
第二節 舊派正教徒及分派基督教徒ノ婚姻ニ關スル教籍簿ノ登錄	三九
第三章 異教徒相互及基督教徒トノ婚姻	三四
第一節 新ニ洗禮ヲ受ケタル者ノ婚姻	三四
第二節 基督教徒ト異教徒トノ婚姻	三六
第三節 異教徒相互間ノ婚姻	三六
第四章 婚姻ニ基ク權利及義務	三八

第一節 身分權……………三三八

第二節 財産權……………三三九

第二編 親子及血族關係……………三四一

第一章 嫡出子、無効ナル婚姻ヨリ出生
シタル子、私生子、準正子及養
子……………三四一

第一節 嫡出子……………三四一

第二節 無効ナル婚姻ヨリ生出シタル
子……………三四二

第三節 私生子……………三四三

第四節 準正子……………三四五

第五節 養子……………三四五

第二章 親權……………三四八

第一節 身分關係ニ於ケル親權……………三四八

第一款 父母ノ權利……………三四八

第二款 父母ノ義務……………三五〇

第三款 子ノ義務……………三五〇

第四款 親權ノ消滅……………三五〇

第二節 財産上ノ親權……………三五二

第一款 財産ノ分與ヲ受ケザル子……………三五二

第二款 財産ノ分與ヲ受ケタル子……………三五三

第三章 血族……………三五三

第三編 親族法上ノ後見及保佐……………三五三

第一章 未成年者ニ對スル後見及保佐……………三五三

第一節 未成年者ノ年齢及其ノ財産ニ
對スル權利……………三五三

第一款 未成年者ノ年齢……………三五三

第二款 未成年者ノ財産權……………三五四

第二節 後見及保佐ノ設定……………三五五

第三節 後見人ノ義務……………三五九

第一款 未成熟者本人ノ監護……………三五九

第二款 未成熟者ノ財産管理……………三六〇

第四節 コサツク軍隊ニ於ケル後見……………三六五

第二章 痴者、狂者、聾啞者及啞者ニ對
スル後見……………三六八

民法大全

前文

民法大全ノ適用

第一條 本民法大全ハ下記ヲ除クノ外露西亞帝國ノ全領域ニ
之ヲ適用ス

第二條 波蘭王國ノ各縣ニ於テハ此等各縣ノ爲別ニ發布セル
地方的民法、則チ千八百二十五年波蘭王國民法典、千八百
三十六年婚姻法、民法典第二卷及第三卷(譯註)千八百十
八年及千八百二十五年抵當法並ニ此等ニ對スル追加法令及
此等各縣ニ對シ效力ヲ有スル帝國普通法ノ私權ニ關スル規
定ヲ適用ス

(譯註)「ナポレオン民法」ノ意ナリ

第三條 沿バルチック各縣ニ於テハ沿バルチック各縣民法大
全ノ私權ニ關スル規定ヲ適用ス

第四條 ベッサラビヤ縣内ニ於テハ民法大全ハ總テアツケル
マン郡及千八百七十八年ノベルリン條約ニ依リ還付アリタ
ルベッサラビヤ地區ニ之ヲ適用ス

同縣ノ他ノ地域ニ於テハ民事事件ノ解決ニ當リ該地方ノ地
方的法律ヲ基本トシ、尙足ラザルトキハ帝國ノ普通法ニ依

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

以上ノ外民法大全ニ特定ムル場合ニ於テハ民法大全ノ當
該規定ヲベッサラビヤ全縣ニ適用ス

備考 ベッサラビヤノ地方的法律ニシテ現在尙效力ヲ有ス
ル、アルメノプロ六卷、ドニチ錄及千七百八十五年十二
月二十八日ノ宗教會議錄ニ欠缺アルトキハ元老院ハ千八
百四十七年十二月十五日裁可ノ參議院ノ意見ニ基キ本條
(第四條)ノ内容トナリタル千八百二十八年二月二十九
日ノベッサラビヤ州統治法第六十三條ニ依リ露西亞法ニ
基クコトヲ得ル旨所要ノ者ニ對シ之ヲ確認スルコトヲ得

第一卷 親族ノ權利及義務

第一編 婚姻

第一章 正教徒間ノ婚姻

第一節 婚姻ノ成立(譯註)

(譯註)原文ハ О признаніи в брак (婚姻ニ入ルコト)
ナリ

第一條 正教徒ハ總テ其ノ身分ノ如何ヲ問ハズ婚姻ニ付政府
ヨリ別段許可ヲ受ルコトナク、又其ノ所屬スル階級及會
(譯註)ヨリ離脱セシメラルルコトナク相互ニ婚姻ヲ爲スコ
トヲ得。本規定ノ趣旨ニ因リ正教徒タル外國人男子ハ正教

徒タル露西亞國籍女子ト婚姻スルコトヲ得。本條ニ定ムル一般の規定ハ下記諸條文ニ定ムル制限及除外ヲ受ク
(譯註)原文ノ *обшество* ハ各階級ノ組織スル「會」「組合」ノ意味ナルガ如シ

第二條 修道僧及祭司又ハ補祭ノ位ニ被セラレタル者ハ其ノ位ニアル間教會規定ニ基キ全然婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 十八年未滿ノ男子及十六年未滿ノ女子ハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ。但シ後コトカサス原住民ハ新郎ハ十五年新婚ハ十三年ニ達シタルトキハ婚姻ヲ爲スコトヲ得

備考 新郎又ハ新婚ガ法定ノ婚姻適齡ニ達セザルコト半年未滿ニシテ必要ナル場合正教監督局主教ハ自己一個ノ見解ニ依リ婚姻ヲ許可スルコトヲ得

第四條 八十一年以上ノ者ハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ
第五條 痴者及狂者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ
第六條 父母、後見人又ハ保佐人ノ許可ナクシテ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 *チエルニゴフ*及*ボルタワ*縣ニ於テ後見人トシテ成年女子ニ所屬スル財産ヲ管理スル父又ハ母ガ婚姻ヲ妨グル場合本人ハ其ノ旨法院ニ申出デ其ノ許可ヲ得テ婚姻ヲ爲スコトヲ得

第八條 刑法第一千五百四十九條ノ規定ヲ以テ本條ニ代フ

第九條 軍職又ハ文官ノ職ニアル者ハ上司ノ許可證明書ヲ得ルニ非ザレバ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

備考 軍職者ノ婚姻ニ付テハ更ニ兵役法、陸海軍規定大全及特別法ニ定ムル規定ヲ遵守スルモノトス

第十條 廢止
第十一條 廢止

第十二條 婚姻ハ婚姻當事者相互ノ強制セラレザル合意アルニ非ザレバ適法ニ成立セズ。依テ父母ハ其ノ子女ニ對シ、後見人ハ其ノ被後見人ニ對シ其ノ意思ニ反シ婚姻ヲ強制スルコトヲ得ズ

第十三條 乃至第十八條 廢止

第十九條 矯正刑務所在監者ニ對スル其ノ全在監期間中ノ婚姻締結ニ關スル制限ハ監獄法ニ之ヲ定ム。流刑者ノ婚姻ニ關スル規定ハ流刑法ニ之ヲ定ム

第二十條 法律上解消セラレザル前婚存續中ハ新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十一條 四度目ノ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十二條 重婚及四度目ノ婚姻ヲ豫防スル爲、男女婚姻シタル場合倍價ノ手ニ依リ婚姻ノ相手、時及儀式ヲ行ヒタル教會ノ表示等必要ナル事項ヲ男女ニ交付スル居住證ニ記載ス。軍及民政當局ハ該記載ニ基キ居住證ノ書替又ハ再發行

ニ際シ居住證ノ交附ヲ受クル者ノ配偶關係ヲモ居住證ニ記載ス

第二十三條 教會法ノ禁ズル親等ノ血族、姻族間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 婚姻ニ關シ前記諸條文ニ定ムル禁止條項ノ違反及婚姻事件ヨリ起リタル爭ハ訴訟法ノ規定ニ依リ宗教裁判所又ハ世俗裁判所ノ管轄トス

第二節 婚姻手續(譯註1)

第二十五條 婚姻ヲ爲サントスル者ハ自己ノ教區ノ僧侶ニ書面又ハ口頭ヲ以テ自己ノ名、姓(譯註2)及位階又ハ階級、(譯註3)及新婚ノ名、姓(譯註2)階級(譯註3)ヲ届出ヅルコトヲ要ス

(譯註)
1 原文ハ *O covespimenin braka* ナリ
2 原文ノ *proznanie* ハ「通稱」「綽名」又ハ「異名」トモ譯スルコトヲ得

3 原文ノ *costronnie* ハ「身分」トモ譯スルコトヲ得

第二十六條 該届出ニ依リ教會ハ近接ノ三回ノ日曜日又ハ其ノ間ニ來ル祭日ノ禮拜式後婚約公告ヲ爲シ、然ル後教會當局ノ定ムル規定及本法附録ノ方式ニ依リ捜査書ヲ作成ス。

附録 ロシア人に對する親族相續法規

新婚ガ他ノ教區ニ所屬スルトキハ新婚ノ所屬スル教區ノ教會ニ於テモ亦婚約公告ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 婚約公告ニ依リ婚姻障害ニ付情報ヲ有スル者ハ總テ書面又ハ口頭ヲ以テ遲滞ナク少トモ教會ニ於テ行フ三回ノ婚約公告ノ最終回以前ニ其ノ旨ヲ届出ヅルコトヲ要ス

第二十八條 婚姻式ニ立會フ證人(儀役者)ハ捜査ニ當リ婚姻當事者間ニ血縁、強制其ノ他何等婚姻障碍ナキコトヲ證明ス。本證明ニ付テハ所定ノ方式ニ依リ自ラ其ノ文官ナルトキハ委任ヲ受ケタル者ニ於テ備付ノ帳簿ニ署名ス

備考 正教監督局及宗務局ハ各教會ニ捜査ノ爲、監督局又ハ宗務局ノ印ヲ附シタル紐綴白紙ノ帳簿ヲ交付ス、帳簿末尾ノ一葉ニハ丁數ヲ示シ署名ス但シ使用期限ハ之ヲ限定セズ。帳簿ノ第一丁ニ第二十六條附録ニ定ムルモノト同一ノ書式ヲ示ス。婚姻式ヲ行フニ際シ聖職者及堂役ハ該書式ト婚姻ニ付該書式ニ定ムル條項ヲ正シク守リ、婚姻式ノ直前捜査記録ヲ作成スルモノトス

第二十九條 婚約公告又ハ捜査ノ結果婚姻障碍(譯註1)アルコト明トナリタルトキ又ハ婚姻式中婚姻障碍ノ届出アリタルトキハ僧侶ハ婚姻式中中止シ其ノ旨其ノ地主教ニ報告ス若シ主教自ラ事件ヲ解決シ能ハザルトキハ宗務院(譯註2)ノ決裁ヲ仰グモノトス

(譯註)

1 原文ハ *правильное препятствие* (正當ナル障碍) ナリ

2 原文ハ *Свѣдѣнія Синода* ナリ

第三十條 前記ニ定ムル教會又ハ政府ノ規定又ハ禁止ニ違反シ、僧侶ニ對シ婚姻式ヲ行フコトヲ強制スルトキハ刑法上ノ責任ヲ負フモノトシ之ヲ禁ズ

第三十一條 私人間ノ適法ナル婚姻式ハ教會ニ於テ其ノ爲定ムル日時ニ婚姻當事者双方自ラ出席シ二人又ハ三人ノ證人立會ノ下ニ於テ總テ正教會ノ規定及儀式ニ則リ婚約式(譯註1)ト同時ニ之ヲ行フ。正教徒ノ教會外ノ婚姻式ハ諸事情上教會内ノ舉式ガ不可能ナル地ニ於テノミ之ヲ行フコトヲ得但シ正教監督局主教ノ祝福ヲ受クルニ非ザレバ絕對ニ其ノ儀式ニ着手スルコトヲ得ズ、各婚姻ハ之ヲ教區簿(譯註2)(教籍簿(譯註3))ニ登録ス

(譯註)

1 原文ハ *обучение* ナリ

2 原文ハ *приходская книга* ナリ、戶籍簿又ハ民籍簿ニ當ル

3 原文ハ *метрическая книга* ナリ、教區簿ニ同ジ

備考 千八百七十八年ノベルリン條約ニ依リ還付アリタルベッサラビヤ地區ニ於テ舊ルーマニヤ法施行當時民事婚

ヲ爲シ宗教婚ニ依リ之ヲ確認スルコトナク現在迄教會、認メザル民事婚ヲ爲シ居ル者ガ其ノ婚姻關係ヲ將來ニ向ヒ最終的ニ合法化サント欲スルトキハ其ノ爲帝國ニ於テ必要ナル總テノ條件ヲ守リ正教會ノ儀式ニ依リ婚姻式ヲ行フ義務ヲ負フ。本備考ニ定ムル婚姻ニ付正教會ニ於テ舉式セザル限り該婚姻者ハ千八百八十八年三月十二日ノ法律發布前ノ期間中ノミ有效ナル婚姻ヲ爲シ居タルモノトス

第三十二條 刑法第五百七十七條ノ規定ヲ以テ本條ニ代フ

第三十三條 正教徒ト舊派正教徒(譯註1)又ハ分派基督教徒(譯註2)トノ婚姻ハ正教徒ト正教徒以外ノ基督教徒トノ婚姻ニ付定ムルトコロニ依リ之ヲ行フコトヲ得。舊派正教徒ト分派基督教徒ガ相互ニ婚姻ヲ爲ス爲正教會ニ於テ婚姻式ヲ行ハントスルトキハ婚姻式前婚姻當事者ニ對シ誓ヲ以テ正教ニ對スル信仰堅固ニシテ舊派正教徒及分派基督教徒ト志ヲ同ジウセザルコトノ義務ヲ負ハシム

(譯註)

1 原文ハ *старообрядца* (「非改革派」又ハ「舊徒」トモ譯ス) ナリ

2 原文ハ *Сектанты* (「分派」「別派」トモ譯ス) ナリ

備考 婚姻手續ニ付教會ノ定ムル規定ノ違背事件ハ總テ教

會當局ノ管轄トシ該事件ハ刑事裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ノミヲ除キ宗教裁判所ニ於テ之ヲ解決ス

第三節 婚姻ノ證據

第三十四條 教區簿(譯註1)(教籍簿)ヲ以テ婚姻ノ主タル證據トナス

(譯註) 第三十一條ノ譯註2・3參照ノコト

第三十五條 教籍證書(譯註1)ニ付キ疑義アルトキ及同證書ニ婚姻ノ記入ナキトキ婚姻ノ事實ハ下記ヲ以テ之ヲ立證シ婚姻ノ證據ヲ固ムルコトヲ得

- (一) 捜査簿(譯註2)
- (二) 懺悔簿(譯註3)
- (三) 若シ民事書類(譯註4)ニ依リ自ラ夫婦ト稱シ又ハ稱セラルル者ガ官公署(譯註5)ニ於テ斯ク認メラレ且爭ハルルコトナクシテ私權及適法ナル婚姻ニシテ初メテ受クベキ特權ヲ享有シ居ルコト明ナルトキハ同書類

(四) 取調書(譯註6)

1 原文ハ *метрические акты* ナリ

2 原文ハ *общая книга* ナリ

3 原文ハ *исполнительные росписи* ナリ

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

4 原文ハ *гражданские документы* ニシテ教會ニ於テ作成セラルル書類ニ對シ教會以外ニ於テ作成スル一般書類ノ意ナリ

5 原文ハ *приютственные акты* ナリ

6 原文ハ *Слѣствие* ニテ教會ニ於テ行フ取調ノ意味ナリ

第四節 婚姻無効ノ確認、消滅及解消

第一款 婚姻無効ノ確認

第三十七條 左ノ婚姻ハ之ヲ適法且有效ナルモノト認メズ

- (一) 暴行(譯註1)ニ依リ又ハ婚姻當事者ノ一方若ハ雙方ガ發狂中(譯註2)爲シタル婚姻(譯註3)
- (二) 近親者則チ教會規定ニ依リ禁セラレタル親等ノ血族又ハ宗教上ノ親族(譯註4)及姻族間ノ婚姻
- (三) 既ニ他ト爲シタル適法ナル婚姻ニ依リ義務ヲ負ヒ未ダ其ノ婚姻消滅シ居ラザルトキ又ハ其ノ所屬スル宗教ノ教會當局ニ依ル適法ナル婚姻ノ解消ナキトキ爲シタル婚姻

(四) 婚姻解消後新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ禁ゼラレタル者ノ婚姻

(五) 婚姻ニ付教會ノ定ムル婚姻適齡ニ達セザル者、滿八十年以上ノ者又ハ四度目ノ婚姻ヲ爲シタル者ノ婚姻

(六) 修道僧及祭司又ハ補祭ノ位ニ敘セラレタル者ガ其ノ位ニアル間ニ爲シタル婚姻

(七) 正教徒ガ非基督教徒ト爲シタル婚姻

(譯註)

1 原文ハ *насилие* ナリ

2 原文ハ *сумасшествие* ナリ

3 原文ハ *брачная сопряженія* ナリ

4 原文ハ *духовное роство* ニシテ、洗禮親ト其ノ子女及子女ノ父母トノ關係

備考 本條(第三十七條)第七號ニ定ムル規定ハ夫婦ノ一方又ハ双方ガ婚姻後洗禮ヲ受ケタル場合ハ之ヲ適用セズ。此ノ場合ニ於テハ教會當局ハ教會ノ規定ニ基キ別ニ之ヲ審理シ解決ス

第三十八條 管轄宗教裁判所ニ依リ其ノ婚姻ガ違法且無效ト認めラレタルトキハ正教監督局ハ地方民政當局ト連絡シ遲滞ナク爾後ノ同居ヲ解ク。又惡意ニテ(譯註)違法ナル婚姻ヲ爲シ因ツテ罪アル者ト裁判上認めラレタル者ハ教會懺悔ノ處

分ヲ受ケ尙法律ノ定ムル場合ニ於テハ一定ノ刑ニ處セラル(譯註) 原文ハ *законно* ナリ

第三十九條 其ノ婚姻ガ違法且無效ト認めラレタル爲婚姻ヲ解カレタル者ハ永久ノ婚姻禁止ニ處セラレタル者ノミヲ除キ他ノ者ト新ニ法律ノ禁ゼザル婚姻ヲ爲スコトヲ得。教會ノ定ムル婚姻適齡ニ達セザル爲婚姻ヲ解カレタル者ハ第三條ニ定ムル民事上ノ完全ナル成年ニ達シタル後之ヲ希望スルニ於テハ尙婚ノ配偶者ト同居ヲ繼續スルコトヲ得。此ノ場合其ノ婚姻ハ婚姻ニ付定メタル儀式ニ依リ教會ニ於テ之ヲ確認ス

第四十條 適法ニ解消又ハ消滅シ居ラザル別ノ婚姻關係存續中婚姻ヲ爲シタル爲其ノ同居ヲ解カレタル者ハ同人ガ遺棄シタル前婚ノ配偶者ノ同意アルトキハ前婚ノ配偶者ト同居ヲ繼續スルコトヲ得但シ該配偶者ノ死亡後ハ如何ナル婚姻ヲモ新ニ爲スコトヲ得ズ

第四十一條 若シ反對ニ遺棄セラレタル者ガ同人トノ婚姻存續中同人ヲ遺棄シ他ト婚姻關係ニ入りタル者ト婚姻ヲ繼續スルコトヲ欲セザルトキハ他ノ者ト新ニ婚姻スルコトニ付其ノ許可ヲ所屬正教監督局ニ申請スルコトヲ得。此ノ場合正教監督局ハ教會法ニ基キ之ヲ處理ス。配偶者ヲ遺棄シ前婚存續中他ト婚姻シ因ツテ罪ヲ犯シタル者ハ遺棄セラレタ

第二條 婚姻ノ消滅

第四十二條 夫婦双方適法ナル前婚存續中婚姻ヲ爲シ因ツテ罪ヲ犯セル場合後婚消滅シ居ルトキハ前婚存續ス、但シ前婚ガ夫婦ノ一方ノ死亡ニヨリ消滅シタルトキハ殘存配偶者ハ違法ナル婚姻ノ復活及新ニ婚姻ヲ爲スコトニ付其ノ許可ヲ申請スルコトヲ得ズ

第四十三條 婚姻ハ夫婦ノ一方ノ死亡ニヨリ自然消滅ス

第四十四條 夫婦ノ一方ノ死亡後殘存配偶者ハ何等法定ノ障礙ナキトキ新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得

第二款 婚姻ノ解消

第三款 婚姻ノ解消

第四十五條 婚姻ハ下記ノ場合ニ夫婦ノ一方ノ申請ニ依リ形式の宗教裁判ヲ爲シ之ヲ解消スルコトヲ得

(一) 夫婦ノ一方ガ姦通ヲナシタル事實又ハ夫婦生活ヲ營ム能力ナキコトノ立證アリタルトキ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第四十九條 配偶者ノ無能力ガ先天的ノモノニ非ザルトキ又ハ婚姻後發生セルモノナルトキハ前條(第四十八條)ニ定ムル原因ヲ訴訟ノ理由ト爲スコトヲ得ズ

第五十條 配偶者ガ全權能剝奪ヲ伴フ刑ニ處セラレタル場合他ノ一方ガ其ノ自由意志ニ依リ夫婦關係ヲ繼續スル爲受刑者ニ從行セザルトキハ自己ノ屬スル教會當局ニ婚姻ノ解消及新ニ婚姻ヲ爲スコトニ付許可ヲ申請スルコトヲ得。此ノ場合前記刑ニ處セラレタル配偶者モ亦流刑法ニ定ムル規定ヲ遵守シ婚姻ノ解消及新ニ婚姻ヲ爲スコトニ付許可ヲ申請スルコトヲ得

第五十一條 廢止

第五十二條 全權能ヲ剝奪セラレタル受刑者ガ新ニ罪ヲ犯シ再ビ親族權ノ喪失ヲ伴フ刑ニ處セラレタルトキハ男子又ハ女子受刑者ニ從ヒ受刑地ニ赴キタル爲引續キ效力ヲ有スルニ至リタル婚姻ハ罪ナキ配偶者ノ申請ニ依リ之ヲ解消スルコトヲ得。同一ノ理由ニ基キ既ニ權能ヲ剝奪セラレ居ル者ト婚姻ヲ爲セル罪ナキ配偶者モ同人ガ再ビ全權能剝奪ヲ伴フ罪ヲ犯セル場合婚姻ノ解消ヲ申請スルコトヲ得

第五十三條 恩赦(譯註)又ハ新判決ニ依リ流刑地ヨリ釋放セラレタル者ノ妻ハ流刑中夫ガ當該當局ノ許可ヲ得テ婚姻ノ解消ヲ申出ラザル爲サズ亦婚姻ノ解消ヲ願ハザリシトキハ引續キ前婚ヲ繼續スルモノトス。判決ニヨリ流刑ニ處セラレタル妻ノ夫ニ付亦同ジ

第五十四條 配偶者ガ何等カノ理由ニ因リ其ノ住所地ヲ去リ引續キ五年以上全ク行方不明ナルトキハ殘留ノ配偶者ハ婚姻ノ解消及新ニ婚姻ヲ爲スコトニ付許可ヲ所屬正教監督局ニ申請スルコトヲ得

(譯註)原文ハ no Выходимому мироустрою

第五十五條 廢止

第五十六條 服役中逃亡シ戰地ニ於テ(譯註)行方不明トナリ又ハ敵ノ捕虜トナリタル下級軍人ノ妻ハ其ノ夫ガ服役中逃亡シ行方不明トナリ又ハ捕虜トナリタル時ヨリ五年ヲ經過シ尙發見セラレザルトキ婚姻ノ解消ヲ申請スルコトヲ得。該妻ハ教會當局ニ提出スル婚姻解消願ニ夫ガ逃亡シ戰地ニ於テ行方不明トナリ又ハ敵ノ捕虜トナリタル時及其ノ未發見ナルコトニ付夫ガ入隊ノ際經由セル地ノ市又ハ郡警察署ノ證明書付スモノトス。本證明書ハ各部隊ノ長ガ警察署ニ與フル情報ニ基キ之ヲ發給ス

(譯註)原文ハ palou воинских частей

第五十六條ノ一 日露戰爭ニ參加シ其ノ戰爭中戰地ニ於テ行方不明トナリタル者ノ婚姻解消事件ノ取扱ニ付下記規定ヲ定ム

- (一) 軍人ノ外下記ノ者モ亦日露戰爭ニ參加セル者ト認ム
 - (イ) 軍及其ノ他官廳ノ文官、政府ヨリ任命セラレ諸軍政機關(譯註)及軍ノ長ノ下ニ勤務セル者並ニ諸軍政機關、軍人及前記ノ者ノ下ニ自由雇傭ニ依リ勤務セル者
 - (ロ) 軍ノ長ノ許可ヲ受ケ軍隊ニ隨行セル者、則チ通信員、御用商人、商人、勞働者、馬車夫、案内人及其ノ他軍隊ノ用ヲナセル總テノ者

(譯註)原文ハ Pashay uchi voennoy yuraystii

(二) 第五十六條ハ日露戰爭ニ參加シタル總テノ正教徒ニ之ヲ適用ス但シ此等ノ者ニ對シテハ同條ニ定ムル五年ノ期間ヲ二ケ年ニ短縮ス

(三) 下級軍人ノ婚姻解消願ニ附シ提出スベキ第五十六條ニ定ムル證明書ハ日露戰爭ニ參加セル他ノ者ノ婚姻解消事件ニ付テハ申請人ノ住所地ノ市又ハ郡警察署ガ所管ノ軍又ハ民政當局ヨリ來ル情報ニ基キ發給スル證明書ヲ以テ之ニ代フ

第五十七條乃至第六十條 第五十四條備考ニ定ムル規則ヲ以テ本諸條文ニ代フ

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

第二章 正教徒以外ノ基督教徒相互間並ニ正教徒トノ婚姻及舊派正教徒並ニ分派基督教徒ノ婚姻ニ關スル教籍簿ノ登錄

第一節 正教徒以外ノ基督教徒相互間及正教徒トノ婚姻

第六十一條 露西亞ニ於テハ一般基督教徒ハ總テ其ノ教會ノ規定及儀式ニ從ヒ別ニ民政當局(譯註)ノ許可ヲ得ルコトナク相互ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得但シ當該宗教ニ付法律ノ定ムル制限ヲ遵守スルモノトス

(譯註)原文ハ гражданское правосудство

備考 千九百五年四月十七日ノ勅令發布前正教徒ト取扱ハレタルモ同勅令第三條ノ條項ニ依ルトキハ事實上正教徒以外ノ基督教徒又ハ基督教以外ノ宗教徒トナリ之ニ關シ定ムル規定ヲ守リ前記勅令發布前ノ期間ニ付正教徒以外ノ基督教徒又ハ基督教以外ノ當該宗教ノ教籍簿ニ夫及妻トシテ登錄セラレタル者ハ適法ナル婚姻ヲ爲セルモノト認メ其ノ婚姻ヨリ出生シタル子ハ嫡出トス。此等ノ者ガ前記期間ニ付當該簿又ハ文書ニ登錄ナキトキハ其ノ婚姻及其ノ婚姻ヨリ出生シタル子ハ普通裁判所ガ特別規定ニ基キ非訴訟事件手續ニ依リ爲ス決定ニ依リ之ヲ教籍簿ニ登錄ス

第六十二條 上記第一章ニ定ムル禁止事項則チ

- (一) 新郎又ハ新婦ノ同意ナク強制的ニ婚姻ヲ行フコト及 狂者又ハ痴者ト婚姻ヲ爲スコトノ禁止
- (二) 父母、後見人、保佐人ノ同意及職務上ノ上司ノ許可 ナクシテ婚姻ヲ爲スコトノ禁止
- (三) 前婚ノ存続中ニ新ニ婚姻ヲ爲スコトノ禁止ハ 一般總テノ基督教徒ニ對シ當該宗教ニ付法律ノ定ムル限 度ニ於テ之ニ適用ス

第六十三條 十八年未滿ノ男子及十六年未滿ノ女子ニ對スル

婚姻禁止ハローマ・カトリック教徒、福音主義教徒及アル メニヤグレゴリアン教徒ニモ亦之ヲ適用ス。但シ後コーカ サスノ原住民ハ新郎十五年、新婦十三年ニ達シタルトキハ 婚姻ヲ爲スコトヲ得ルモノトシ之ヲ除ク

第六十四條 一般基督教ニ於テハ總テ婚姻當事者所屬ノ教會

規定ニ依リ禁止セラレタル親等ニアル者ノ間ニ於テハ婚姻 ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條 一般基督教徒ノ婚姻ハ各其ノ法律ニ依リ婚姻當 事者所屬ノ教會ノ僧侶之ヲ行フコトヲ要ス但シ婚姻ヲ行フ 地ニ其ノ宗派ノ僧侶又ハ牧師ナキ爲正教僧侶ガ婚姻式ヲ行 ヒタルトキモ亦婚姻ハ效力ヲ有スルモノトス但シ此ノ場合 ニ於テハ其ノ婚姻式及其ノ婚姻ノ解消ハ正教ノ規定及儀式

ニ依リ之ヲ行フモノトス

第六十六條 外交官ガ外國女子ト婚姻ヲ爲サントスルトキハ 婚資トシテ如何ナル財産(譯註)ヲ受クルヤ外國ニ於テ相續 権ヲ有スルコトナルヤ否ヤヲ申出テ豫メ上司ノ許可ヲ受 クルコトヲ要ス但シ其ノ際新婦ハ外交官ニ嫁ス場合外國ニ 於ケル自己ノ財産ヲ賣却スベク然ラザル場合ニハ夫ハ其ノ 職ヲ辭スベキ義務アルコトノ告知ヲ受ケタル旨ノ誓書(譯註) ヲ提出スルコトヲ要ス

(譯註)

1 原文ノ *imble* ハ「土地」トモ譯スルコトヲ得

2 原文ノ *подписка* ハ「署名」「誓約書」「請書」トモ譯ス ルコトヲ得

第六十七條 新郎又ハ新婦ガ正教徒ナルトキハ芬蘭(芬蘭原

住民ニ付テハ第六十八條ニ例外規定ヲ定ム)ヲ除キ他ノ總 テノ地ニ於テ下記事項ヲ遵守スルコトヲ要ス

- (一) 正教徒ト婚姻セントスル他ノ宗派ノ教徒ハ其ノ配偶 者ガ正教徒ナルコトニ對シ之ヲ誹謗セズ甘言、脅迫又ハ 其ノ他ノ方法ニ依リ自己ノ宗派ニ改宗セシムルコトヲ爲 サズ又其ノ婚姻ヨリ出生スル子女ハ正教ノ規定ニ依リ洗 禮ヲ爲シ養育スル旨ノ誓書ヲ提出スルコトヲ要ス本誓書 ハ本法ニ添付ノ方式ニ依リ之ヲ作成シ僧侶ハ婚姻式前之

ヲ受理シ婚姻式後正教監督局主教ニ提出スルモノトス若 シ僧侶疑アルトキハ婚姻式ニ着手セズシテ疑ノ原因ヲ正 教監督局主教(譯註)ニ報告スルコトヲ要ス。主教ハ其 ノ原因ヲ審査シタル後自ラ事件ヲ解決スルカ形式の手續 ヲ必要トスル場合ニ於テハ正教監督局(譯註)ニ之ヲ命 ズ

(一) 斯ル婚姻ヲ爲スニハ正教徒間ノ婚姻ニ付定ムル總テ ノ規定及注意事項ヲ履行遵守スルコトヲ要ス

(三) 斯ル婚姻ノ式ハ正教教會ニ於テ正教僧侶之ヲ行フコ トヲ要ス但シ正教ノ規定及儀式上支障ナキトキハ正教監 督局主教ノ許可ヲ其ノ都度得ザルコトヲ得。婚姻式ヲ外 國教會ノ規定ノミニ依リテ行フコトノ許可願ハ之ヲ受理 スルコトヲ得ズ

(譯註)

1 原文ハ *Православенных* ナリ

2 原文ハ *Konkretoria* ナリ

備考一 正教徒トローマ・カトリック教徒間ノ婚姻手續ニ 關シ臨時處置トシテ下記ヲ定ム

(一) ローマ・カトリック教徒ト正教徒ノ婚約公告ハ正 教教會ノミニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合正教 徒ト婚姻ヲ爲スローマ・カトリック教徒ハ婚約公告ヲ

爲スベキ正教教會ノ職員ニローマ・カトリック教區僧 侶ノ未婚證明書ニ代ヘ地方警察ノ未婚證明書及婚姻能 力ニ關スル證書ヲ提出スルコトヲ要ス

(二) 地方警察官吏ハ前記證明書ヲ發給スル場合此等ノ 者ノ出生ニ關スル教籍證明書、居住證明書、身分證明 書及他ノ居住證明書ニ準據ス。此等ノ書類ノ提出不可 能ナルコト立證セラレタル場合ハ確カナル證人二名以 上ノ陳述ニ基キ之ヲ發給ス

備考二 プロテスタント教徒トローマ・カトリック教徒ガ 其ノ婚姻式ヲプロテスタント教ノ儀式ニ依リ行フ場合婚 約公告ハプロテスタント教會ノミニテ之ヲ行フコトヲ得。 此ノ場合プロテスタント教徒ト婚姻ヲ爲スローマ・カト リック教徒ハ婚約公告ヲ爲スプロテスタント教會ノ僧侶

ニローマ・カトリック教徒僧侶ノ未婚證明ニ代ヘ地方警察 署ノ發給スル未婚證明書及他ノ婚姻障礙ナキコトノ證明 書ヲ提出スルコトヲ要ス。警察官吏ハ前記證明書ヲ發給 スル場合本人ノ出生ニ關スル教籍證明書、居住證及身分 證明書ニ準據ス。此等書類ノ提出不可能ナルトキハ二名 以上ノ證人ノ陳述ニ基キ之ヲ發給ス

第六十八條 芬蘭ニ於テ行フ宗派ヲ異ニスル基督教徒間ノ婚 姻ニアリテハ其ノ婚姻式ハ双方ノ教會ニ於テ之ヲ行フモノ

トス。本婚姻ヨリ出生シタル子ハ父ノ屬スル宗派ニ依リ之ヲ養育スルコトヲ要シ之ニ付特別ノ契約ヲ爲スコトヲ得ズ。本規定ハ正教徒中ノ芬蘭原住民ニ限リ之ヲ適用ス。正教徒タル軍人ニシテ同地ニ派遣又ハ駐屯中ノ者ノ婚姻ハ普通規定ニ基キ正教僧侶之ヲ行フコトヲ要ス

第六十九條 リフリヤンド、エストリヤンド及クルリヤンド縣ニ於テ正教徒ガプロテスタント教徒ト婚姻ヲ爲スニハプロテスタント教徒ハ別ニ其ノ婚姻ニ付自己所屬ノ教區ニ於テ婚姻公告ヲ爲シタルコト及婚姻ニ付何等障礙ナキコトノ牧師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス。婚姻式後牧師ニ對シ結婚式ヲ行ヒタル時ニ付通知スルコトヲ要ス

第七十條及第七十一條 刑法第五百五十七條、第五百七十五條及第五百七十七條ニ定ムル規定ヲ以テ本諸條ニ代フ第七十二條 ローマ・カトリック教僧侶ノミニ依リ行ハレタル正教徒トローマ・カトリック教徒トノ婚姻ハ同婚姻式ガ正教僧侶ニヨリ行ハレザル限リ無効トス

第七十二條ノ一 當該宗派ノ僧侶ノ行ヒタル正教徒以外ノ基督教徒ノ婚姻事件ハ各宗派毎ニ設ケラレタル教會當局ノ管轄トス但シ離婚ニ付テハ下記制限ヲ遵守スルモノトス
第七十三條 婚姻當時者ノ一方ガ正教徒ナル場合婚姻ノ存否婚姻ガ適法ニ行ハレタリ否ヤノ審理及婚姻ノ解消理由ガ止

ムヲ得ザルモノナリヤ否ヤノ決定ハ凡ニル場合正教ノ宗教裁判所ノ判決ニ從フモノトス。本判決ハ双方ヲ羈束ス
第七十四條 ローマ・カトリック教ノ教會當局ハ正教徒ト婚姻シ正教裁判所ニ依リ離婚セルローマ・カトリック教徒ガ更ニローマ・カトリック教ノ法律ニ依リ爲サントスル離婚ノ願ヲ受理スルコトヲ得ズ

第七十四條ノ一 婚姻當事者双方ガ正教以外ノ基督教徒ニシテ面モ各異リタル宗派ニ屬スル場合此等ノ者ノ婚姻式が双方ノ教會ニ於テ行ハレタルトキト雖モ其ノ婚姻事實ノ存否及婚姻ガ適法ナルヤ否ヤノ決定(註1)ハ最初ニ婚姻式ヲ舉行シタル僧侶ノ屬スル宗派ノ裁判所ノ管轄トス。婚姻ノ解消ガ止ムヲ得ザルモノナリヤ否ヤノ決定(註2)婚姻ノ解消又ハ解消ナキコトハ被告ノ屬スル宗派ノ裁判所ノ管轄トス。但シ本決定ハ婚姻ガ實際行ハレタリヤ否ヤ及婚姻ガ適法ナリヤ否ヤニ付審理ヲ行フ前之ヲ爲スコトヲ得ズ。上記二個ノ場合ニ關スル決定及上記手續ニ依リ行ハレタル婚姻ノ解消及解消ナキコトニ關スル決定ハ婚姻當事者双方ニ同一ノ效力ヲ有ス

(譯註)
1 原文ハ *unperbenne* ナリ
2 原文ハ *phuenie* ナリ

第七十五條

ヴイリノ、ヴイテブスク、ヴォルイニ、グロドノ、キーニフ、コヴノ、ミンスク、モギリョフ、ボドリスク諸縣ニ於ケル正教以外ノ基督教徒間ノ婚姻ハ新婚ノ所屬スル宗派ノ僧侶之ヲ行フ。ローマ・カトリック教ノ僧侶ガ斯ル婚姻ヲ祝福スルコトニ同意セザルトキハ他ノ宗派ノ僧侶婚姻式ヲ行フコトヲ得、本婚姻ヨリ出生シタル子ノ洗禮ハ婚姻契約ニ異リタル定メナキ限リ男子ハ父ノ宗派ニ依リ女子ハ母ノ宗派ニ依リ之ヲ行フ

第七十六條 其ノ如何ヲ問ハズ夫婦間ニ於テ豫メ婚姻ノ破綻ヲ誘起スベキ約定ヲ濫ニ爲スコトヲ禁ジタル規定ハ婚姻ヲ以テ民事上ノ結合ト爲ス者ヲモ除外スルコトナク一般基督教ノ總テニ之ヲ適用ス但シ本禁止條項ハプロテスタント教會當局ガ斯ル事件ヲ審理スル爲受受理シプロテスタント教規定ニ依リ該事件ヲ解決スル場合準據スルコトヲ要スル特別規定ヲ廢止スルモノニアラス

第七十七條 削除

第二節 舊派正教徒及分派基督教徒ノ婚姻ニ關スル教籍登錄

第七十八條 舊派正教徒及分派基督教徒ノ婚姻ハ其ノ爲別ニ定ムル教籍簿ニ登錄スルコトニ因リ民法上適法ナル婚姻ノ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

(譯註) 原文ハ *Труннекое Управленіе* ナリ

備考一 千八百七十四年四月十九日以前ニ爲シタル舊派正教徒間ノ婚姻ニ付下記規定ヲ定ム。(一)第十次戸口調査簿ニ夫及妻トシテ登錄セラレタル舊派正教徒ハ裁判ニ依リ其ノ效力ガ覆ヘサレザル限リ夫婦トシテ適法ナル婚

效力及效果ヲ生ズ。民法ノ禁ズル舊派正教徒及分派基督教徒ノ婚姻ハ之ヲ禁ジ且教籍簿ニ登錄スルコトヲ得ズ。舊派正教徒及分派基督教徒ノ婚姻ノ事實ハ教籍簿ニ登錄ノ日ヨリ立證アリタルモノトス但シ登錄障礙ニ關スル警察署(註)ノ決定ニ對シ所定ノ手續ニ依リ不服ノ申立アリタル後該決定ガ不當ト認メラレタル場合婚姻ハ夫婦ノ一方又ハ双方ヨリ其ノ旨届出ヲ爲シ實際ニ教籍簿ニ登錄シタル日ヨリ效力ヲ有スルモノトセズ婚姻ニ付最初ニ届出ヲ爲セル日ヨリ效力ヲ有スルモノトス。教籍簿ニハ其ノ旨別ニ附記ス。教籍簿ニ登錄シタル婚姻ハ第四十五條ニ定ムル場合ニ限リ裁判ニ依リ之ヲ解消スルコトヲ得。法律ノ禁ズル婚姻又ハ正教會ノ規定又ハ國ノ認ムル他ノ宗教ノ儀式ニ依リ爲シタル婚姻存續中他ノ者ト爲シタル婚姻ハ教籍簿ニ登錄シタルトキト雖モ違法且無効ナリ。教籍簿ニ婚姻ノ登錄ヲ爲スニ當リ所定ノ規定ヲ遵守セザルトキハ其ノ罪ヲ犯シタル者ハ法律上ノ責任ヲ問ハル但シ婚姻其ノモノハ之ヲ破棄セズ

婚ヲ爲シ居ルモノトス。(二)第十次國勢調査後爲シタル舊派正教徒間ノ婚姻ハ舊派正教徒ノ婚姻ニ關スル教籍登録ノ普通規定ヲ正シク守リ之ヲ教籍簿ニ登録スルモノトス。(三)本備考一及二ニ定ムル規定ハ財産ニ關スル事件ニ付テハ過及力ヲ有セズ又千八百七十四年四月十九日以前ニ於ケル財産上ノ如何ナル訴訟ニ於テモ之ヲ其ノ理由ト爲スコトヲ得ズ

備考二 舊派正教徒及正教ヨリ分離セル分派基督教徒ニシテ千九百七年二月十二日裁可ノ内閣官制發布以前階級家族簿(註1)、教籍名簿(註2)又ハ前者若ハ後者ニ代ル他ノ文書ニ夫及妻トシテ登録セラレ居ル者ハ教籍簿ニ婚姻ヲ爲シ居ルモノトシテ表示ナキトキニ於テモ該婚姻ガ民法ノ規定ニ反セザル限リ適法ナル婚姻ヲ爲シ居ルモノトシ本婚姻ヨリ出生セル子ハ嫡出トス。前記期間中ニ於テ當該帳簿又ハ文書ニ登録セラレ居ラザル前記ノ者ノ婚姻及其ノ婚姻ヨリ出生セル子ハ普通裁判所ガ特別ノ規定ニ基キ非訴訟事件手續ニ依リ爲ス決定ニ依リ之ヲ教籍簿ニ登録ス

(譯註)

- 1 原文ハ *составные поселенные списки* ナリ
- 2 原文ハ *духовные росписи* ナリ

第三章 異教徒(譯註)相互及基督教徒トノ婚姻

第一節 新ニ洗禮ヲ受ケタル者ノ婚姻

(譯註)原文ハ *лица новобряных исповданій* ニシテ基督教以外ノ宗教ヲ指ス

第七十九條 異教徒ハ洗禮ヲ受ケタル後洗禮ヲ受ケサル妻ト一夫一婦制ノ婚姻ヲ繼續スルコトヲ得。該婚姻ハ正教教會規定ニ基ク結婚式ニ依リ之ヲ確認スルコトナクシテ引續キ效力ヲ有ス

第八十條 同教徒又ハ他ノ異教徒ノ妻若ハ妻ノ一人ガ洗禮ヲ受ケタルトキハ其ノ婚姻ハ正教教會ノ規定ニ依ル結婚式ニ依リ之ヲ確認スルコトナクシテ引續キ效力ヲ有ス但シ引續キ自己ノ宗教ヲ信仰スル夫ガ下記ノ義務(註)ヲ負マ場合ニ限ルモノトス

(一) 同時日以後ニ同人等ヨリ出生スルコトアルベキ子ハ正教ノ洗禮ヲ受クルコトヲ要シ甘言、脅迫其ノ他ノ方法ヲ以テ自己ノ宗教ニ改宗セシムルコト及其ノ妻ガ正教ヲ信仰スルコトニ對シ嘲罵非難スルコトヲ得ズ

(二) 他ノ妻アルトキ之ヲ離別シ洗禮ヲ受ケタル妻ト其ノ全生涯又ハ婚姻繼續中一夫一婦ノ婚姻ヲ續クルノミナラズ洗禮ヲ受ケタル妻ガ洗禮前其ノ夫ヨリ婚姻ヲ解カレ居

テザリシコト明ラカナラザルベカラズ

之ニ反スル場合則チ夫ガ前記義務ヲ負フコトニ同意セザルトキ又ハ洗禮ヲ受ケタル妻ガ夫ヨリ婚姻ヲ解カレ居リタルコト明ラカトナリタルトキハ其ノ婚姻ハ解消シ妻ハ基督教徒ト新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得

(譯註)原文ノ *обязательство* ハ「約定」「約束」「誓」「債務」等ニ譯スルコトヲ得

第八十一條 猶太教(註1)ニ屬スル夫婦ノ一方ガ正教ニ改宗シタルトキ他ノ一方ガ改宗セズシテ改宗セル配偶者ト生活ヲ俱ニスルコトヲ欲スル場合兩者ノ婚姻關係(註2)ハ解消スルコトナク存續スルモ誓書(註3)ヲ以テ忠言ニ依リ後者ヲ正教ニ改宗セシムル爲細心ノ配慮ヲ爲ス義務ヲ前者ニ負ハシメ又本婚姻ヨリ出生スベキ子ヲ甘言、脅迫其ノ他ノ方法ヲ以テ猶太教ニ改宗セシメザルコト及正教ニ改宗セル配偶者ガ正教ヲ信仰スルコトニ付嘲罵非難スルコトヲ得ザル義務ヲ後者ニ負ハシムルモノトス。夫又ハ妻ガ配偶者ノ改宗後前婚ヲ繼續スルコトヲ欲セザルトキハ婚姻ハ解消シ改宗セル配偶者ハ正教徒ト婚姻ヲ爲スコトヲ得但シ婚姻ノ解消ナキトキハ夫婦何レモ猶太人ノ土着(註4)ヲ禁ジタル縣ニ居住(註5)スルコトヲ得ズ

(譯註)

附錄 ロシア人ニ對する親族相續法規

- 1 原文ハ *Учрежденный законъ* ナリ
 - 2 原文ノ *супружество* ハ「夫婦關係」トモ譯スルコトヲ得
 - 3 原文ハ *подписки* ナリ
 - 4 原文ハ *обязательство* ナリ
 - 5 原文ノ *постоянное жительство* ハ「住所」トモ譯スルコトヲ得
- 第八十二條 新ニ洗禮ヲ受ケタル者ガ以前數人ノ妻ヲ有シタルトキハ其ノ中ヨリ洗禮後生活ヲ俱ニシタキ者一人ヲ同ジク基督教ニ改宗セルモノヲ先ニシテ選ブコトヲ要ス。然ルトキハ其ノ婚姻ハ教會ノ儀式(註)ニ依リ祝福ヲ受ク。本規定ハ數人ノ夫ノ妻タリシ者ニモ亦之ヲ適用ス
- (譯註)原文ハ *по Церковному чиноположению* ナリ
- 第八十三條 若シ妻ノ何レモ洗禮ヲ受クルコトヲ欲セズ(第八十二條)夫亦洗禮ヲ受ケザル女ト生活ヲ俱ニスルコトヲ欲セザルトキハ夫ハ正教徒ノ女子ト新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得
- 第八十四條 教會ノ禁止スル親等ノ者ノ間ニ爲サレタル婚姻ト雖モ夫婦双方ガ基督教徒ニ改宗スルトキハ引續キ效力ヲ有ス

第二節 基督教徒ト異教徒トノ婚姻

第八十五條 正教又ハローマ・カトリック教徒タル露西亞臣民ガ異教徒ト婚姻ヲ爲スコト及プロテスタント教徒タル露西亞臣民ガ喇嘛教徒又ハ偶像崇拜者ト婚姻ヲ爲スコトハ全ク之ヲ禁ズ

第八十六條 廢止

第八十七條 福音主義教徒タル(譯註)露西亞臣民ト同教徒又ハ猶太人トノ婚姻ハ露西亞ニ於ケル福音主義ルーテル教會規定ニ基キ之ヲ行フ

(譯註)原文ハ Евангелическое исповѣданіе ナリ

第八十七條ノ一 夫婦ノ一方ガプロテスタント教徒ニシテ他ノ一方ガ異教徒ナル場合ノ離婚事件ノ審理(譯註一)及終局判決(譯註二)ハプロテスタント教會當局之ヲ行フ

(譯註)

1 原文ハ произволство ナリ

2 原文ハ Окончательное рѣшеніе ナリ

第八十八條及第八十九條 削除

第三節 異教徒相互間ノ婚姻

第九十條 各種族(譯註一)及民族(譯註二)ハ偶像崇拜者ヲモ除外

スルコトナク各其ノ法律(譯註三)ノ規定又ハ慣習ニ依リ(譯註四) 民政當局(譯註五)又ハ基督教會當局(譯註六)ノ關與ヲ受クルコトナクシテ婚姻ヲ爲スコトヲ得

(譯註)

1 原文ハ какое племя ナリ

2 原文ハ народъ ハ「國民」又ハ「人民」トモ譯スルコトヲ得

3 原文ハ законъ ハ「宗教」トモ譯スルコトヲ得

4 原文ハ по пригласію обязать ナリ

5 原文ハ гражданское начальство ナリ

6 原文ハ Христианское духовное правленіе ナリ

第九十一條 新郎又ハ新婦ガ適齡ニ達スル迄婚姻ヲ爲スコトヲ得ザル本法第三條ノ規定ハ露西亞帝國臣民タル同教徒及猶太教徒ニモ亦之ヲ適用ス

第九十二條 同教徒ノ婚姻ノ締結及解消ニ付テハ身分法ニ定ムル規定ニ依リ特別ノ紐綴帳簿ニ之ヲ登錄ス

第九十三條 同教ノ規定ニ依レバ義務制兵役服務中ノ同教徒ノ妻ハ離婚狀ヲ有スル場合ニ限り他ニ嫁スコトヲ得ル權利(譯註一)ヲ有スルモ其ノ權利ナクシテ新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ許ス本規定(譯註二)ヲ濫用(譯註三)セントスル者ヲ防止スル爲下記(第九十四條及第九十五條)規定ヲ定ム

(譯註)

1 原文ハ нестяжательное право(剝奪セラレザル權利)ナリ

2 原文ハ die дозволеніе ナリ

(3) 原文ハ пользоваться(利用スル)ナリ

第九十四條 義務制兵役服務中ノ同教徒ノ妻ハ其ノ夫ノ離婚狀ヲ有シ其ノ離婚ガ同教ノ法律(譯註一)ニ依リ行ハレタル場合ニ限り新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ得。同教徒ノ離婚狀ハ身分法ニ定ムル手續ニ依リ教籍簿ニ登錄シ壇家司僧(譯註二)又ハ僧侶(譯註三)之ニ署名シタル場合ニ限り效力ヲ有スルモノトス離婚狀ヲ受ケタル同教徒ノ妻ニ對シテハ該離婚狀ノ記載アル教籍簿抄本ヲ交付スルコトヲ要ス但シ該妻ハ離婚狀ニ定ムル期限經過後新ニ婚姻ヲ爲サントスル希望アルトキハ其ノ旨教籍簿ニ登錄スル爲必ズ届出ルコトヲ要ス。壇家ノ司僧及僧侶ハ再婚ノ式ヲ行フニ當リ離婚狀ヲ檢査シ其ノ内容及形式ガ適法ナルコトヲ確メ(譯註四)爭ノ原因ナキトキニ限り婚姻式ヲ行フ義務アルモノトス

(譯註)

1 原文ハ Математическіе законы ナリ

2 原文ハ приходскіе Имѣнія ナリ

3 原文ハ Муфта ナリ

4 原文ハ по надлежащему удостовѣренію ナリ

附錄 ロシア人に對する親族相續法規

第九十五條 前記規定ノ總テヲ遵守シテ行ヒタル婚姻ハ之ヲ適法ナルモノトシ其ノ婚姻ヨリ出生シタル子ハ嫡出トス。

之ニ反シ不當ノ離婚ニ基キ又ハ上記ニ定ムル規定ニ違反シテ行ハレタル婚姻ハ之ヲ無効ト認ムルコトヲ要ス

第九十六條 削除

第九十七條 全權能ヲ剝奪セラレタル者ノ妻ガ他ニ嫁スルコトヲ得ル普通法ノ規定ハ同教徒ニモ亦之ヲ適用ス但シ其ノ管轄ニ從ヒ同教宗教會議(譯註一)又ハ宗務局(譯註二)ノ許可ヲ受クルモノトス

(譯註)

1 原文ハ Духовное собраніе ナリ

2 原文ハ Духовное правленіе ナリ

第九十八條 行方不明ノ者(譯註)ノ配偶者ニ對シ五年經過後新ニ婚姻ヲ爲スコトヲ許ス第五十四條、第五十六條及第五十四條備考ノ規定ハ同教徒ノ妻ニ對シテモ亦之ヲ適用ス但シ此ノ種事件ニ於ケル正教監督局ノ基督教徒ニ對スル職責ハ同教徒ニ對シテハ宗務局又ハ宗教會議之ヲ行フ

(譯註)第四十五條譯註參照

第九十八條ノ一 同教徒ノ婚姻事件ノ信仰ニ關スル部分ハ其ノ宗教裁判所(譯註一)ノ管轄トス但シ婚姻ノ解消ニ當リ生ズル民事上ノ請求ニ付テハ同教僧侶ハ當事者雙方ガ其ノ審理